(案)

女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討結果(別紙)

論点項目	(1)炉内点検	意見番号	5
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における冷温停止までの煩	戸心挙動につ	いて
意見番号及び	① 炉心挙動の健全性について、次の点を確認したい	/ \ ₀	
関連質問の内容	(1)炉停止状況(炉内パラメータ推移確認など)		
	(2)炉停止後の冷却状況(炉内パラメータ推移確認な	(ど)	
	【関連質問】		
	② 地震直後の揺れている時に、制御棒が設計通り	•	かりと
	停止できていたのかを明確に示してもらいたい。	., .,	
	③ プラントの冷温停止に向けてどのような操作が行		-
	変化をして、どのように推移したのかということを	もう少し詳細し	こ示し
	ていただきたい。(第4回)	-1 -77 - Alberta	
	④ 燃料が壊れていないことを、どの時点でどのように	こ確認して判論	断した
+ * + = + = + + + + + + + + + + + + + +	のか、その根拠を示してもらいたい。(第4回)		r. t.
事業者説明要旨 	①、②、③全号機の原子炉は設計どおり自動停止し	• •	-
	位・炉水温度などプラントパラメータ等について	、異常を示う	個は
	確認されていない。(第4回)	7 0 14 0 474) o +
	①、②制御棒を外観点検にて損傷(き裂、変形及びる) 無なないる 知知 ないこ 知知 持の ほる 計算 は へ 数		
	無を確認している。制御棒の挿入試験は、全数	.に"フいて夫』	世9つ
	計画としている。(第5回) ③ 運転員は手順書に基づき、初期対応として原子	ひにないよう	Γ <i>γ</i> Α
	やす」、放射性物質を「閉じ込める」、さらに「電影	,, –	
	機能が正常に動作しているかプラントパラメータ		
	態を確認。冷温停止に向けて原子炉の冷却に必		
	これ」と「原子炉の除熱」操作を継続的に実施し		-· \ 0)
	(4) 燃料の状況について、原子炉水や使用済燃料		\ ↓ tE
	放射線モニタ及び水中カメラによる目視点検を行		
	傷等の異常は確認されなかった。(第5回)	14、地展に	とのは
	あ 守 v) 共 市 v な 単 に い な が よ が ・ ン / こ。 (別 0 巨 /		

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)地震直後の揺れている時に、制御棒が設計通り入って、しっかりと停止できていたのかを明確に示してもらいたい。(第4回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)プラントの冷温停止に向けてどのような操作が行われて、どのように変化をして、どのように推移したのかということをもう少し詳細に示していただきたい。(第4回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)燃料が壊れていないことを、どの時点でどのように確認して判断したのか、その根拠を示してもらいたい。(第4回) ※関連質問として採用
- ・ 東北地方太平洋沖地震の際、外部電源が5系統のうち4系統喪失した中で、冷却系統の浸水によりディーゼル発電機が使えなくなったことや電源盤が火災で一部使えなくなったということもあったので、原因を究明した上で対策の強化をお願いしたい。(第5回)

論点項目	の施設の健全性について (1)炉内点検	意見番号	6
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における原子炉内構造物の		かて
意見番号及び	① 炉心内部機器の健全性(主要機器現状写真など)について、ど	欠の点
関連質問の内容	を確認したい。		
	(1) 燃料(2) 制御棒(3) 炉心支持構造物		
	【関連質問】		
	② 目視点検の信頼性や抜き取り点検の妥当性につ	ついて、説明	してほ
	しい。 (第4、5回)		
	③ 『地震によって発生した燃料体の相対変位が、力	『振試験によ	り制御
	棒の挿入性に問題のないことが確認されている		
	とを解析によって確認』という説明に関して、40 m		ないと
	する根拠と震災時の相対変位を示すこと。(第6回	•	.
	④ 震災時に燃料集合体にかかった応力を解析に。		
	とのことだが、許容応力に対して実際どの程度の)俗度かめつ7	このカナ
	示すこと。(第6回) ⑤ 定期検査と地震後の健全性確認は観点が異な	スし田わわて、	ぶ 生山
	るとともに、地震後点検を特定の象限から抜き		
	再整理すること。(第6回)	NOU CV DE	IH C
	⑥ 炉内点検について、地震後も設備が健全である	るということを、	、映像
	等を用いるなど、説得力のあるものを示してほしい	•	, , , , , , ,
	⑦ 設備の健全性確認では、(ア)目視点検、(イ)		るいは
	個々のデバイスの機能があることの確認、(ウ) 🕏	全体的なシス	テムと
	しての機能を発揮することの確認、の3段階の確	[認が必要で	あるた
	め、そのような流れで説明してほしい。(第4回)		
事業者説明要旨	① 、⑥原子炉圧力容器内部の各構造物(燃料体、	制御棒、炉心	心支持
	構造物等)について、水中カメラによる目視点検を	を実施。地震	による
	損傷や変形等の異常は確認されなかった。(第4	、5回)※第	5回で
	は動画を用いて説明		
	② 燃料体の目視点検は抜き取りにより実施している		-
	定にあたっては、燃料の燃焼の度合い等を考慮	『し網羅性を確	確保し
	ている。 (第 20 回)		



- ③ 地震による燃料集合体の相対変位量は、3.11 地震で 18.2 mm、4.7 地震で 8.5 mmであり、加振試験によって制御棒の挿入性が確認された評価基準値 40 mmに収まることを確認。実機大の模擬試験装置を使用し、燃料集合体の相対変位が約 60 mmの場合であっても、制御棒が規定時間(保安規定記載値)内に挿入できることを確認している。(第 20 回)
- ④ 地震による燃料集合体の許容応力について、スペーサ間、スペーサ部、下部端栓溶接部の3カ所について評価を実施。いずれも評価基準値を満足していることを確認している。(第20回)
- ⑤ 通常定検では、照射量の多い制御棒から2~4本を選定する。一方、地震後健全性確認では、制御棒等は地震時に同様に揺れること、配列が対称であることから、1/4炉心から制御棒8本を選定している。(第20回)
- ⑦ 機器・系統の健全性確認について、機器レベルの基本点検(必要により追加点検)による設備の健全性評価、その後、系統レベルの機能試験を行い、系統全体の健全性評価を実施する。(第5回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ 点検後にきちっと同じ動作ができるかどうかというのがポイントになる ので、点検後の動作確認はしっかり行ってほしい。(第4回)
- ・ (再掲)炉内点検について、地震後も設備が健全であるということを映像等を用いるなど、説得力のあるものを示してほしい。(第4回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)設備の健全性確認では、①目視点検、②詳細点検あるいは個々のデバイスの機能があることの確認、③全体的なシステムとしての機能を発揮することの確認、の3段階の確認が必要であるため、そのような流れで説明してほしい。(第4回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)目視点検の信頼性や抜き取り点検の妥当性について、説明してほしい。(第4回、第5回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)『地震によって発生した燃料体の相対変位が、加振試験により 制御棒の挿入性に問題のないことが確認されている 40 mm以下である ことを解析によって確認』という説明に関して、40 mm以下で問題ないと する根拠と震災時の相対変位を示すこと。(第6回) ※関連質問とし て採用
- ・ (再掲) 震災時に燃料集合体にかかった応力を解析によって確認しているとのことだが、許容応力に対して実際どの程度の裕度があったのか示すこと。(第6回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)定期検査と地震後の健全性確認は観点が異なると思われるが、制御棒についてそれぞれの抜き取り点検の考え方の違いを明確にするとともに、地震後点検を特定の象限から抜き取りしている理由を再整理すること。(第6回) ※関連質問として採用

論点項目	の施設の健全性について (1)炉内点検	意見番号	7
検討会における論点			
1XI1 X1 C0317 WINDA	全性について		7 V VC
 意見番号及び	 ① 東日本大震災によって、原子炉圧力容器(及び炉	1力構造物))	ア温
関連質問の内容	・		-
	戻い心が乗べ、並圧変がを支げたところはない。 評価・修理・交換はどのように行われたか説明して		
	而圖·廖廷·英族(3000) 1140/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10		
 事業者説明要旨	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	 フド、ジェットオ	ペン
	プ、上部格子板、炉心支持板等)について、水中		
	点検を実施し、変形や破損、取り付け状態などに		
	確認。(第5回)		_
検討会等で出された	│ │<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	へれ電力 **のあた 女主/ 今後とも定期的に点検を進め、安全性を確認して	いくことを写	望すら
	, C C C/2/2/2/1-/MIX C C 2/1 A LIL C PERIO C C	,	0 0

論点項目	(1)炉内点検	意見番号	8
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における原子炉内などの	高線量箇所の)点検
	方法について		
意見番号及び	① 原子炉内及び炉内構造物や高線量の場所等に	おける点検方	法等
関連質問の内容	について説明してもらいたい。		
+ ** + = \ - \ - \ - \ - \ - \ - \ - \ \ - \ \ - \ \ - \ \ - \ \ - \ \ - \ \ \ - \			- 1)
事業者説明要旨	① 高線量下にある原子炉圧力容器内の構造物につ		¹ カメ
	ラにより、地震による機器の変形や、損傷がない、 ① 全ての炉内構造物(シュラウド、ジェットポンプ、」	- / / / / - 0	i./、
	支持板等)について、水中カメラによる目視点検		
	破損、取り付け状態などに異常がないことを確認		
	ついても点検対象を選定の上、損傷や変形など		-
	様に水中カメラによる目視点検を実施し異常のな	いことを確認	した。
	(第5回)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	今後とも定期的に点検を進め、安全性を確認して	「いくことを望	望む。

論点項目	(1) 炉内点検	意見番号	9
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における炉内構造物など	<u> </u>)妥当
	性について		
意見番号及び	① 炉心内機器の修復計画の妥当性について確認!	たい。	
関連質問の内容			
事業者説明要旨	① 通常の定期点検は原子炉圧力容器内部設備の	うち各機器の位	大表
	箇所のみを10年に一度点検を実施しているが、		
	認は地震後の影響確認を実施するために原子が	三圧力容器内容	部設
	備全てについて点検を実施している。(第5回)	- 	K
	① 点検内容は、原子炉圧力容器内部の各構造物に	- , ,	
	地震により喪失される場合を考慮した損傷モード		が出
	え、水中カメラによる目視点検を実施している。(邪3凹)	
検討会等で出された			
意見・要望	へれ電力 **の恋光 女主/ 今後とも定期的に点検を進め、安全性を確認して	こいくことを誓	望すら、
		,	

論点項目	の施設の健全性について (1)炉内点検	意見番号	10
検討会における論点	(1) がらぶる 東北地方太平洋沖地震後における炉内構造物復旧		
探討女 でのこの 温泉	朱礼地力太十年行地長後におけるがら特色初後日本 法について	及りほ土江州	玉 ゆ心ノノ
意見番号及び	① 炉心内部機器の修復後の動作健全性の確認方法	去について確	認し
関連質問の内容	たい。		
事業者説明要旨	① 原子炉圧力容器及び全ての炉内構造物(シュラウ	カド、ジェットオ	ペン
	プ、上部格子板、炉心支持板等)について、水中	カメラによる目	目視
	点検を実施し、変形や破損、取り付け状態などに	異常がないこ	とを
	確認している。今後、プラントの起動にあたっては	、漏えい試験	など
	の機能試験を行い設備健全性の評価を行うことと	:している。(第	3 5
	回)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	今後とも定期的に点検を進め、安全性を確認して	いくことを望	望む。

論点項目	(1)炉内点検	意見番号	41
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における原子炉圧力容器	監視試験片の	対験
	結果について		
意見番号及び	① 原子炉圧力容器の監視試験片試験は行われた		. — .
関連質問の内容	一脆性遷移温度は予測の範囲内か。圧力容器内	内壁にひびが	認め
	られないか説明してもらいたい。		
古米老部四市区	① 医乙烷厂五索四烯认同的如杜尔斯坦科翰比克萨	ラス 原中の 歴史	Δ1 1/4 :
事業者説明要旨	① 原子炉圧力容器等と同じ部材の監視試験片を原中心部付近に装着し計画的に取り出して衝撃試		
	する。関連温度の評価結果として、初期値はマイ		
	年)、第1回の評価結果では、関連温度はマイナ		
	年)であり、第2回目については、現在評価を行っ		
	① 確認した関連温度に基づき原子炉圧力容器の温	温度管理を行う	iこと
	で健全性を確保しており、JEAC 規格における運	転期間末期0	関連
	温度の規定である93℃未満に対し、女川2号機の	の関連温度は	十分
	低い状態となっている。(第4回)		
	① 女川2号機については、平成23年10月に原子		
	し、平成24年2月に原子炉圧力容器内部の点検		=3月
	には制御棒の点検を完了し、異常のないことを確	[認している。	
	(第4回)		
	│ │ ※ 関連温度とは、原子炉圧力容器に使用している金	屋材料の機構	的性
	質の変化を示すものであり、この値自体が判定の		
	ないが、確認した関連温度に基づき原子炉圧力容	器の温度管理	里を行
	うことで、健全性を確保している。		
	なお、JEAC4206「原子力発電所用機器に対する	破壊靭性の確	在認
	試験方法」に運転期間末期の関連温度を93℃未済	満と規定してい	る。
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	今後とも継続的な点検及び監視試験片試験の評価	を進め安全性	生を確
	認してほしい。		

論点項目	の施設の健全性について (2)確認手法	意見番号	16
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における目視点検による		 D妥当
	性について		
意見番号及び	① 施設の健全性確認の手法について、詳しく説明し		\ ₀
関連質問の内容	【関連質問】		
	② 地震後の点検の観点から目視点検のあり方につ	いて疑問。通	常の
	目視点検と今回の地震後の健全性確認では見る	視点が変わる	3ので
	はないか。(地震による被害[地震動を考慮した被	[[[[]]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]]	検で
	追えない部分、拾えない損傷についての対応方法	法について検	討し
	て欲しい。(第5回)		
	③ 大きな地震を経験した制御棒や燃料体をもう一度	使用する上で	で、解
	析による確認と抜き取り点検の組み合わせで問題	夏ないとする 理	昆由を
W V T	再整理すること。(第6回)		
事業者説明要旨 	《建物·構築物》	こせる公田さ	II77 A
	① 健全性評価は、点検と地震応答解析を実施し、同	可者の結果を	照合
	の上、総合的に評価している。(第20回)	フトフド生山み T	L マド <i>크</i> 山
	① 鉄筋コンクリート躯体への地震の影響について 離・剥落を想定した目視点検を実施し、耐震上考		
	について、追加調査を必要とする目安の「地震に		
	上のひび割れ」は確認されなかったこと、及び構		
	離・剥落がなかったことから構造上の問題はない		
	び割れ幅の判定基準(幅 1.0 mm)の考え方は、		- 0
	(EPRI)の報告書などを参考に設定。(第 20 回)	. , , , _, ,	– // .
	① 震応答解析については、3.11 地震、4.7 地震の額	見測記録を用	いシミ
	ュレーション解析を実施している。解析結果は、	観測記録を再	再現し
	ていること、原子炉建屋耐震壁の最大応答せん	断ひずみは評	平価基
	準値(2.0×10 ⁻³)以下であること、各階層の層せ	ん断力は弾性	生限耐
	力以下であり、鉄筋は弾性範囲であることを確認。	。(第 20 回)	
	② 作業員被ばく低減等の観点から目視点検が困難	な場合につい	って構
	造的に類似した部位の点検結果及び解析結果を	:踏まえ合理的	内な
	評価を行うこととしている。(第20回)	# 2	
	② 点検結果と解析結果は整合しており、点検が困難	,	
	解析結果を踏まえて合理的に評価できることを確	:: 総した。 (第 2	20 回)

事業者説明要旨

≪制御棒•燃料集合体≫

- ①、②、③制御棒については、3.11 地震時の制御棒挿入状況や水中カメラでの目視点検結果から異常が認められなかったこと、及び地震応答解析の結果、制御棒の挿入性が確認されている燃料集合体の相対変位量が許容基準値以内であったことから、継続使用は可能としている。今後の系統機能試験において全制御棒の挿入性について確認する。(第20回)
- ①、②、③燃料集合体については、抜き取りによる水中カメラでの目視点検を実施し、異常な変形や損傷がないこと、及び地震応答解析の結果、地震時に作用した応力や疲労蓄積を考慮しても健全性に問題なく継続使用は可能としている。なお、抜き取りにあたっては、燃焼度合い等を考慮することにより、全体への網羅性を確保している。(第20回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)地震後の点検の観点から目視点検のあり方について疑問。通常の目視点検と今回の地震後の健全性確認では見る視点が変わるのではないか。(地震による被害[地震動を考慮した被害])目視点検で追えない部分、拾えない損傷についての対応方法について検討して欲しい。(第5回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)大きな地震を経験した制御棒や燃料体をもう一度使用する上で、解析による確認と抜き取り点検の組み合わせで問題ないとする理由を再整理すること。(第6回) ※関連質問として採用

	7. 施設の健全性について	辛日平口	17
論点項目	(2)確認手法	意見番号	17
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における健全性確認時の知	印見について	
意見番号及び	① 3.11 地震前の点検マニュアルから 3.11 地震後に	見直すべきと	ころ
関連質問の内容	をどのように整理しているのか説明してもらいたい	0	
事業者説明要旨	① 従来から、鉄筋コンクリート躯体の保守では、ひひ等の劣化が想定されることから、社内マニュアルに目した目視点検を実施している。また、解析結果時の点検においても目視による手法が有効である(第20回)① 機器・系統の点検項目及び判断基準についてはや国の技術評価がなされた民間規格等を準用して	こ基づき外観 との比較から ることを確認し 、定期事業者	た。検査
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ 巨大地震後には余震が続くのが特徴的だが、本震後、余震の大きさに応じた健全性確認の仕組みを(第3回)		

論点項目	の施設の健全性について 「(2)確認手法	意見番号	18
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における健全性確認の判		
快引女にのける調点	宋礼地万太千仟仲地長後にわける陸王汪惟祕の刊 ついて	別	37生(⊂
<u> </u>			Les the
意見番号及び	① 地震後の設備健全性について、定量的なデータ	のもとに判断	限拠
関連質問の内容 	を明確にして説明してもらいたい。		
*****************************	(, 7-h)		
事業者説明要旨	《建物·構築物》 ① / (株) / (***********************************	═ ╩ ╭╩┲╩	₀₇₇
	① 健全性評価は、点検と地震応答解析を実施し、同	可有の結果を	信制
	の上、総合的に評価している。(第20回)	7~7~8年1~3~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~7~	1年3月
	① 鉄筋コンクリート躯体への地震の影響について、 離・剥落を想定した目視点検を実施し、耐震上考		
	離・剥俗を忍足した日祝点使を美旭し、嗣晨上号 壁)について、追加調査を必要とする目安の「地別	,2., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,
	mm以上のひび割れ」は確認されなかったこと、及び		
	る剥離・剥落がなかったことから構造上の問題は		
	る。ひび割れ幅の判定基準(幅 1.0 mm)の考え方		
	力研究所(EPRI)の報告書などを参考に設定。(質	•	
	① 地震応答解析については、3.11 地震、4.7 地震の		用い
	シミュレーション解析を実施している。解析結果は		
	していること、原子炉建屋耐震壁の最大応答せん		
	基準値(2.0×10 ⁻³)以下であること、各階層の層・	せん断力は弾	性限
	耐力以下であり、鉄筋は弾性範囲であることを確		
	① 作業員被ばく低減等の観点から目視点検が困難		
	造的に類似した部位の点検結果及び解析結果を	:踏まえ合理的	勺な
	評価を行うこととしている。 (第 20 回)		
	① 点検結果と解析結果は整合しており、点検が困難	性な部位につ	いて
	も解析結果を踏まえて合理的に評価できることを	確認した。	
	(第 20 回)		

事業者説明要旨

≪機器•系統≫

- ① 制御棒については、地震応答解析の確認結果から燃料集合体の相対変位量は3.11 地震で18.2 mm、4.7 地震では8.5 mmであり、規定時間内に挿入できることが確認されている相対変位量の許容基準値40 mm以内に収まっていることを確認した。(第20回)
- ① 燃料集合体については、応力評価と疲労評価を行っており、応力評価の結果、応力設計比は炉内装荷燃料 0.51、プール保管燃料 0.35 であり評価基準値1に対し裕度があることを確認した。また、疲労評価については、疲れ累積係数の増分は炉内装荷燃料 0.053、プール保管燃料 0.018 であり、評価基準値1より十分小さいことを確認した。(第 20 回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

今後とも経年変化を点検等により確認して設備健全性を評価してほしい。

論点項目	(2)確認手法	意見番号	19
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における建物・構築物と機	と器・系統の連	直結部
	の被害状況について		
意見番号及び	① 健全性確認の全体像について、機器系と建物系	の確認を並行	fして
関連質問の内容	独立に進めるようになっているが、両者の被害は	、密接に関連	して
	発生する。特に、重要度の異なる機器と建屋の結	合部に被害な	が集
	中するのは東電柏崎の変電機の火災例でも明白	である。この約	総合
	化の重要性を指摘して議論したい。(設備、機器)	系への地震作	用は
	地盤→建屋→機器となるため、建屋との取り合い	部での損傷が	注主体
	となる。個々の機器系の耐震対策も重要だが連絡	吉部での対応:	をど
	のように考えているか説明してもらいたい。)		
事業者説明要旨	① 低耐震クラス(B、Cクラス)設備の波及的影響によ	, ,	-
	(Sクラス)設備の安全性が損なわれないことが要		,,,,,
	交換機及び天井クレーン(Bクラス)が使用済燃料		
	に波及的影響がなかったことを地震応答解析の約	信果から確認し	して
	いる。(第20回)		
	① 原子炉建屋等の重要施設の基礎は、強固な岩盤		
	り、地盤沈下等により重要な設備が損傷しないよ		
	なお、建屋間を渡る配管等の耐震設計において	は、建産間相	对发
	位を考慮した設計としている。(第20回)	旧の年仕却へ	ナフ
	① 地震後の設備健全性確認結果として、建屋と機器		
	基礎台及び基礎ボルトの損傷により、Sクラス設備 及ぼす損傷はなかった。(第 20 回)	那心放仪的家?	音と
検討会等で出された			
意見・要望	〜米心电力、の息兄・安主/ 今後とも定期的な点検により、継続的に健全性を確認	別 てほしい	
心儿 女王		IO CIAOV 6	

論点項目	(2)確認手法	意見番号	20
検討会における論点	地震の性質(地震加速度、変形、繰り返し)の分類に	よる被害状況	記につ
	いて		
意見番号及び	① 地震動には様々な性質がある。加速度、速度、変	位、エネルギ	ニーな
関連質問の内容	ど何がどう被害に対応するのか。それぞれの被害	• -//-	-
	いう性質に対応しているのか、加速度による被害、		皮害、
	繰返しによる被害などを分類して整理し説明して	もらいたい。	
車業老部中面 5	 3.11 地震、4.7 地震で確認された事例について、 		ァトフ
事業者説明要旨 	(1) 3.11 地震、4.7 地震で確認された事例について、 被害(天井、照明器具))、変形による被害(各建原		
	等)、地震の繰り返しによる被害(地盤の液状化等		
	ぞれの分類に応じて天井、照明取り付け部の補強		
	設計上の考慮を行っている(第20回)	- (· Cama-9 () (01.0
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
検討会等で出された	なし		
意見・要望			

論点項目	の施設の健全性について (2)確認手法	意見番号	21
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における健全性確認に係		
IXIIIXI COO! O GIIIIXI	いて		E(C)
 意見番号及び	① 各種点検(外観目視、その他)を実施した作業担	 当者の能力(どの
関連質問の内容	ような経験・資格などを持つ作業者が実施したか、		
	明してもらいたい。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	C #/ L
事業者説明要旨	《建物•構築物》		
	① 建物・構築物の点検にあたっては、点検を行う実	施会社に対し	て、
	有資格者や業務実績、品質保証活動の状況等を	:評価している	5。ま
	た、目視点検の実施者については、日本産業規	各(JIS)の要素	於、経
	験年数や資格等を踏まえ、適切な力量を有してい	ることを実施	計画
	書等の書面で確認している。(第 20 回)		
	≪機器・系統≫		L
	① 機器・系統の点検にあたっては、非破壊検査では		
	と、目視点検等においては日本産業規格(JIS)の 建な呼ばれた者でなること、及びるれた以外の点は		
	│ 續を踏まえた者であること、及びそれら以外の点札 務経験等の確認を受けた者であることを作業員名		
	-	「侍守り音曲	てが底
	#UO (1 00 (N) 20 EI)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	継続的な教育訓練の実施、資格取得の奨励を行って	ほしい。	

論点項目	の施設の健全性について (2)確認手法	意見番号	22
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における目視点検者の力		
IXII XI COST OHIIIM	横結果の妥当性確認について		4 Dayw
 意見番号及び	□ 目視点検について、エキスパートによる目視外観	占松けきわれ	て舌
思見留与及び 関連質問の内容	要である。どのような能力(資格)を持ったメンバー	,, ,,	
	性の組み合わせで行うか。点検結果の適格性の		
	かについて説明してもらいたい。	/ エンノ (み7年ん	7-117
	【関連質問】		
	【	うに確認してい	いろの
	か。(第5回)		·/•]()
	% % (MOEI)		
 事業者説明要旨	≪建物•構築物≫		
1. VI H MO./12 H	***	う実施会社は	こ対し
	て、有資格者や業務実績、品質保証活動の状		
	る。また、目視点検の実施者については、日本風		
	求、経験年数や資格等を踏まえ、適切な力量を		
	施計画書等の書面で確認している。点検計画		
	いては、第三者機関の確認により妥当性を確認		
	回)		/\ v = °
	≪機器•系統≫		
	①、②機器・系統の点検にあたっては、非破壊検査で	がは有資格者で	である
	こと、目視点検等においては日本産業規格(JIS)	の要求、教育	育受講
	実績を踏まえた者であること、及びそれら以外の	点検につい	ては、
	業務経験等の確認を受けた者であることを作業	員名簿等の書	書面で
	確認している。点検結果については、これまで係	R全で適用し [*]	ている
	定期事業者検査の判定基準や、国の技術評価	がなされた国	 門規
	格等により妥当性を確認している。(第20回)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ (再掲)メーカーの社内資格について、電力として	どのように確認	認して
	いるのか。(第5回) ※関連質問として採用		

論点項目	り施設の健全性について (2)確認手法	意見番号	23
検討会における論点 	東北地方太平洋沖地震後における点検計画や点検	宿未り 唯 総位	予申リクノ
	妥当性について		
意見番号及び	① 点検計画、点検結果の確認体制について説明し	てもらいたい。	0
関連質問の内容			
事業者説明要旨	≪建物•構築物≫		
	① 点検計画については、東北電力が点検計画書を	・作成し、点検	を実
	施する協力企業が、点検実施要領書を作成する。		
	北電力が承認したうえで、第三者機関の審査を受	-	
	回)		
	① 点検結果については、点検を実施した協力企業;	が点検結果(記録)
	をとりまとめ、東北電力がその結果及び現場確認		
	作成。第三者機関によりその報告書にもとづく点が		
	認等が行われる。(第 20 回)		4 1 T 1 F
	mr.429 14546の。(N1 50 円)		
	≪機器•系統≫		
	^ 版品 ポルッ	面聿を作出し	占
	横を実施する協力企業が、工事要領書を作成す		-
	東北電力が承認する。(第20回)	る。 ⊂∨/女 (R ī	音で
		が占松盆田(=1 (=1.)
	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	を工事報告書にとりまとめ、東北電力はその報告	_ , , _ , _	_
	に、地震応答解析結果を踏まえた設備の健全性	計価を打つ (('
	る。(第 20 回)		
₩ -1044.	ノ末ル南土・の辛巳 - 亜切り		
検討会等で出された	く東北電力への意見・要望>	1	
意見・要望	点検結果に基づき点検方法等の改善に継続的に努め	めてはしい。	

論点項目	の施設の健全性について 「(2)確認手法	意見番号	24
検討会における論点	(2) 曜心子公 東北地方太平洋沖地震後における被害調査実施体管		
快的女 一のこの	東北地方太平年伊地長後(こわける)仮音調査 美肥体 r	可と教芸具。フグ・	
意見番号及び	① 被害調査、対応実施などの状況について、特に記	设備、機器系 [、]	$\sim \mathcal{O}$
関連質問の内容	対応についてどのようなチーム構成で実施したか 含めて説明してもらいたい。	、今後への教	女訓を
事業者説明要旨	① 総括責任者のもと総括チーム(業務課題確認、全ーム(点検・評価)、課題解決チーム(個別課題へロー)を配置し、総括チーム及び実施チームは協対応体制としている。また、これらとは別に品質保助言を行う体制も構築している。今回構築した体にしたことから、今後も同様な体制を構築して対応し的であると判断している。(第 20 回)	の対策立案・ 力企業と連携 証の観点から 制が効果的に	・フォ
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	被害調査実施体制については、見直し等を継続的にほしい。	行い改善に参	努めて

論点項目	の施設の健全性について (2)確認手法 意見番号	25
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における建物・構築物の点検に関する	1
	者機関の確認状況について	J > V -
	① 第1回検討会の資料-4の p.12 に記載されている「第三者機関	身で確
関連質問の内容	認を実施」の体制、確認状況について説明してもらいたい。	
事業者説明要旨	① 建物・構築物の点検計画及び点検結果の妥当性について第2	三者
	機関の確認を受けている。(第20回)	
	① 建物関係においては(社)建築研究振興協会(国交省所管)に	よる
	「女川原子力発電所建物健全性評価委員会」を設置し、点検	
	及び建物内外の耐震壁等のひび割れ状況等の点検結果の多	光当性
	について現地調査により確認している。(第20回)	
	① 構築物(排気筒、屋外重要土木構築物)関係は、公益社団法	
	木学会(内閣府所管)による「女川原子力発電所土木構造物的	
	評価委員会」を設置し、点検計画及び屋外重要土木構造物の 割れ状況や排気筒の母材の変状等の点検結果の妥当性につ	
	現地調査により確認している。(第20回)	, , (
	分に追溯 直でより推動している。(外 20 回)	
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>	
意見・要望	客観性を担保するために、今後とも必要な事項に関しては、第三者	皆機関
	の知見を活用してほしい。	

論点項目	(3)記録不備	意見番号	26
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における設備健全性確認	点検の記録で	「備に
	係る原因について		
意見番号及び	① 保安検査で指摘された記録不備の件に関して、乳	段々としてはる	そのよ
関連質問の内容	うなデータを基に議論していく訳で、その元データ	タを信頼できた	ないと
	なかなか議論していけないと思うので、原因等に	ついて説明し	てもら
	いたい。		
	【関連質問】		
	② 点検記録不備の件を説明する際は、具体的な例	を示していた	だき
	たい。(第2回)		
	③ 根本原因分析の手法等について、ガイドラインに	則った形で実	軽施し
	ていることを確認したい。(第2回)	のようのは他	J- 1
	④ 記録不備の事案毎になぜこのようなことが起きた(かての特徴	をし
事業者説明要旨	つかり整理して欲しい。(第3回) ① 原因として、下記事項を抽出(第3、4回)		
尹未日	① 原因として、下記事項を抽出(第3、4回) ・直接原因		
	日次が四 - 新たに作成した点検記録様式が記載誤りを誘う	第1.やすかった	<u>-</u>
	- 記録訂正のルールや機器の軽微な所見に対す		
	ールが不明確		127
	· 根本原因		
	- 新たな業務でミスを防止するための組織的な備	えが不足	
	- 定常業務での管理手法を新たな業務へ応用す	る力が不足	
	① 、②女川1~3号機の地震後の設備健全性確認点	(検記録につい	いて、
	点検結果が「否」にも関わらず不適合管理上の取り	扱いが明確に	定め
	ていなかったため、不適合要否の判断に差が生じ	、不適合管理	を実
	施せずに次工程に進めた事案等があった。(第3回		
	③ 原因分析は、「原子力発電所における安全のため		規程
	(JEAC4111-2009)の適用指針-原子力発電所の) + +
	JEAG4121-2009[2011 年追補版]」に準拠した社	内マニュアル	に基
	づき分析を実施した。(第4回) 		

事業者説明要旨

- ④ 記録不備の事案ついて直接原因及び根本原因の分析結果を踏まえ、以下の対策を実施することとした。(一部実施)
 - ・緊急対策として、「記録様式の改訂」や「ルールの明確化と再周知」を実施。
 - ・根本原因対策として、組織横断的に業務全体を総括する責任者 配置、実事例に基づく実務に即した実践的な教育プログラムの導 入、東北電力・協力企業間で点検記録に関わるチェックの視点を 明確化することによる多層的な点検記録のチェック体制の構築を 行う。(第4回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)点検記録不備の件を説明する際は、具体的な例を示していただきたい。(第2回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)根本原因分析の手法等について、ガイドラインに則った形で実施していることを確認したい。(第2回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)記録不備の事案毎になぜこのようなことが起きたのかその特徴をしっかり整理して欲しい。(第3回) ※関連質問として採用

論点項目	(3) 記録不備	意見番号	27
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における設備健全性確認	点検の記録で	下備に
	係る対策について		
意見番号及び	① 地震後の設備健全性確認における記録管理の不	「備について	、根本
関連質問の内容	原因分析とその対策を説明すること。以前、同様		-
	その経験が生かされなかったことについて説明し		
	た、組織的な問題(役務等に対する教育も含めて		問題
	(工程管理も含めて)、対策についても説明してもらいたい。		
	【関連質問】	田立いナー・イー	フルナ
	② 記録不備の件では、不適合管理体制のどこに問う どのように改善するのかについて説明して欲しい。	_ ,	
	るのか、ランク付けの考え方等)。(第2回)	。(刊な1)旭日	⊐ ⊆ 9
	③ 人間は間違うことが当たり前であり、そのために「5	チェック」をす	ろ訳
	であるが、今後のチェック体制はどのように考えて		
	④ 逆止弁に開度計がないことは、原子力発電所に		
	知っておいて然るべきである。技術力向上、教育	の面でも対策	を検
	討して欲しい。(第3回)		
	⑤ 対策については、その効果を検証することが重要	なので、試行	·検
	証・改善の結果については、検討会の場で報告し	していただきた	さい。
	その際には、根本対策を実行することによって、無	無理が生じる?	ことは
	ないか、現場が疲弊することはないかという観点で	での検証結果	:や教
	育面の対策は具体的にどのようなことを行ってい	るのか説明し	てもら
	いたい。(第4回)		
			\ I / I
事業者説明要旨	①、③、④ 記録不備の事案について直接原因及び	, , , , ,	分析結
	果を踏まえ、以下の対策を実施することとした。(一		モニ ケロコ
	・緊急対策として、「記録様式の改訂」や「ルールの を実施。	ノ明唯化と冊/	可和」
	・セチル。 ・根本原因対策として、組織横断的に業務全体を	終妊する書件	1. 老和
	置、実事例に基づく実務に即した実践的な教育		
	東北電力・協力企業間で点検記録に関わるチェッ		
	することによる多層的な点検記録のチェック体制の		·
	回)		



- ① 平成 18 年7月の品質保証体制総点検の再発防止対策のうち、「内部監査体制等の充実・強化」「調達管理に対する社員の意識改革」「慣行優先の業務運営に対する改善」について、更なる強化が必要と評価。(第4回)
- ② 定期検査等のように繰り返し行っている点検とは異なる新たな業務であったことなどを踏まえ、直接原因として、下記事項を抽出
 - 新たに作成した点検記録様式が記載誤りを誘発しやすかった
 - 記録訂正のルールや機器の軽微な所見に対する不適合管理ル ールが不明確

緊急対策として、「記録様式の改訂」や「ルールの明確化と再周知」を実施。この対策にとどまらず、原子力品質保証活動のさらなる質的向上を目指し、引き続き、組織的な背景要因も含めた詳細な原因分析を進め、再発防止に向けた実効的な仕組みづくりの検討を行う。(第3回)

⑤ 根本原因対策の実施計画を策定し、平成 27 年4月より試運用を開始。評価・改善を図りながら取組みを進め平成 28 年1月に本格運用に移行。本格運用開始1年後を目途に有効性を再確認し、必要に応じ改善を行っていく。(第9回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)記録不備の件では、不適合管理体制のどこに問題があって、 それをどのように改善するのかについて説明して欲しい。(何を不適 合とするのか、ランク付けの考え方等)(第2回) ※関連質問として採 用
- ・ (再掲)人間は間違うことが当たり前であり、そのために「チェック」をする訳であるが、今後のチェック体制はどのように考えているか。(第3回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)逆止弁に開度計がないことは、原子力発電所に従事するものとして知っておいて然るべきである。技術力向上、教育の面でも対策を検討して欲しい。(第3回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)対策については、その効果を検証することが重要なので、試行・検証・改善の結果については、検討会の場で報告していただきたい。その際には、根本対策を実行することによって、無理が生じることはないか、現場が疲弊することはないかという観点での検証結果や教育面の対策は具体的にどのようなことを行っているのか説明してもらいたい。(第4回) ※関連質問として採用
- ・ 今後も、同様の事象が発生しないよう再発防止対策にしっかり取り組んでほしい。(第4回)
- ・ 再発防止対策をいかに持続するかというのがやっぱり原子力の一番 のポイント。勘に頼らず、作業はチェックシートに沿った対応を徹底してほしい。(第9回)
- ・ 点検簿にチェック・記入する際、そこに存在しない機器・用具・装置などにも点検チェックしてしまうなどの検査の形骸化が過去に見られた。 様式を変更するなどの措置は行ったが、実質的に継続的な安全点検が行えるように教育を強化してほしい。

論点項目	の施設の健全性について (3)記録不備	意見番号	28	
検討会における論点	へらんにいている 1			
1×11×10517 0 mm/m	係る指揮命令について	が小犬。2月口が、	1 //m (C	
 意見番号及び	① 記録不備の件に関して、点検を指示する人は、と	からかなみ	. で	
^{息見番号及び} 関連質問の内容	① 記録不備の件に関して、点検を指示する人は、ど をし、どのような作業指示を出していたのか、作業		–	
	前、作業中、作業後の確認はどうであったか。過			
	でいなかったのか。記録を確認して押印する人は			
	であったのか等についても説明願う。	、、こりよりより	((14.2)	
古光书品平片		는 나 사 /는 작	<i>4+</i> :#	
事業者説明要旨	① 東北電力・協力企業の多くの人が関わっていなか			
	める中で、問題に自ら気づき、改善することができ		-	
	因を分析した結果、以下のとおり、ミスを防止する			
	り組みの不足をはじめ、東北電力の品質保証活動 いところがあり、それが点検記録の不備に繋がった。		(一名为	
	(1)新たな業務でミスを防止するための組織的な	-		
	a.担当個所の問題点			
		文段陛におい	てら	
	スを防止するための組織的な取り組みが不足して			
	んを防止するための組織的な取り組みか不足していた。 b.品質保証部門の問題点			
	D.品質保証部門の問題点 品質保証活動を統括・指導・助言する品質保証部門において、新た			
	な業務の実施にあたり、担当個所と一体となった活動ができていなか			
	った。			
	(2)定常業務での管理手法を新たな業務へ応用する力が不足			
	(2) 足吊業務での管理子伝を制たな業務へ応用する力が不足			
	新たな業務へ適切に応用する力を養成する教育が		-	
	(第4回)			
	① 根本原因対策として、組織横断的に業務全体を	総括する責任	者配	
	置、実事例に基づく実務に即した実践的な教育で	プログラムの導	拿入、	
	東北電力・協力企業間で点検記録に関わるチェッ	ックの視点を明	明確	
	化することによる多層的な点検記録のチェック体質	制の構築を行	·う。	
	(第4回)			
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>			
意見・要望	今後とも、ヒューマンエラー低減に努力してほしい。			

論点項目	(3)記録不備	意見番号	29
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における健全性確認体制の	 の 妥 当性につ	いて
意見番号及び	① 発電所内、電力会社内の確認体制、確認状況等	について、保	安規
関連質問の内容	定違反「監視」扱いとなった点検記録不備の問題 説明してもらいたい。	との関連も含	めて
	【関連質問】		
	② 今回の不備等について、なぜ保安検査まで気づ	かなかったの	カゝカゞ
	問題である。協力会社の承認の段階、電力の承記	忍の段階で誰	も気
	づかなかったのかについても、分析が必要。(第3	3回)	
事業者説明要旨	①、②東北電力・協力企業の多くの人が関わっていた。 進める中で、問題に自ら気づき、改善することが 原因を分析した結果、以下のとおり、新たな業務 のミスを防止するための組織的な取り組み不足を の品質保証活動の取り組みに弱いところがあり、 不備に繋がった。 (1) 新たな業務でミスを防止するための組織的な備 a.担当個所の問題点 新たな業務の実施にあたり、計画から実施まで、ミスを防止するための組織的な取り組みがで b.品質保証部門の問題点 品質保証活動を統括・指導・助言する品質保証 新たな業務の実施にあたり、担当個所と一体とできていなかった。 (2) 定常業務での管理手法を新たな業務へ応用す 定常業務で定着・機能している品質保証活動いて、新たな業務へ適切に応用する力を養成 していた。(第4回)	できなかったがの実施にあれる。 またでまが、 ないのでをはじがられががらない。 ないのでをしている。 ないのでをしている。 ないのでは、 ないがいないがいないがいないがいがいないがいがいないがいないがい これにはいいがい これにはいい かいがい これにはいい かいがい これにはいい かいがい これにはいいがい これにはいいがいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがい これにはいいがいがい これにはいいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがい	は は な な な な な な な な な な な な な な な な な な

検討会等で出された <東北電力への意見・要望> 意見・要望 ・ (再掲)今回の不備等について、なぜ保安検査まで気づかなかったの かが問題である。協力会社の承認の段階、電力の承認の段階で誰も 気づかなかったのかについても、分析が必要。(第3回) ※関連質問 として採用 ・ 保安検査で指摘されるまで気が付かなかったことを重く受け止めるこ と。原子力規制庁の保安検査で安全が保たれているのではなく、電 力社員や協力企業社員が安全を保っているということをしっかり認識 してほしい。(第4回)

論点項目	(3)記録不備	意見番号	30
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後における設備健全性確認	点検の記録で	「備に
	係る再発防止対策と品質保証体制総点検に係る再	発防止対策の	関係
	性について		
意見番号及び	① 品質保証体制が劣化していないか。保安院から、	2006年7月に	こ女
関連質問の内容	川3号機定期安全管理審査で C 評定を受け、そ	の後体制の一	一新を
	図り(A評定)、安全管理やヒューマンエラーの車	E減に努めてき	きたと
	思われる。しかし規制庁から、今回の保安規定点	検報告に対し	て記
	人ミスの指摘を受けている。 本来、このような問題		
	検・改善がなされなければならないものであるはつ	•	
	にも関係するが、社員、協力企業や下請け企業社		
	の労働安全衛生条件を適切に守る仕組みに劣化	•	*理な
古光光学四五片	作業スケジュールを強いることはないか説明して		/ロ #T
事業者説明要旨	① 平成 18 年(2006 年)7月、「配管肉厚管理の不徹 体制上の不適切な事例に関する国からの指示等		
	・ ・	_, _, _, _, _, _, _, _, _, _, _, _, _, _	
	証体制総点機を実施。これにより、ドックマイング ル情報等の社内情報伝達と対応の明確化、人員		
			- pT
		・ カン組織的	更因
	を分析し、更なる強化に取り組んでおり、東北電		_ ,, ,
	については、着実に改善・強化されてきたと認識		.111 293
	① 今回の事案の分析結果を踏まえ、「内部監査体制		蛍化 」
	 「調達管理に対する社員の意識改革」「慣行優先	の業務運営に	こ対
	する改善」について、更なる強化が必要と評価し	た。今回策定	した
	再発防止対策を実施し、より一層の強化に努めて	ていく。(第4回])

検討会等で出された 意見・要望

<国への意見・要望>

・原子力規制委員会の田中委員長(当時)が原子力発電所を持っている電力会社の中では東北電力が一番信頼できると言っていた。その 傍らで記録不備のようなことが起こると県民は戸惑ってしまう。「委員長 がこう言っているんだから、もう少し頑張りなさい」と東北電力を指導し ていただきたい。(第9回)

く東北電力への意見・要望>

- ・ 設備の健全性や安全性に係る点検においては、高い技術能力と正し い点検記録が求められるという緊張感を持つことが、県民の信頼性を 築くうえで重要である。(第3回)
- ・ 通常点検ではなく、特別点検のときにこそ実力が発揮されるのではという見方もあり、本当に実力がついていればこういうことにはならないのではと思う。ハード的な問題とは思っていないが、重大事故を起こす可能性もあるのではと案じる。気を引き締めてやっていただきたい。(第3回)
- ・ 品質保証活動は、過去に起こした不適合やトラブルの再発防止意識 を風化させないような取組みが重要であり、トップマネジメントの強化 をはじめ、絶えず PDCA サイクルを回して安全性を向上させるととも に、地元に対する風評被害の影響を十分に認識した上で、県民の安 心、信頼が増すように意識して取組んでほしい(第3、4、5、9回)
- ・ 品質保証活動について、改善された時期と、また違う別の指摘を受けるという時期が繰り返しているような気がする。常に前向きに進むように努力を緩みなく続けて頂きたい(第9回)
- ・ 社外(専門のコンサルタント)の客観的な評価を導入し、品質保証体制を向上させてほしい。(第4、9回)

論点項目	(4) 震災時の津波調査	意見番号	4
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震による津波の調査結果及び	設備被害につ	いて
意見番号及び	① 女川原子力発電所は、東日本大震災で津波の	の影響を受けて	ている
関連質問の内容	が、その被害過程の把握とその後の対応は妥	当かどうかにつ	ついて
	確認したい。(本項目では、下線部が対象)		
	【関連質問】		
	② 震災時に常時観測用潮位計が欠測した原因を	:踏まえどのよう	うに対
	策したか説明してほしい。また、測定範囲は、防	潮堤高さ(29m	ı)まで
	測定できるか説明してほしい。(第2回)		
	③ 今回観測された津波の周期は 50 分前後で地		
	合致せずとあるが、実際に固有周期は何分であ		- // -
	い。(50 分ではないことをしっかり示していただき		
	ル解析において、短い成分で9分というのがあ		引有周
	期とどういう対応なのかを解析していただきたい。		s tot to
	④ 津波再現性解析の妥当性根拠としている痕跡高	うの調査範囲や	?地点
	数について具体的に示してほしい。(第2回)	ヽ゚ ゖ ゕ゚゚゚゚゚ゕ゚ゖ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	
	⑤ 資料3の P.16 の再現性について、時間領域の		になく、
古来本部の市と	周波数領域としてどうなのかを示していただきた ① 女川原子力発電所近傍の痕跡高等を再現する		- = 1
事業者説明要旨 	(1) 女川原子力発電所近傍の痕跡高等を再現する を作成し、波源モデルのすべり量分布から今回	- 1 1 12 1 12 10 10 1	•
	範囲に渡っており、日本海溝沿いのすべり量か		
	確認。(第2回)	/\C\ C\ /1	11以亡
	① 津波に伴う水位下降や砂の堆積等が安全性	に影響を及ぼる	さなか
	ったことを確認。各種構造物等の被害は、女川1		
	倒壊や原子炉補機冷却水B系の浸水等を確認		
	な施設に被害は無かった。建設時に設計した	敦地高に加え、	防潮
	堤、防潮壁や水密扉など耐津波対策を講じてい	く(第2回)	
	② 常時観測用潮位計が欠測した原因は、データ中	□継装置(接続	箱)が
	津波により冠水したことによるものであり、対策と	しては、接続箱	育を水
	密化するとともに地中(マンホール内)へ設置し	た。また、常時	宇観測
	用・バックアップ用ともに測定範囲を拡き	大し、防潮場	皇高さ
	(O.P.+29m)以上まで計測可能とした。(第6回)		

事業者説明要旨

- 3 発電所周辺の地形モデルを作成し、周期を1分刻みで変化させた 正弦波を沖合いから入射波として作用させた数値シミュレーション を実施。周期と各抽出点での水位増幅(卓越モード)の関係をグラ フ化した。解析の結果、発電所を含む周辺の地形の固有周期は、 6分、10分、13分であり、発電所港湾の固有周期は4分であること を確認した。スペクトル解析から得られる約9分のピークは発電所敷 地前面の湾形状を呈する地形の固有周期(10分)に対応したものと 考えられる。(第6回)
- ④ 東北電力(敷地内外 33 地点)及び東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ(2、635 地点)による発電所近傍及び発電所周辺の痕跡高と計算値を比較し、良好な再現性を確認。(第6回)
- ⑤ 潮位観測記録と再現解析のスペクトル解析結果を重ね合わせた結果、津波最高水位を記録した第1波の周期(40~50分)の周波数が整合的であることを確認した。(第6回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲) 震災時に常時観測用潮位計が欠測した原因を踏まえどのよう に対策したか説明してほしい。また、測定範囲は、防潮堤高さ(29m) まで測定できるか説明してほしい。(第2回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)今回観測された津波の周期は50分前後で地形等の固有周期とは合致せずとあるが、実際に固有周期は何分であるのかを示して欲しい。(50分ではないことをしっかり示していただきたい)また、スペクトル解析において、短い成分で9分というのがあるが、これが固有周期とどういう対応なのかを解析していただきたい。(第2回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)津波再現性解析の妥当性根拠としている痕跡高の調査範囲 や地点数について具体的に示してほしい。(第2回) ※関連質問とし て採用
- ・ (再掲)資料3のP16の再現性について、時間領域の波形だけではなく、周波数領域としてどうなのかを示していただきたい。(第2回) ※ 関連質問として採用
- ・ 今後、湾の地形変化を伴う工事や浚渫を行う場合は、今回行ったよう な湾の増幅特性(固有周期)の解析をやった方がよい。(第6回)

論点項目	(5)設備被害	意見番号	1
検討会における論点	天井クレーンの機能・耐震要求及び緊急時の取扱い	いについて	•
意見番号及び	① 1号機の天井クレーン走行部の損傷に関して、付		-
関連質問の内容	炉の蓋を開けて燃料取り出しをする必要性が生	じていた場合、	機能
	は担保できていたのか。		
	【関連質問】	· II · ·	tit va
	② 1号機の天井クレーン走行部の軸受は、2、3号		
	弱く、壊れることが分かっていたのではないか。	この点について	こしつ
	かりと答えてほしい。(第4回)	日かばにって	7 10 19
	③ 想定される地震動が入ったときに、どのくらい建		
	ガーダにどう伝わって、そしてそれがクレーンの	機能に対してと	このよ
古来本部四市 6	うな影響を与えるのか示してほしい。(第4回)	- ハの潜下陸」	1. 長後至
事業者説明要旨	① 東北地方太平洋沖地震等の発生時、天井クレー		
	は満足していたが、走行軸受の損傷を確認した		
	能を満足していないものと判断した。 仮に緊急的 けて燃料取り出しをする必要性が生じた場合は		
	確保のために最優先される「止める」・「冷やす」		,
	能維持を万全とし、並行して天井クレーンの機能		
	燃料を取り出す。(第20回)		土化
	② 女川1号機と女川2、3号機の軸受が異なる理由	は、軸受メープ	カーに
	おける標準型式の変更によるものであり、耐震性		
	たものではない。	21,2 7 7 2 2 72	
	なお、軸受自体に、基準地震動 Ss の地震力に	対する機能要	求は
	ない。(第 20 回)		
	③ トロリ走行方向の揺れを受けた場合、原子炉建り	屋躯体からトロ]	リ〜順
	に荷重が伝達するが、力を受ける部分(ガーダ	等)は損傷しな	いよう
	十分な強度を持つ設計としている。また、吊り荷	を落下させず、	クレ
	ーン本体も落下しない設計となっており、耐震要	夏求を満足する	。(第
	20 回)		

検討会等で出された <東北電力への意見・要望> 意見•要望 ・ (再掲)1号機の天井クレーン走行部の軸受は、2、3号に比べて耐震 性が弱く、壊れることが分かっていたのではないか。この点についてし っかりと答えてほしい。(第4回) ※関連質問として採用 ・ (再掲)想定される地震動が入ったときに、どのくらい建屋が揺れて、 それがガーターにどう伝わって、そしてそれがクレーンの機能に対し てどのような影響を与えるのか示してほしい。(第4回) ※関連質問と して採用 ・ 県民に対して、地震によって機器・設備が損傷しても原子炉の安全性 が担保できることを丁寧に説明頂きたい。(第4回)

論点項目	(5)設備被害	意見番号	3
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震による軽微な被害の波及影響	撃について	
意見番号及び	① 軽微な被害の評価について、個々の設備につい	ての評価が軽	と微と
関連質問の内容	なったものでも、被害想定のストーリーから見ると	重大な被害に	.結び
	付く恐れのありそうな被害もありうる。総合システム	ふとしての安全	性確
	保の視点からの評価も実施してほしい。		
事業者説明要旨	① 大部分の被害は地震・津波による単独事象であり	の、軽微な被害	が起
	因となり重大な被害に至った事象はない。(第4回	1)	
	① 法令等の報告事象「1号機高圧電源盤の火災」が	ら波及したニ	次的
	な被害は、非常用ディーゼル発電機(A)機能喪	失という法令等	筝の
	報告事象が1件、125V直流電源系の地絡等軽微	数な被害が2件	発生
	した。(第4回)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	今後とも、軽微な被害についても注意深く対応してほ	にしい。	

論点項目	(6)ソフト面の対応	意見番号	11
検討会における論点	東日本大震災時における運転員の対応の妥当性に	ついて	
 意見番号及び	① 被災した当時の運転当直の対応状況(どのように	状況を把握し	へどう
関連質問の内容	対処したか)について説明してもらいたい。		•
 事業者説明要旨	① 余震が続く中、中央制御室運転員は制御盤の手	すりにつかま	りなが
7 717 11 11 17 17 17	ら、プラント自動停止後における原子炉等の状態	, ,	, ,
	冷温停止操作を行い、その状況を逐次、対策本		_ 0 .
	2回)		
	① 現場においては、1号機高圧電源盤からの発煙	状況及び2号	}機原
	子炉建屋付属棟への海水流入状況を逐次、対策	(表本部に報告	した。
	(第2回)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ 中央制御室など重要な場所の状況は、のちの検	証等のために	二映像
	で確認できること(映像を残すこと)を考えてほしい。	(第2回)	
	測定機器のデータログは残っていると思うので、そ	ういうものをな	開す
	る必要性もあると思う。(第2回)		

論点項目	(6)ソフト面の対応	意見番号	12
検討会における論点	東日本大震災当時における発電所対策本部の対応の	の妥当性につ	いて
意見番号及び	① 被災した当時の発電所災害対策本部の対応状		- 状況
関連質問の内容	を把握し、どう対処したか)について説明してもら	いたい。具体	は的に
	は、例えば次のような内容等		
	(1)地震による被害状況の把握		
	(2)津波警報発令への対応状況(構内人員の安全	確保、退避行	動)
	(3)対外対応の状況(例:地元の町、国等への情報	報連絡):地震	喜直後
	と津波来襲後では異なると思われるので、その違いも含めて		
	【関連質問】		
	② 3.11 時の対応状況の時系列については、今後を	さまざまな対応	芯をす
	るときの基礎になることから、もっと時間軸を時間	引で合わせる	とか詳
	しく示してほしい。(緊対室と国・自治体との連絡	·体制、現場確	確認状
	況、外部(報道機関)への情報発信、各対応要	員の人数等)	(第2
	回)		
	③ 2号の浸水事象について、漏えい水の放射能派		
	び処理方法の判断をどのように行ったのか具体的	的に教えてほ	しい。
		一 年日15-15	h. v —
	④ 本店対策本部の本部長の代行順位について、		そめて
	いるのか。また、どのような考え方で決めているの 	が。(第5回)	
 事業者説明要旨	 ① 地震発生直後に対策本部を立上げ、大津波警響		け高
子 术 自	台避難指示を出した。また、中央制御室より1号		, ,
	の発煙状況について連絡を受けて以降、自衛消		
	2号機原子炉建屋付属棟への海水流入事象に	ついても作業	きチー
	ムを編成し、現場と連絡を取り合いながら作業に	あたった。(第	52回)
	① 通信回線不通以降の外部との通報連絡手段とし	て、保安回線	により
	本店との連携を図り、本店を中心に、衛星系回線	線や連絡員派	派遣に
	よって自治体等へ通報連絡を実施した。(第2回)	
	② 上記①の対応状況について、時系列がわかる。	ように再整理し	して説
	明。(第5回)		
	③ 女川2号原子炉建屋へ流入した水について、ゲ		
	検出器による核種分析及び塩分濃度の測定結		
	断。原子炉主任技術者の指揮の下で、排水ポン	プを設置し掛	
	業を行った。(第5回) 		

事業者説明要旨

④ 本店対策本部長による適切な指揮命令を可能とするため、原子力 災害と広域停電の同時発災時における本店対策本部の分任化を 実施。また、本部長が不在であっても、予め各々の代行順位を定め ることで、速やかな指揮命令系統を構築。(第7回)

検討会等で出された 意見・要望

<県への意見・要望>

・ 震災時、モニタリングポストの値が上昇し、原災法 10 条に基づく通報 を行っているが、女川起因ではないということが県民に十分に伝 わっていなかった。 県からも情報をきちっと出せるようにして頂きた い。(第5回)

〈東北電力への意見・要望〉

- ・ (再掲)3.11 時の対応状況の時系列については、今後さまざまな対応をするときの基礎になることから、もっと時間軸を時間で合わせるとか詳しく示してほしい。(緊対室と国・自治体との連絡体制、現場確認状況、外部(報道機関)への情報発信、各対応要員の人数等)(第2回)※関連質問として採用
- ・ (再掲)2 号の浸水事象について、漏えい水の放射能濃度の測定方法および処理方法の判断をどのように行ったのか具体的に教えてほしい。(第2回) ※関連質問として採用
- ・プラントメーカ等の緊急時における協力体制など、きめ細くして検討 頂きたい。(第2回)
- ・ 某自治体では衛星通信回線について電話番号が分からなかったために使えなかったという事例が他であった。発電所対策本部においては通信に支障をきたさないよう適切に対応してほしい。(第2回)
- ・ (再掲)本店対策本部の本部長の代行順位について、何番目まで決めているのか。また、どのような考え方で決めているのか。(第5回) ※関連質問として採用
- ・ 協力企業社員は、よりリスキーな場所で作業にあたるケースが多いので、初動の常駐体制の構築は非常に重要かと感じた。(第5回)
- ・ モニタリングポストの値が上昇した件、女川起因ではないということが 県民に十分伝わっていなかったと思う。女川サイトでの異常有無の情報を早めに出せる方法がないか検討頂きたい。(第5回)
- ・ 夜間・休日を含めた防災体制(指揮命令系統)の構築にしつかり取り 組んでほしい。(第7回)

論点項目	(6)ソフト面の対応	意見番号	13
検討会における論点	東日本大震災時における発電所の指揮命令系統の		て
 意見番号及び	① 震災時の対応の中で、指揮命令系統に問題は	わかったのか	改美
関連質問の内容	一		以普
	リンとはなるのが一等にういて説明してもらいた	_V 'o	
+ ** + = 1 = 0 = T = -			
事業者説明要旨	① 発電所は現場対応に専念、本店は発電所を支持		
	考え方に基づき対応した結果、指揮命令系統に		
	全社体制で発電所の復旧対応を支援することが	できた。(第2[旦)
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	今後とも、訓練を通して、指揮命令系統の改良等に勢	努めてほしい。	

	7.00 パラリエの共立		44
論点項目	(6)ソフト面の対応	意見番号	14
検討会における論点	東日本大震災時における発電所と本店の役割分担の)妥当性につ	ハて
意見番号及び	① 発電所と東北電力本社との情報連絡の状況、役	割分担につい	て説
関連質問の内容	明してもらいたい。		
事業者説明要旨	① 本店は発電所からの連絡を踏まえ、ヘリコプター 給を行う等、情報連絡を適切に実施し、全社体制 対応を支援することができた。(第2回)		
検討会等で出された意見・要望	・福島第一事故を踏まえ、本店は現場(発電所)の ートするかという視点で、現場の対応を阻害しない して欲しい。(第7回)		

論点項目	が施設の健全性について (6)ソフト面の対応	意見番号	15
検討会における論点 	東日本大震災時におけるソフト面の対応に係る課題	と今後の対応	アにつ
	いて		
意見番号及び	① 上記の各対応(意見番号 11、12、14)から得られた	た教訓・課題	、それ
関連質問の内容	ら課題・教訓への対応状況について説明してもら	いたい。	
	【関連質問】		
	② 統合防災ネットワークについて、中継基地とか、と	こがクリティス	カルパ
	スになるのかというところ等を詳細に説明して欲し	しい。(計画倒	到れに
	ならないように)(第2回)	•	
	① 東日本大震災の教訓を踏まえ以下の対策を図っ	ている。(第2	口)
	・国との連携強化のため「原子力施設事態即応セ		
	置。	(1	3 0 10 (
	・複数号機同時発災した際の体制として、発電所数	対策本部の昇	機車
	任体制を構築	CONT. HE	7 1000 13
	・原子力災害時の対応手順の見直しと訓練による権	金証を宝施	
	・現場作業員との連絡手段として無線機の追加配		
			て並の
	・原子力災害及び広域停電の同時発災時における本店対策本部の		
	分任化		
	・原子力災害対策の後方支援を行う災害対策支援拠点を設置・対策を必要に対策の多重化・多様化のため、統合原子力防災をいる。		
	・外部との通信機能の多重化・多様化のため、統合原子力防災ネット ワークを整備		
		北の区局回知	台)→ + -n
	② 通信回線の信頼性を向上させるため、通信事業		-
	えて、国、自治体、東北電力を繋ぐ専用回線で		
	災ネットワークを整備するとともに、当該ネットワー		上糸と
	衛星系を設けることで、更なる多重化を図った。(第5回)	
14-14-1-1-1			
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ (再掲)統合防災ネットワークについて、中継基地	•	
	カルパスになるのかというところ等を詳細に説明し`	て欲しい。(計	十画倒
	れにならないように)(第2回)※関連質問として採	用	
	・ 国との専用通信回線に関して、国とも連携しセキュ	リティ対策の	より一
	層の強化に努めてほしい。(第5回)		

論点項目	(7)点検・評価結果	意見番号	31
検討会における論点	東日本大震災後における機器・系統の健全性確認の		いて
意見番号及び	① 3.11 地震での被害調査結果を詳しく説明しても	らいたい。また	、健
関連質問の内容	全性診断法で予想した損傷レベルとの被害調査	結果との対応	関係
	を説明してもらいたい		
事業者説明要旨	① 機器・系統について、原子力発電所の全設備(ス	シンプ 電動機	i b
尹未日 武 叻女日 	一 機能・示机について、原子力発電所の主散備は 一 一ビン、弁等)の設備点検及び地震応答解析に		-
	実施。(第 20 回)	~ O MC TTITHII	ш С
	① 点検については、地震に起因する事象が確認さ	れたため、追加	加点
	検(分解・開放点検等)を実施し、健全性を確認。	また、一部設	備の
	異常は、安全機能に影響を及ぼす事象ではなく	、取替、補修等	筝によ
	り復旧した。(第20回)		
	① 地震応答解析については、弾性応答範囲内であ	っり、評価基準	値を
	満足することを確認した。(第 20 回)		
検討会等で出された	│ │<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	今後、機器・系統は、試運転等で運転時の健全性を	確認してほしい	١,

論点項目	の施設の健全性について (7)点検・評価結果	意見番号	32
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震による建物・構築物の健全		
検討女にのいる調点	宋礼地万太十仟仲地辰による建物・梅朵物の陸王 ついて	工作医師のマスタニ	11工(二
立 日亚日7.1°	① 古月十十萬似江下 ~ 医乙烷冲尺 排光性の2	いなが出る。マン	L
意見番号及び	① 東日本大震災によって、原子炉建屋・構造物ので		
関連質問の内容 	の変形などの発生・修繕・交換状況は。それらは		
	上問題ないか。また今後の地震によって進展する	り可能性はどの	<i>ひ</i> より
	に評価されるか説明してもらいたい。 		
事業者説明要旨 	① 建物・構築物について、原子炉建屋を代表に点植	策と地震応答	解析
	による健全性評価を実施。(第20回)	_ = 0.000	
	① 点検については、鉄筋コンクリート躯体への地震(•
	目視点検を実施。耐震上考慮する壁(耐震壁)に	·	
	が必要とされる目安1㎜以上のひび割れがなく、木		
	剥離等がなかったことから構造上の問題はないと	判断した。(第	第 20
			S⇒ . 2.
	① 地震応答解析については、3.11 地震及び 4.7 地		-
	用いたシミュレーション解析を実施した結果、原子		
	最大応答せん断ひずみは評価基準値 2.0×10		
	各階層の層せん断力は弾性限耐力以下であり鉄	筋は弾性動	掛ぐ
	あることを確認した。(第20回)	ユ ヘッせん	· - +
	① 建物・構築物に確認された地震起因のひび割れる ままない ており (答 20 日)	は、至し儒修	上 争
	を実施しており今後の進展は無い。(第20回)		
 検討会等で出された			
意見・要望	〜米心电力への忘兄・安主 / 今後とも経年変化を注視してほしい。		
心儿 女主	一月以この柱丁及旧で江尻してはしい。		

検討会における論点	也震応答解析と被害の調査結果の関係性について		
意見番号及び	〕 地震応答解析と被害調査の関係がどうであったの	りか説明しても	ららい
関連質問の内容	たい。		
	関連質問】		
	② 燃料プールへの塗膜片落下事象があったことから	- • / / / /	レ上
	部からの落下物に対する対策を検討して欲しい。		
	③ 建屋の剛性低下に係る経年的変化の分析結果に	こついて説明	して
古米 ** = ** = ** - * - * - * - * - * - * - * - * - *	いただきたい。(第 11 回)		<u> </u>
事業者説明要旨() 3.11 地震及び 4.7 地震に対する設備点検及び地域になる。 ************************************		-
	施した結果、Sクラス設備の構造強度、機能が確		
	点検結果と地震応答解析結果が整合することを確 回)	性祕した。(20
	- 1977 D 3.11 地震、4.7 地震に対する女川2号機原子炉類	ま屋の解析的	給計
	を実施し、建屋全体3次元 FEM モデルを用いた		
	を実施し、建産至体3次元 FEM モアルを用いたシミュレーション解析結果と点検結果が整合することを確認した。(第 20 回)		
	①、③各建屋内の地震計の観測記録を用いて建屋		りな変
	化の傾向を検討した結果、地震動レベルの大き	さと建屋の岡	性低
	下は相関性が認められる。また、わずかながら経	を時的変化に	よる剛
	性低下傾向も認められることを確認した。(第 20 回)		
)原子炉建屋の地震応答解析モデルは、3.11 地震	통、4.7 地震の	観測
	記録に適合する初期剛性の低下を考慮しているが、初期剛性の低		の低
	下が耐震壁の終局耐力に影響しないことを確認し	している。 (第	20
	回)		
	② 燃料交換機、原子炉建屋クレーン、原子炉建屋		
	ス等)について、基準地震動 Ss に対して耐震		, 使用
	済燃料プールに落下しない設計とする。(第 20	旦)	

検討会等で出された <電力への意見・要望> 意見・要望 ・ (再掲)燃料プールへの途膜片落下事象があったことから、燃料プー ル上部からの落下物に対する対策を検討して欲しい。(第5回) ※関 連質問として採用 ・ (再掲)建屋の剛性低下に係る経年的変化の分析結果について説明 していただきたい。(第11回)※関連質問として採用 ・耐震壁の強度評価において、コンクリートと鉄筋の密着性について、 経年的な観点と地震による観点で解明できれば、より地震応答解析 におけるシミュレーションの信頼性向上に寄与すると考えるので、今 後も地道に原因究明の努力を願いたい。(第20回)

論点項目	り施設の健全性について 	意見番号	34
検討会における論点	地震応答解析評価の裕度について	心儿田勺	J7
大型女子(2017 公開派			
意見番号及び	① 「地震応答解析結果に基づく構造評価」(第1回格	検討会の資料	-4
関連質問の内容	p.15)において、「裕度の有無」を判定する判断基 ある論理(そのような判断基準とした根拠となる考 明してもらいたい。		
事業者説明要旨	① 耐震壁の構造評価は、地震応答解析による各階計配筋量が負担できるせん断応力を比較することでいる。目安として、20%以上の余裕がない階はの応力を算出し、詳細な構造計算による評価を行度が比較的少ない場合には、さらに詳細な検討を	とにより評価を 、個別の部材 「い、この段階	行っ ごと で裕
検討会等で出された	なし		
意見・要望			

論点項目	(7)点検・評価結果	意見番号	35
検討会における論点	これまでの繰り返しの地震による建物や機器への影響	§について	
意見番号及び	① 被害を受けた設備は、ダメージが累積してきてい。		
関連質問の内容 	地震で被害を受けた設備は、ダメージがあればそ		
	え、3.11 地震時のダメージも累積されている。それ 化して評価しているのか説明してもらいたい。	<i>しをとのよ</i> うに	.疋重
事業者説明要旨	① 原子炉建屋について、既往の地震観測記録を用	いて、建屋剛	性の
	経年的な変化の傾向について検討した結果、地質	震動レベルの	大き
	さと建屋の剛性低下(振動数低下)については相		-
	る。それを踏まえて、原子炉建屋の地震応答解析 世界及び47世界の観測記録(田有振動教)に通		
	地震及び 4.7 地震の観測記録(固有振動数)に通 の低下を考慮しており、建設以降の地震履歴の著	_ , , _ , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	震応答解析モデルとして策定している。なお、初期		
	震壁の終局耐力に影響しないことを確認している		
	① 機器・系統について、地震による疲労の影響が大	きいと考えら	れる
	設備を選定し、3.11 地震、4.7 地震に対する疲労	評価を実施し	た結
	果、評価基準値に対して十分小さい値となってお		る疲
10=10000	労影響は十分に小さいことを確認した。(第 20 回)	
検討会等で出された 意見・要望	なし		
□ 忌兄・安主 □			

論点項目	(7) 点検・評価結果	意見番号	36
検討会における論点	観測された地震動の再現モデルを踏まえた評価・点材	食方針につい	₹
意見番号及び	① 健全性確認においては、観測された地震動を最初	ら再現できるよ	らな
関連質問の内容	モデル(パラメータ)による評価結果を基に、評価 のか。	・点検を実施	する
事業者説明要旨	≪建物·構築物≫		
	① 健全性確認にあたっては、観測記録と整合するシデルを作成し、その応答結果に基づいた建屋の施。従来よりも固有振動数が低下していることからするように初期剛性及び減衰定数を補正した。(2) 《機器・系統》	の健全性評価 5、観測記録と	5を実
	① 健全性確認において作成したシミュレーションモラ	デルを用い、そ	それ
	を反映した解析モデルによる地震応答解析結果を 条件に対し、各設備の健全性評価を行う。(第 20	から設定した記	
検討会等で出された	なし		
意見・要望			

論点項目	り施設の健全性について 	意見番号	37
		总兄留写	31
検討会における論点	耐震重要度の低い設備の耐震設計について		
意見番号及び	① 設備や建屋で、耐震クラスが低くても、それらの指	員傷が、耐震を	ラス
関連質問の内容	が上位のものの作動に影響を与えることが予想さ の耐震解析評価(地震応答スペクトル評価)を行ってもらいたい。		
事業者説明要旨	① 地震時に耐震B、Cクラス設備の波及的影響によ設備の安全性が損なわれないことが要求されてい 耐震Bクラス設備である燃料交換機及び原子炉質は、Sクラス設備である使用済燃料プールに落下れる。燃料交換機及び原子炉建屋天井クレーンで実施した結果、弾性応答範囲内であり、Sクラス部的影響がないことを確認した。(第20回)	ヽる。 (第 20 回 建屋天井クレー しないことが望 の地震応答解]) ーン 要求さ !析を
検討会等で出された意見・要望	なし		

論点項目	(7) 点検・評価結果	意見番号	38
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震時における設備の地震観測	1	
意見番号及び	① 地震観測記録として、建物は確認されているが、	重要機器の観	測記
関連質問の内容	録はあるのか説明してもらいたい。		
事業者説明要旨	① 機器自体に観測記録はないが、機器が設置され	 る階(床)に地	震計
	が設置されており、これらの地震計の観測記録も	含めて各設備	の健
	全性評価を行う。(第 20 回)		
検討会等で出された	なし		
意見・要望			

論点項目	の施設の健全性について (7)点検・評価結果	意見番号	39
検討会における論点	原子炉建屋各階に設置されている機器・系統の健全化て	注評値につい	\
意見番号及び	① 地震による評価に関して、応答スペクトルが機器系	系に与える影響	響を
関連質問の内容	どのように評価しているのか。地震動の影響がどの	のような形で、	フロ
	アレスポンスが具体的にどのように機器、配管、設かということをどのように評価しているのか説明して		30
事業者説明要旨	① 機器・系統の地震応答解析は、地震の観測記録が	から原子炉建	屋の
	地震応答を再現できるシミュレーションモデルを構	靖築し、それを	反映
	した解析モデルによる地震応答解析結果から設定	定した評価条件	牛に
	対して、各設備の健全性評価を行う。(第20回)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・機器・系統の地震応答解析評価にあたっての入力ルの実測値とする等、合理的かつ説得力ある結果に り方を考えることが大事だと思う。(第9回)	•	

1 東日本大震災後の施設の健全性について 						
論点項目	(7)点検・評価結果	意見番号	40			
検討会における論点	これまでに発生した機器・配管等のひび割れや減肉	に対する東北	比地方			
	太平洋沖地震等の影響について					
意見番号及び	① これまでに女川2号機(や1、3号機)で起こったシ	′ュラウド、再行	盾環			
関連質問の内容	系配管、出入りロノズル配管等のひび割れ、配管					
	うに修理・管理されてきているか。それらは東日本	大震災で影響	響を			
	受けていないか。また新たなひび割れ、異常な減	肉などがない	か。			
	これらに関してどのような検査を行っているかにつ	いて説明して	てもら			
	いたい。					
事業者説明要旨	① 女川2、3号機のシュラウド及び原子炉再循環系	記管等につい	て地			
	震による変形等の異常の有無を点検した結果、異					
	いない。、女川2号機のシュラウドは、再稼働前に	ひびの状況を	を確			
	認予定。(第 20 回)					
	① 配管系の減肉管理については、試験・評価方法					
	た措置等を定めている社内要領に基づき実施して					
	去の点検において余寿命が短い配管系について よっぱったまたまだ。					
	しており、有意な変形や漏えい痕は確認されてい					
	間中においても肉厚測定を実施しており、異常な		確認さ			
	れていない。(第20回)					
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>					
意見・要望	今後の試運転等においても、これらの確認を行ってほ	こしい。				

論点項目	(7) 点検・評価結果	意見番号	62
検討会における論点	重油タンク倒壊を踏まえた対策の水平展開について		
 意見番号及び	① 重油タンクの倒壊について、この被災状況、今後	の社内につい	ハブル
思見留与及び 関連質問の内容	・	· •· = ·	-
	新たな検討がなされたのか伺いたい。特に、機器		
	重要度別に軽微な被害を含めて被害(無被害)状	況と今後への	教訓
	について説明してもらいたい。		
	① 3.11 地震、4.7 地震において、低重要度施設の波	また。出り見く組以っ	トスC
事業者説明要旨	クラス施設への被害はなかったが、新規制基準を クラス施設への被害はなかったが、新規制基準を		
	体貯槽を含む低重要度施設の波及的影響によっ	• •	
	(Sクラス)の安全機能を損なわないことについて、	設計図書類を	を用い
	た机上検討、現地調査及び耐震評価等を実施す	る。(第 20 回)
	なお、機器系への被害状況と今後への教訓につい	マは「9 车	#141
	基準適合性審査申請」の「耐震設計方針」における意		
	で説明。(第20回)	() L H () () ()	113/
検討会等で出された	なし		
意見・要望 			

	王 番 盆 中 請 に つ い (
論点項目	(1)地震 基準地震動	意見番号	44
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震前に策定した基準地震動の発	妥当性につい	て
意見番号及び	① 過去に想定した地震を上回る地震が発生した理師	由について確	認し
関連質問の内容	たい。		
事業者説明要旨	 ① 3.11 地震は、三陸沖中部から茨城県沖までの複数動して大規模なM9地震となった。また、地震動の沖の強震動生成域の寄与が大きい。(第13回) ① 4.7 地震は、敷地に対して厳しい震源位置で、かってであり、また、東北に対して下り、地震として短周期レベル(応力降下量)をあった。(第13回) ① 新規制基準適合性審査では、これら地震の知見を地震に対する"不確かさ"の考慮を取り込んだ保証している。(第13回) 	の影響は、宮地の、破壊の開地方の同型の が最も大きいを踏まえ、検討	成県 始位)海洋 値で 対用
検討会等で出された意見・要望	なし		

論点項目	(1)地震 基準地震動	意見番号	45
検討会における論点	新規制基準適合性審査において策定した基準地震	動の策定根拠	心につ
	いて		
 意見番号及び	□ 【〕 基準地震動について、策定された経緯と、審査会	 :合における原	子力
関連質問の内容	規制委員会からの指摘事項及びその対応状況を		
	【関連質問】	., = , • , • = = 0	
	② 地震の発生頻度に関して、ハザード曲線の算定力	方法を詳細に	説明
	して欲しい。(どの様な理屈で外挿しているのか)(タ	第8回)	
	③ 基準地震動よりも影響が大きい地震が起こる可能	性について、	例え
	ば何年に1回など、定量的な示し方はできないか。	(第13回)	
	④ 3.11 型地震について、断層の破壊の仕方(破壊開	開始点)の違い	につ
	いて、影響がないか確認してほしい。(第 13 回)		
	⑤ 基準地震動(Ss-D1)の模擬地震波の継続時間の	考え方につい	て、
	保守性も踏まえ適切なのか説明をしてほしい。(第		
	⑥ 施設の耐震性能評価において、地震動の継続時		ついて
	どのように考慮しているか説明してもらいたい。(第		0 T1
	⑦ 基準地震動は今後も超過する可能性があるが、建		(/) 耐
	震性裕度について定量的に示して欲しい。(第 13 	凹)	
事業者説明要旨	□ □ 基準地震動(Ss)に係る審査ガイドに基づき、「敷均	州ブレに雲酒な	シ娃
,	定して策定する地震動(プレート間地震、海洋プレ		_ , .
	地殼内地震)」ならびに「震源を特定せず策定する	/	
	評価の結果、計7波の Ss を設定。(第 13 回)		
	① 審査会合において、基準地震動(Ss-D1)の設計用	応答スペクト	ルに
	ついて、さらなる裕度の検討を行うこととの指摘が	あったことを躍	ま
	え、長周期側の設計裕度を確保したことや、基準:	地震動 Ss-D1	の模
	擬地震波の継続時間について保守的な検討を行	うこととの指摘	簡に対
	しては、継続時間を保守的に長く設定したことを訪	说明。(第 13 回	回)
	② 地震ハザードの評価フローとして、「①評価対象と	, , , ,,,	-, , ,
	震源モデルの設定」、「②地震動伝播モデルの設		
	震ハザード曲線の算出」、「④ロジックツリーの作成		
	地震ハザード曲線の算出」、「⑥年超過確率の参」		
	しており、ステップ毎の詳細な評価内容について記	沈ሣ。(男 14	븨)

事業者説明要旨

- ③ 確率論的な地震動評価(確率論的地震ハザード解析)により、基準地震動を超過する年発生確率を評価した結果、Ss7波の全体を概括すると10⁻⁴から10⁻⁶を超える程度(0.01~0.0001%/年程度)であった。(第14回)
- ④ 3.11 地震の破壊開始点について、いくつかのケースの検証を行った 結果、破壊が敷地に向かう位置に設定した基本ケースは、他ケース と比較して大きな違いがないことを確認。(第 14 回)
- ⑤ 基準地震動(Ss-D1)の模擬地震波作成に関し、振幅包絡線の設定 に必要なマグニチュード(M)と等価震源距離(Xeq)は、より継続時間 が長くなるように検討用地震である 3.11 型地震を考慮し設定。(第 14回)
- ⑥ 建屋の非線形の地震応答解析においては、継続時間等の地震動の 影響を解析に取り入れている。また、機器・配管系の疲労評価に対 し地震動の継続時間を考慮する。(第20回)
- ⑦ 基準地震動を用いた地震応答解析の結果、原子炉建屋のせん断ひずみは、評価基準値(2.0×10⁻³)に対して十分な余裕を有している。 Sクラス設備は、基準地震動 Ssによる地震力に対して、施設の安全機能が維持できるように設計しており、耐震工事により設備の応答低減や強度の増加により耐震性を向上させている。(第20回)

検討会等で出された 意見・要望

<国への意見・要望>

- ・ 基準地震動(Ss-D1)の長周期側についての耐震裕度について、規制 庁はどういう根拠で「おおむね妥当」であると評価したのか説明頂きた い。(第14回)
- ・ 内閣府(2012)の距離減衰式から求められる3.11 地震規模 Mw は8.2 ~8.3 としているが、適切かどうか疑問が残る。(8.4 では不適切なのか)これについては、規制庁に伺いたいと思う。(第14回)
- ・ 基準地震動の年超過確率について、規制庁は何のためにこの評価を電力に要求し、これをどのようにものづくりに反映していくのかを知りたい。全国の発電所の配置をハザードに従って全体管理するという使い方があるかと思うが、何のための評価なのか、電力の立場を明確にしておく必要があると思う。(第14回)

〈東北電力への意見・要望〉

- ・ (再掲)地震の発生頻度に関して、ハザード曲線の算定方法を詳細に説明して欲しい。(どの様な理屈で外挿しているのか)(第8回) ※ 関連質問として採用
- ・ (再掲)基準地震動よりも影響が大きい地震が起こる可能性について、例えば何年に1回など、定量的な示し方はできないか。(第13回)※関連質問として採用
- ・ (再掲)3.11型地震について、断層の破壊の仕方(破壊開始点)の違いについて、影響がないか確認してほしい。(第 13 回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)基準地震動(Ss-D1)の模擬地震波の継続時間の考え方について、保守性も踏まえ適切なのか説明をしてほしい。(第13回)※関連質問として採用
- ・ (再掲)施設の耐震性能評価において、地震動の継続時間の影響についてどのように考慮しているか説明してもらいたい。(第 13 回) ※ 関連質問として採用
- ・ (再掲)基準地震動は今後も超過する可能性があるが、建屋や各設備の耐震性裕度について定量的に示して欲しい。(第13回)※関連質問として採用
- ・ 基準地震動の超過確率について、国の審査ガイドで要求されている から評価したという説明ではなく、原子力発電所の設置者として、例え ば他プラントと確率論で示す数値の意味合いを比較して示すとか、県 民から見て安全であるということを言っていただきたい。(第 14 回)

検討会等で出された 意見・要望

- ・地震ハザード曲線での10⁻⁶等の数値について、県民は、それが本当に信頼できるのか心配するところ。地震・津波の確率論にも共通するが、特に低い確率ほど本当に信頼できるのかと思われる。単純にハザード曲線で年超過率が最大加速度ともに下がっていくという事だけでなく、そこのところも慎重にやっていかなければならないと思う。(第 14 回)
- ・ 基準地震動のスペクトルの確率論的地震動には、多段階設計法という大きな流れがあり、その中で女川だけでなく他サイトも含めて位置づけを見ていくような指標になると考える。女川の例を見て感じたのは、短周期ほど上下動の水平動に対する比率が相当大きい。この辺が機器・配管、建屋の設計に与える影響について気になっており、多段階設計法へどのように反映していくのか、女川の特徴を整理しておくという意味で非常に役立つ情報かと思う。(第14回)
- ・ 基準地震動の年超過確率について、規制庁は何のためにこの評価を電力に要求し、これをどのようにものづくりに反映していくのかを知りたい。全国の発電所の配置をハザードに従って全体管理するという使い方があるかと思うが、何のための評価なのか、電力の立場を明確にしておく必要があると思う。(第 14 回)
- ・機器は建屋と異なり非常に多様であり、周波数領域も広いため、確率 論で本当に安全性まで評価するのは難しいと思う。破損モードと入力 の確率の関係は、まだまだデータを収集する必要があり相当大変だ が、一番大事なのは何をもって破損と言うのか。少なくともここだけは 押さえてほしい。(第14回)
- ・ 他の委員が指摘しているとおり、ここまでは大丈夫だという県民目線 で説得力のある説明をすることが大事。(第14回)

論点項目	<u>・番重中間について</u> (1)地震 耐震設計方針	意見番号	46
検討会における論点	使用済燃料プールの耐震性(裕度)について		
意見番号及び	① 体用这做实力。几个耐重要会性(数度)对1.八	ふぎ 明エ デまる	1)+
息兄番号及び 関連質問の内容	① 使用済燃料プールの耐震安全性(裕度)は十分 い。	が就りしてもら	٥٧ <i>١/</i> ٤ ا
	• •		
事業者説明要旨	① 使用済燃料プールは、部材断面の厚い鉄筋コン	·	
	構成されている。また、内面には漏水防止のため	に、ステンレス	ス錙板
	ライニングが施されている。(第20回) ① 建屋全体の質点系モデルを用いた地震応答解析	たにより 使用	溶燃
	料プール設置位置のせん断ひずみについては、		
	クリート部分が評価基準値に対して十分な余裕(基準値 2.0×	10^{-3}
	に対して発生値 0.5×10 ⁻³ 程度) があることを確認	なしている。(第	£ 20
			1 7
	① 今後、使用済燃料プールの部分詳細モデル(FE 評価を実施することにより、各荷重(鉛直荷重、地	•	
	水圧、動水圧)、熱荷重、シェル壁の温度膨張に		.,
	対して安全であることを確認する。(第 20 回)	3.0000000	, ,
検討会等で出された	なし		
意見・要望			

論点項目	<u>*番重中調について</u> (1)地震 耐震設計方針	意見番号	47
検討会における論点	耐震工事における施工基準と施工体制について	<u>. </u>	
意見番号及び	① 耐震工事に関して、どのような基準と体制で実施		
関連質問の内容	るのかについて確認したい。特に、基準を満たし、 断する専門家の技術レベルを確認したい。また、 過去の地震の実経験から、選定基準が妥当であ があったのかという観点からの説明してほしい。(所とそうでない場所での影響の有無を評価するな が、影響については、機器が予想に反して壊れた 点と、安全への影響で見過ごしがなかったかとい	今回の地震を ったか、また、 対策を実施し などが考えられ こかどうかとい	含む 抜け た場 る う観
	ても安全への影響がなく耐震裕度を持たせてなか	いったという判	断は
事类类部四面 层	あってもよい。)	日本に今証に	否口
事業者説明要旨	① 耐震工事は、新知見などを踏まえ基準地震動のなどが追加となった場合、国や学協会における規づき、一連の耐震設計に係る検討・評価・施工を妥当性を確認した上で実施している。(第20回) 耐震工事の実施にあたっては、社内品質保証マ業務計画を作成し、体制を構築し、力量・経験等耐震設計に係る業務を実施している。(第20回)また、耐震評価(対策検討含む)、耐震工事を実ついては、品質保証マニュアルに基づき、要求能力、品質保証に係る運用・管理の妥当性、耐することなどを確認している。(第20回) 発注段階において協力会社の供給者能力評価を能力や品質保証体制などが適切であることを確認回)	性基準などに 行い、その結 ニュアルに基 を有する技術 施する協力会 事項に係る技 震設計の実施 と実施し、技術	工果 づ者 社術を 的
検討会等で出された意見・要望	なし		

2 新規制基準適合[[E番食甲請について (1)地震 耐震設計方針	意見番号	48
		总兄留 万	40
検討会における論点	機器・配管の耐震対策について	ナ //・) ァ) ↓ また - ↓	
意見番号及び	① 配管系の耐震対策として、固定部を増やす剛構設		
関連質問の内容	ないので示されたようなスナッバやダンパを導入す 考える。発展の目覚ましい、機器レベルでの制振 について説明してもらいたい。	,	
事業者説明要旨	① 機器・配管系の耐震対策については、地震に伴うを機器・配管系の支持構造物に積極的に吸収さればする耐震設計法として制振サポートを用いた方所耐震設計技術規程:JEAC4601」にて規定されてトの種類としては、弾塑性ダンパ、摩擦ダンパ、(第20回) ① 耐震対策は、これまでの許認可で実績のある耐震スナッバの追設等)を基本としているが、単純に剛数の増加)するのではなく、メンテナンス性やアク機器の熱膨張等を総合的に考慮して決定しているが、単純に削数の熱膨張等を総合的に考慮して決定している。 ① 新規制基準に伴う対策としては、これら以外に排気ンパの設置、海水ポンプ室上部に設置する竜巻の採用などを計画している。(第20回)	せて地震応答 法が「原子力 ている。制振せ 鉛ダンパがあ 製業(サポーリ 構造化(サポーセス性、運転しる。(第20回 気筒へのオイ	を発ポる。トートの
検討会等で出された意見・要望	なし		

論点項目	(1)地震	耐震設計方針	意見番号	49
検討会における論点	耐震重要度の	の低い設備の耐震対策について	<u> </u>	
立 日亚口亚北	(1) b) b)	りの見りがは 見りむな てのかり	1.壬亜歯の池供/	2 47
│意見番号及び │関連質問の内容		外の屋外設備、屋外配管、その他、個 いて説明してもらいたい。	3.里安皮の設備(ク 刈]
	火(こう(
事業者説明要旨		₹重要度の各施設(B、Cクラス)につい	•	
		響によって、耐震重要施設(Sクラス)の よるに対象記される(第 20 回))有する安全機能	色を損
		ように耐震設計する。 (第 20 回) 5.準上、波及的影響評価は、次の観』	与から施設全体な	~俯瞰
		・検討を行い、耐震重要施設の安全		
		されている。(第20回)		
		盤及び地震応答性状の相違等に起	因する相対変位は	または
		下による影響	・ルン・ナイン・ロノジョウ	
		要施設と低重要度施設との接続部に 外における低重要度施設の損傷、		
		「実施設への影響」	A因及U'俗 I 寸	(C43)
		€、4.7 地震において、低重要度施設	の波及的影響に	よるS
	クラス施設	設への被害はなかったが、新規制基準	準を踏まえ、屋外	の液
		含む低重要度施設の波及的影響に		
)の安全機能を損なわないことについ		
	いた利止	:検討、現地調査及び耐震評価等を望	天肔する。(第 20	凹)
 検討会等で出された	なし			
意見・要望				

論点項目	(1)地震 耐震設計方針	意見番号	50
検討会における論点	電気設備の耐震対策について		
立 日亚日卫《			→ /tπ1
意見番号及び 関連質問の内容	① 高圧電源盤の焼損について、本装置の復旧対 た。ただし、地震による電流の短絡、アーク発生		
	こ。たたし、地震による电流の短船、ケーク光生 器は他にもある。構造と電気系が相関している		- ,,,-
	対策について説明してもらいたい。	※カロンレヘン 川1752	~
事業者説明要旨	① 安全上重要な電源盤は盤フレームの補強や、短	登正面扉のフレ	ーム
	へのボルト締め等により短絡・アークによる損傷	、新規制基準は	こおけ
	るガイドを踏まえ耐震対策を実施している。(第		
	① 通常、短絡が起きた場合は、電源上流の遮断器		
	設計としている。さらに、安全上重要な機器に電盤に対し、大規模な焼損に至る前に、上流の遮		
	盤に対し、人規模な焼損に主る前に、上価の遮動作させ、電流を断つ対策を行うこととしている		別に
	新TFC C、电加で的 2 内水で11 /CCCC CV の	(N4 70 Ed)	
検討会等で出された	なし		
意見・要望			

論点項目	(1)地震	耐震設計方針	意見番号	62 (再掲)
検討会における論点	耐震重要度の	の低い設備の被害状況	と今後の教訓につい	~
辛 日亚日卫 16	① 手冲力	よの間はに コンマース		[中] - 1 、一) L
意見番号及び 関連質問の内容		クの倒壊について、この が、その他の液体貯槽		
		か、 <u>その個の根本知行</u> 診計がなされたのか伺い		_
		川に軽微な被害を含めて		
	について		本項目では、下線部を	が対象)
事業者説明要旨	 耐震上低 	低重要度の各施設(B、C	こクラス)については、	地震による波
	及的影響	響によって、耐震重要施	設(Sクラス)の有する	安全機能を損
		ように耐震設計する。(第	•	
	① 新規制基準上、波及的影響評価は、次の観点から施設全体を俯瞰			
	した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能が損なわれないことが要求されている。(第 20 回)			
		20回) 2盤及び地震応答性状	の相違等に起因する	相対変位また
		監証人の地震心情に次 F沈下による影響		ハロハスルカル
	(2)耐震重要施設と低重要度施設との接続部における相互影響			
	(3)建屋内外における低重要度施設の損傷、転倒及び落下等による			
		重要施設への影響		
	クラス施設への被害はなかったが、新規制基準を踏まえ、屋外の液 体貯槽を含む低重要度施設の波及的影響によって耐震重要施設			
		(含む仏里晏及施設の))の安全機能を損なわな		
	,	:検討、現地調査及び而	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
検討会等で出された	なし			
意見・要望				

論点項目	(2)津波 基準津波	意見番号	51	
検討会における論点	基準津波の設定と津波対策の妥当性について			
意見番号及び	① 新規制基準への対応として、基準津波を想定し	っているが想定 <i>の</i>	の根	
関連質問の内容	拠が妥当かどうか。また、基準津波への対策は	妥当かどうか。	特	
	に、サイト内に、仮に津波が浸水した場合でも	過酷事象になら	ない	
	対応をしているかについて確認したい。			
	【関連質問】			
	②「不確かさ」の考慮の検討にあたり、どのようなロジックでその手法を			
	選択したのか。(第12回)	·1)、/4 四 1 3、	—) ,	
	③ 審査における主な指摘事項において、「最も厳しい位置となっていることを確認すること」とあるが、最も厳しいものであることをどのよう			
	に確認したのか示すこと。(第 12 回) ④ 「津波地震」の地震規模(Mw)を申請時の 8.3 から	2057月市] た	~ しぶ	
	津波評価にどの程度影響するのか定量的に明示			
	⑤ 基準津波を設定する前から防潮堤工事を進め			
	き」の評価となっていないことを説明すること。(
	6 津波数値計算の結果として4桁の数値(例:21		てい	
	るが、計算誤差、確度はどの程度か。4桁の有			
	出来るのか。(第 12 回)			
	⑦ 最大水位上昇量は、港湾内の防波堤などの構	造物によって変	化し	
	ていると思われる。これら構造物は考えている	津波(地震)によ	って	
	損傷を受けることはないのか。(第 12 回)			
	⑧ 津波ハザード曲線はどのような考えから導かれた	∮かれたのか(確率論的津波		
	リスク評価の考え方)、またその意味するところは	何かなどをもう少	ル分	
	かりやすく説明いただきたい。特に横軸の津波オ	く位は中央値を示	示すも	
	のであり、その値を超える確率があることなどをよ	く説明していただ	だきた	
	V)			
	基準津波の策定は、確定論的に行われること、た			
	(地震の破壊開始点や破壊伝搬速度など)や計算		かざ	
	として考慮されることなどもはっきり分かるように元		フュシ	
	津波ハザード曲線に、"全体(算術平均ハザード 文字通り解釈すれば、津波地震などを津波のハ			
	文字通り解釈すれば、津波地震など各津波のハ 均を"全体"として示しているように誤解する。 意味			
	プの地震による津波の算術平均ハザード曲線を			
	を、"基準津波"のハザード曲線とするのではない		NCV/TH	
	こ、金子子以 ツノ・ソート 西豚こり のツ これはく	77° (知14 四)		

事業者説明要旨

- ① 基準津波の策定は、審査ガイドに基づき「最大水位上昇・下降量」 に「地震に伴う隆起・沈下量」を考慮した各評価位置の最大ケース を、基準津波(水位上昇・下降側)として考える。(第12回)
- ① 各津波を評価した結果、東北地方太平洋沖型地震(3.11型の地震)に起因する津波の影響が最も大きく、基準津波(水位上昇側)は23.1m、基準津波(水位下降側)は-10.6mと評価した。(第12回)
- ① 遡上波による地上部からの流入防止対策として、防潮堤かさ上げ工事を実施するほか、津波に伴う砂の堆積を評価し、非常用海水ポンプの取水への影響を評価するなど実施した。(第13回)
- ②、③津波高さに影響を与え得る津波の波源特性や計算誤差は、"不確かさ"として多ケースのパラメータスタディを実施して考慮する。 (第13回)
- ②、③津波の波源特性については、破壊伝播特性に関して、破壊開始 点、破壊伝播速度の不確かさを考慮している。(第 13 回)
- ②、③地震規模の策定にあたり、基準断層モデルである東北地方太平 洋沖型地震(3.11型の地震)の不確かさは、発電所の津波高さに与 える影響が大きい宮城県沖の大すべり域(固着域)の破壊位置にゆ らぎが存在する可能性を考慮し、大すべり域・超大すべり域の位置 の不確かさなどを考慮した。(第13回)
- ④ 津波地震の地震規模(Mw)を8.3から8.5に見直ししたことで、津波水位が敷地前面では2m以上高くなったが、3.11型の地震よりも低い津波水位であることを確認した。(第13回)
- ⑤ 防潮堤かさ上げ工事は、新規制基準の制定以前から自主的に工事を 進めていたが、新規制基準を踏まえ津波評価を改めて実施。『結果あ りき』ではなく、追加工事が必要な場合は適切に対応する。(第13回)
- ⑥ パラメータスタディでは、数値計算に含まれる誤差を踏まえると、小数点第2桁までの精度は無いと考えられるため、基準津波の評価は、0.1m単位で切り上げている。(第13回)
- ⑦ 基準津波の評価では、防波堤が無い場合の津波水位への影響を 確認している。(第13回)
- ⑧ 新規制基準では、"設計を超える津波"に対する耐性確保のため、確率論的津波リスク評価を行うこととされており、この基礎データが 津波ハザード曲線。"設計を超える津波"が発生する確率を把握す るために、「基準津波の年超過確率」を参照する。(第13回)
- ⑧ 基準津波の策定は、確定論的に検討した。津波の波源特性や計算誤差に係る"不確かさ"の考慮は上記参照。(第13回)
- ⑧ 各タイプの津波の算術平均ハザード曲線の総和が"基準津波"の ハザード曲線である。(第13回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)「不確かさ」の考慮の検討にあたり、どのようなロジックでその 手法を選択したのか。(第12回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)審査における主な指摘事項において、「最も厳しい位置となっていることを確認すること」とあるが、最も厳しいものであることをどのように確認したのか示すこと。(第12回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)「津波地震」の地震規模(Mw)を申請時の8.3から8.5 に見直 したことが津波評価にどの程度影響するのか定量的に明示すること。 (第12回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)基準津波を設定する前から防潮堤工事を進めているが、「結果ありき」の評価となっていないことを説明すること。(第 12 回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)津波数値計算の結果として 4 桁の数値(例:21.58m)が示されているが、計算誤差、確度はどの程度か。4 桁の有効数字を示すことが出来るのか。(第12回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)最大水位上昇量は、港湾内の防波堤などの構造物によって変化していると思われる。これら構造物は考えている津波(地震)によって損傷を受けることはないのか。(第12回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)津波ハザード曲線はどのような考えから導かれたのか(確率論的津波リスク評価の考え方)、またその意味するところは何かなどをもう少し分かりやすく説明いただきたい。特に横軸の津波水位は中央値を示すものであり、その値を超える確率があることなどをよく説明していただきたい。(第12回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)基準津波の策定は、確定論的に行われること、ただし津波波源特性(地震の破壊開始点や破壊伝搬速度など)や計算誤差は、 "不確かさ"として考慮されることなどもはっきり分かるように示すこと。 (第12回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)津波ハザード曲線に、"全体(算術平均ハザード)"との凡例があるが、文字通り解釈すれば、津波地震など各津波のハザード曲線の算術平均を"全体"として示しているように誤解する。意味するところは、各タイプの地震による津波の算術平均ハザード曲線を求め、それらの総和を、"基準津波"のハザード曲線とするのではないか。(第 12 回) ※関連質問として採用
- ・ 耐震設計では、地震の発生頻度によって、事前対策や事後対策を 講じるマトリクスを作成している。耐津波設計においても、このような 考え方が必要ではないか。(第12回)
- ・ 津波シミュレーションについて、学会の知識を使って精度よく再現しているが、今後、学会など第三者の目で評価して頂きたい。(第13回)

	E番食申請について		
論点項目	(2)津波 基準津波	意見番号	54
検討会における論点	防潮堤の設計において考慮する津波波圧について		
意見番号及び	① 津波の高さだけではなく、津波の波力に関してもと	どのように評価	置して
関連質問の内容	いるのか説明してもらいたい。		
事業者説明要旨	① 防潮堤の設計で考慮する津波波圧について、3.1の状況や女川のサイト特性を踏まえた数値流体解津波シミュレーション解析)及び水理模型実験(平る検討を行っている。(第18回)① 数値流体解析及び水理模型実験の結果を踏まえ波波圧分布として整理した結果、全てのケースで、算定式である朝倉式を下回ったことから、朝倉式をとして考慮することは保守的であることを確認した。	解析(断面二次 一面水槽実験) 、無次元最力 既往の津波派 を設計用津波	た元)によ て津 皮圧
検討会等で出された意見・要望	なし		

	王 番	+	
論点項目	(2)津波 基準津波	意見番号	55
検討会における論点	基準津波及び入力津波の設定について		
意見番号及び	① 最高水位を23.1mとして有効数字3桁で設定して	こいることにつ	()
関連質問の内容	て、安全対策では適切に反映しているか。		
事業者説明要旨	① 基準津波は、敷地前面の海底地形の特徴を踏ま 射波の影響が微小となるよう、敷地から沖合へ約 (水深 100m)で策定し、敷地前面に到達するとき O.P.+23.1mを設定している。(第 18 回) ① O.P.+23.1mの算出内訳は、敷地前面での最大 (+21.58m)に、満潮位(+1.43m)を加算し、保守的 丸めた水位としている。(第 18 回) ① 各施設の設計評価に用いる入力津波については 最高水位に地震による地形の変化、潮位のばらて 設変動、これらをそれぞれ加えて、O.P.+24.34mi 守的に 0.1m単位に丸めて、O.P.+24.4mとなる。 ① 各設備の設計評価にあたっては入力津波高さ 24 計評価を実施している。防潮堤高さ 29mとしたの に対して可能な限り余裕を持った設計としたもの。	10km離れたの最高水位と水位上昇量的に 0.1m単位は、基準震によいき、地震によいらいなることから(第 18 回)4.4mを使用しは、入力津波	位したによる保、設
検討会等で出された意見・要望	なし		

	E番金甲請について	辛日平口	
論点項目	(2)津波 耐津波設計方針	意見番号	2
検討会における論点	女川2号機原子炉建屋への浸水対策について		
意見番号及び	① 2号の原子炉建屋附属棟への海水流入に関して	、相当な衝撃	で水
関連質問の内容	が入ったと思われるが、潮位計への閉止板取り付	けくらいの対	策で
	大丈夫なのか。熱交換器室の 2.5mまで浸水する	のに、どの程	度の
	時間がかかったと推定しているのか説明してもらい	nたい。	
事業者説明要旨	① 震災時においては、女川2号機海水ポンプ室に設計貫通部から津波が流入し、地下トレンチを通じ一部が浸水している。(第 18 回) ① 当該部の浸水対策として、水位計貫通部に閉止れの流入防止を図っている。なお、閉止板は、津波まで耐えられる構造としており、防潮堤高さ(O.P.も余裕がある設計である。(第 18 回) ① 今後、閉止板を取り外し、コンクリートによる閉塞を入を防止する対策を行う。(第 18 回) ① 震災時の熱交換器室への浸水に要した時間につ太平洋沖地震(3.11 地震)に伴う津波の観測記録生後、約 30 分で津波が到達。津波到達後、約 30 後、約 60 分)で、原子炉建屋の地下に設置していてプが海水の流入により停止したことから、津波至で浸水したと推定している。(第 18 回)	て原子炉建屋 板を取り付け、 高さ O.P.+47 +29.0m)と比較 と行い、津波の いては、東北 ののとおり、地震発生 いる補機冷却	内 津 .0m と 憲生系の 波 で 流 地発 ポ
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ 新防潮堤の設置により海側からの津波の脅威は海 年の豪雨などによる内側からの瞬間的な多量の雨まることが推察されるので、排水能力の向上についてほしい。	水の排出能力	づは弱

論点項目		耐津波設計方針	意見番号	4	(再掲)
検討会における論点	耐津波設計	方針について	•		
意見番号及び		子力発電所は、東日本大震災			_
関連質問の内容	·	被害過程の把握とその後の		<u>ごうか</u> に	ついて
		い。(本項目では、下線部が	対象)		
	【関連質問】		H()	4. 1) 6. 11	4-7-11
		P.23 で、1重から5重まで記			- ,
		深層防護とは意味が異なる	とめ、止しい記:	述にして	ていただ
***	きたい。	<u> </u>	- + A AWA A +	· L ¬ 1L	=n 11 *
事業者説明要旨		を設計の基本方針は、重要な			
		こ対して、その安全機能を損			
		基づき、津波から発電所を防 種対等な行う(第 18 回)	渡り るだめ伴ん	文 幻读	対 東 ど 東
		種対策を行う。(第 18 回) への浸水防止(外郭防護1)			
		、ジ及水のエクト科の破り の地上部からの到達、流入の	はたけ		
		が 放水路等の経路からの津波			
		よる重要な安全機能への影		片謹2)	
		能への影響確認		3 HQ - /	
		備設置の検討			
	(3)重要な	安全機能を有する施設の隔	離(内郭防護)		
	•浸水防	護重点化範囲の設定			
	•浸水防	護重点化範囲の境界におけ	る浸水対策		
	(4)水位変	ご動に伴う取水性低下による	重要な安全機能	七への景	/響防止
	•非常用剂	毎水冷却系の取水性			
	•津波の]	二次的な影響による非常用液	事水冷却系の機	能保持	確認
	(5)津波監	記視設備の設置			
	D 11,047,C	(O.P.+29m)により、遡上波			
		する。また、女川2号炉及び	• ,,		, ,, ,
	,	上するために、海水ポンプ室			. ,,, •
		こ、防潮壁等を設置すること、	. 及び女川1号	炉取・た	汝水路の
10=10 M - 11 L L 1		宿小すること等の対策を行う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
検討会等で出された		への意見・要望> 料2の D02 で 1季から5季3	- 本計事) テい	ナムミ カ	送ルカ
意見・要望 		料3の P23 で、1重から5重ま 7の深層味難しせ音味が思わ			-
		その深層防護とは意味が異な (第2回) ※関連質問として		「百七又上(こ	.U (V 1/2
	10010V 10	(知4四/ 本) 本) 大学 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1不用		

(全) 新規制基準への対応として、基準津波を想定しているが想定の根拠が妥当かどうか。また、基準津波への対策は妥当かどうか。特に、サイト内に、仮に津波が浸水した場合でも過酷事象にならない対応をしているかについて確認したい。(本項目では、下線部が対象) 事業者説明要旨 ① 耐津波設計の基本方針として、重要な安全機能を有する施設は、基準津波に対して、その安全機能を損なわない設計であることとし、この基本方針に基づき、津波から発電所を防護するため津波防護対策を策定し、各種対策を行う。(第 18 回) (1) 敷地への浸水防止(外郭防護1)・遡上波の地上部からの到達、流入の防止・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(2)漏水による重要な安全機能への影響確認・排水設備設置の検討(3) 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止・非常用海水冷却系の取水性・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(5) 津波監視設備の設置・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
関連質問の内容 拠が妥当かどうか。また、基準津波への対策は妥当かどうか。特に、 サイト内に、仮に津波が浸水した場合でも過酷事象にならない対応をしているかについて確認したい。(本項目では、下線部が対象) 事業者説明要旨 ① 耐津波設計の基本方針として、重要な安全機能を有する施設は、基準津波に対して、その安全機能を損なわない設計であることとし、この基本方針に基づき、津波から発電所を防護するため津波防護対策を策定し、各種対策を行う。(第18回) (1)敷地への浸水防止(外郭防護1) ・遡上波の地上部からの到達、流入の防止・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)・安全機能への影響確認・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策(4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止・非常用海水冷却系の取水性・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(5)津波監視設備の設置・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
関連質問の内容 拠が妥当かどうか。また、基準津波への対策は妥当かどうか。特に、 サイト内に、仮に津波が浸水した場合でも過酷事象にならない対応をしているかについて確認したい。(本項目では、下線部が対象) 事業者説明要旨 ① 耐津波設計の基本方針として、重要な安全機能を有する施設は、基準津波に対して、その安全機能を損なわない設計であることとし、この基本方針に基づき、津波から発電所を防護するため津波防護対策を策定し、各種対策を行う。(第18回) (1)敷地への浸水防止(外郭防護1) ・遡上波の地上部からの到達、流入の防止・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)・安全機能への影響確認・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策(4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止・非常用海水冷却系の取水性・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(5)津波監視設備の設置・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
関連質問の内容 拠が妥当かどうか。また、基準津波への対策は妥当かどうか。特に、 サイト内に、仮に津波が浸水した場合でも過酷事象にならない対応をしているかについて確認したい。(本項目では、下線部が対象) 事業者説明要旨 ① 耐津波設計の基本方針として、重要な安全機能を有する施設は、基準津波に対して、その安全機能を損なわない設計であることとし、この基本方針に基づき、津波から発電所を防護するため津波防護対策を策定し、各種対策を行う。(第18回) (1)敷地への浸水防止(外郭防護1) ・遡上波の地上部からの到達、流入の防止・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)・安全機能への影響確認・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策(4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止・非常用海水冷却系の取水性・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(5)津波監視設備の設置・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
サイト内に、仮に津波が浸水した場合でも過酷事象にならない対応をしているかについて確認したい。(本項目では、下線部が対象) 事業者説明要旨 ① 耐津波設計の基本方針として、重要な安全機能を有する施設は、基準津波に対して、その安全機能を損なわない設計であることとし、この基本方針に基づき、津波から発電所を防護するため津波防護対策を策定し、各種対策を行う。(第18回) (1)敷地への浸水防止(外郭防護1) ・遡上波の地上部からの到達、流入の防止・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)・安全機能への影響確認・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策(4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止・非常用海水冷却系の取水性・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(5)津波監視設備の設置・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
をしているかについて確認したい。(本項目では、下線部が対象) ■業者説明要旨 ① 耐津波設計の基本方針として、重要な安全機能を有する施設は、基準津波に対して、その安全機能を損なわない設計であることとし、この基本方針に基づき、津波から発電所を防護するため津波防護対策を策定し、各種対策を行う。(第18回) (1)敷地への浸水防止(外郭防護1) ・遡上波の地上部からの到達、流入の防止・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)・安全機能への影響確認・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)・浸水防護重点化範囲の設定・浸水防護重点化範囲の環界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止・非常用海水冷却系の取水性・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
■ 計
基準津波に対して、その安全機能を損なわない設計であることとし、この基本方針に基づき、津波から発電所を防護するため津波防護対策を策定し、各種対策を行う。(第18回) (1)敷地への浸水防止(外郭防護1) ・遡上波の地上部からの到達、流入の防止 ・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) ・安全機能への影響確認 ・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
この基本方針に基づき、津波から発電所を防護するため津波防護対策を策定し、各種対策を行う。(第18回) (1)敷地への浸水防止(外郭防護1) ・遡上波の地上部からの到達、流入の防止 ・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) ・安全機能への影響確認 ・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
対策を策定し、各種対策を行う。(第 18 回) (1) 敷地への浸水防止(外郭防護1) ・遡上波の地上部からの到達、流入の防止 ・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (2) 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) ・安全機能への影響確認 ・排水設備設置の検討 (3) 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5) 津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
(1)敷地への浸水防止(外郭防護1) ・遡上波の地上部からの到達、流入の防止 ・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) ・安全機能への影響確認 ・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
・遡上波の地上部からの到達、流入の防止 ・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) ・安全機能への影響確認 ・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
・取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) ・安全機能への影響確認 ・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
(2)漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) ・安全機能への影響確認 ・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
・安全機能への影響確認 ・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
・排水設備設置の検討 (3)重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
(3) 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護) ・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5) 津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
・浸水防護重点化範囲の設定 ・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
・浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
(4)水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 ・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
・非常用海水冷却系の取水性 ・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
・津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
(5)津波監視設備の設置 ・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
・防潮堤(O.P.+29m)により、遡上波の地上部からの到達又は流入
入を防止するために、海水ポンプ室スクリーンエリア開口や放水立
坑周りに、防潮壁等を設置すること、及び女川1号炉取・放水路の
流路を縮小すること等の対策を行う。
なお、防潮堤を超える津波に係る評価・対応については、意見番号
70(津波 PRA)で説明。(第 15 回)
食討会等で出された <東北電力への意見・要望>
意見・要望 ・ 現在の監視カメラはかなり拡大できると思われる。防波堤などに目盛
を入れることで、カメラで目盛を見るだけで、津波の来襲状況が分かる
はず。(第 18 回)

		*	
論点項目	(2)津波 耐津波設計方針	意見番号	53
検討会における論点	防潮堤高さの妥当性について		
意見番号及び	① 想定される最高水位 O.P.+23.1mに対し、防潮堤	高さを O.P.糸	勺+29
関連質問の内容	mとした考え方について説明してもらいたい。		
事業者説明要旨	① 各設備の設計評価にあたっては入力津波高さで使用し、設計評価を実施している。防潮堤高さ Oは、入力津波高さに対して可能な限り余裕を持っであり、津波が流入しないことを確認している。(第	.P.+29mとした た設計とした	きの
(検討会等で出された) 意見·要望	(東北電力への意見・要望〉) 防波堤の点検を定期的に実施してほしい。		

論点項目	(2)津波	耐津波設計方針	意見番号	62 (再掲)
検討会における論点	重油タンク倒	壊を踏まえた耐津波設	計について	
意見番号及び	 重油タン 			対応については
関連質問の内容	了解した	こが、その他の液体貯槽	について、対津波、	対地震 <u>対策は</u>
		食討がなされたのか伺い		
		別に軽微な被害を含めて		
	(=)() (て説明してもらいたい。(平均日では、下豚司	2//2 次] 参()
事業者説明要旨	① 津波に対	対して2号機補機放水路	に設置する逆流防」	上設備が閉止す
		より、補機放水路と補機		
		排水が敷地内に溢水す		
		果は、海水ポンプ室の堰 nであるため、屋外タンク		
		『室への浸水はなく、安」	- 11	
検討会等で出された	なし			
意見・要望				

	Y 各分の はの たい 日本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	*	00
論点項目	(3) その他の自然現象 竜巻	意見番号	60
検討会における論点	自然災害時におけるソフト面に対する新規制基準の	要求事項と対	対応の
	妥当性について		
	① 自然災害等(竜巻や火山灰、火災、溢水など)の	ハード対策に	加え
関連質問の内容	て、ソフト面での対応手順、体制整備、訓練などに		
	中に入っているのか、独自の基準でやっているの	, —	
	認したい。例えば、竜巻対策に関して、構内には		
	ている訳だが、それはどういう形で避難するのか等	宇に、フィ・C 記	明し
± 44 + 17 an	てもらいたい。	Arketoni (L.)	# D.D
事業者説明要旨	① 防護対象の施設周囲に管理エリアを設定し、この	,	見則と
	して、車両や資機材を配置しない運用とする。(第		
	① 管理エリア内に車両や資機材を配置する場合には		-
	施し、飛来物となる可能性がある場合には固縛対	策を実施する	5.
	(第 16 回)		
	① なお、車両を固縛せず停車させる場合は、即座に	車両を移動	できる
	体制を構築し、退避レベルとなった場合には退避	場所に車両	を移
	動する。(第 16 回)		
	① こうした運用対策は、保安規定審査の中で確認さ	れる。(第 16	回)
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ 竜巻などの自然災害で予想外のことが起きた場合	に備えて、指	a 示系
	 統(本人不在時代理者も含む)を整備しておいて欲	こしい。(第 16	回)
	 ・ 竜巻運用対策の実施基準(竜巻警戒レベル)を第	定する際に、	気象
	庁の竜巻情報を活用するとのことであるが、情報の		
	実際の発生実績)により、常に退避レベルとなっては		
	じることから、実態と即した基準となるよう努めて欲し		
	・ 竜巻運用対策の実施基準(竜巻警戒レベル)を策	0 (>1.	• •
	状にとどまらず、常に最新知見(実績)の反映をお願		
	- 小にここよりり、吊に取利加元(天順)の反映をお願 - 回)	頃くっし/こく。(分 10

意見番号及び 関連質問の内容 ② 最大風速は、過去データ(52 年間)に基づいて評価、設定していることは分かったが、今の設計でどのくらいまで耐えられるのか示す方法もあるのではないか。(第2回) ③ 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16 回) 3 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16 回) 4 管検討地域について、女川原子力発電所から半径 180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16 回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のボアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22 回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はボアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査	論点項目	(3) その他の自然現象 竜巻 意	意見番号	63
関連質問の内容 【関連質問】 ② 最大風速は、過去データ(52 年間)に基づいて評価、設定していることは分かったが、今の設計でどのくらいまで耐えられるのか示す方法もあるのではないか。(第2回) ③ 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16 回) 事業者説明要旨 ① 竜巻検討地域について、女川原子力発電所から半径 180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2 クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16 回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のボアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22 回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はボアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査	検討会における論点	設計竜巻の妥当性について	<u> </u>	
関連質問の内容 【関連質問】 ② 最大風速は、過去データ(52 年間)に基づいて評価、設定していることは分かったが、今の設計でどのくらいまで耐えられるのか示す方法もあるのではないか。(第2回) ③ 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16 回) 事業者説明要旨 ① 竜巻検討地域について、女川原子力発電所から半径 180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2 クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16 回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のボアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22 回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はボアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査				
関連質問の内容 【関連質問】 ② 最大風速は、過去データ(52 年間)に基づいて評価、設定していることは分かったが、今の設計でどのくらいまで耐えられるのか示す方法もあるのではないか。(第2回) ③ 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16 回) 事業者説明要旨 ① 竜巻検討地域について、女川原子力発電所から半径 180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2 クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16 回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のボアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22 回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はボアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査				
関連質問の内容 【関連質問】 ② 最大風速は、過去データ(52 年間)に基づいて評価、設定していることは分かったが、今の設計でどのくらいまで耐えられるのか示す方法もあるのではないか。(第2回) ③ 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16 回) 事業者説明要旨 ① 竜巻検討地域について、女川原子力発電所から半径 180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2 クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16 回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のボアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22 回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はボアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査				
② 最大風速は、過去データ(52年間)に基づいて評価、設定していることは分かったが、今の設計でどのくらいまで耐えられるのか示す方法もあるのではないか。(第2回) ③ 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16回) ① 竜巻検討地域について、女川原子力発電所から半径180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を100m/sに設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国NRCのガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布に適合することが、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査	意見番号及び	① 藤田スケール F2 を設定した根拠について説明しても	もらいたい。	
とは分かったが、今の設計でどのくらいまで耐えられるのか示す方法もあるのではないか。(第2回) ③ 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16回) 事業者説明要旨 ① 竜巻検討地域について、女川原子力発電所から半径180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を100m/sに設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国NRCのガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査	関連質問の内容	【関連質問】		
もあるのではないか。(第2回) ③ 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16回) 事業者説明要旨 ① 竜巻検討地域について、女川原子力発電所から半径180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を100m/sに設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国NRCのガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査		② 最大風速は、過去データ(52年間)に基づいて評価、	i、設定してい	ハるこ
③ 確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第 16 回) 電巻検討地域について、女川原子力発電所から半径 180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2 クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第 16 回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第 22 回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査		とは分かったが、今の設計でどのくらいまで耐えられ	るのか示す	方法
末者説明要旨 ① 竜巻検討地域について、女川原子力発電所から半径 180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査		もあるのではないか。(第2回)		
 事業者説明要旨 ① 竜巻検討地域について、女川原子力発電所から半径 180kmの範囲内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査 			求め方やそ	:の考
内の太平洋側海岸線に沿った海側5kmと陸側5kmの範囲を設定。この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査				
この地域における過去最大の竜巻と竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として69m/s(F2クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査	事業者説明要旨			
による最大風速を設定し、発電所の地形特性を踏まえ設計竜巻として 69m/s(F2 クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s (F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査			1	77 — 3
て69m/s(F2クラス)を設定。(第2回) ② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査				
② 過去に発生した国内最大の竜巻 92m/s(F3クラス)に将来の気候変動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第 16 回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第 22 回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査			まん設計电視	野とし
動を考慮し、設計竜巻を 100m/s に設定しており、これに基づき、施設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第16回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査			に極本の気	· 促亦
設に対する竜巻の評価を保守的に実施している。(第 16 回) ③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第 22 回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査				., ., .
③ 年超過確率のハザード曲線は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査				2 \ ne
イド」の手法に基づき求めており、米国 NRC の竜巻ハザードに係るガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイドラインでは、竜巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査				価ガ
巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分布またはポリヤ 分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さ の対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜 巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポ リヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被 害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査				
分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さの対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査		ガイドラインを参考にしている。この米国 NRC のガイ	ー イドラインでに	ま、竜
の対数正規分布への適合性を確認。これらの確認結果に基づき竜 巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第22回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポ リヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被 害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査		巻の観測記録に基づき、竜巻の発生数のポアソン分	分布またはれ	ポリヤ
巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。(第 22 回) ③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査		分布への適合性および竜巻の諸元である風速、被	皮害幅、被害	き長さ
③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソン分布またはポリヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査		の対数正規分布への適合性を確認。これらの確認	結果に基づ	うき竜
リヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風速、被害幅、被 害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査		巻最大風速のハザード曲線の求め方を定めている。	(第22回)	
害長さは対数正規分布に適合することが、東京工芸大学による調査		③ 国内の観測記録に対しても、竜巻の発生数はポアソ	ノン分布また	:はポ
		リヤ分布に適合すること、また、竜巻の諸元である風	虱速、被害情	≣、被
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	長大学による	調査
研究にて確認されている。(第 22 回) 		研究にて確認されている。(第 22 回)		

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ 沖に設置されているGPS波浪計というのは、実は水位だけじゃなくて 風速も値があるので、これも活用していただくと空間的に非常にカバーできるかと思う。 (第2回)
- ・ (再掲)最大風速は、過去データ(52 年間)に基づいて評価、設定していることは分かったが、今の設計でどのくらいまで耐えられるのか示す方法もあるのではないか。(第2回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)確率論的に求めた竜巻に関して、ハザード曲線の求め方やその考え方を別途説明して欲しい。(第16回) ※関連質問として採用
- ・ 風速 100m/sとなれば、送電鉄塔の倒壊も容易に想像される。また、 人も屋外に行けなくなる。重要施設に対する竜巻防護だけでなく、例 えば架空線等もしつかり考慮した検討をしてほしい。(第22回)
- ・ 地震災害のハザード曲線と竜巻のハザード曲線があれば、発電所全体として評価すべきリスク評価のハザード曲線が想定されると考える。 ハザードの評価結果は可能な限りオープンにしていく必要があると考える。 える。(第22回)

論点項目	(3) その他の自然現象 竜巻	意見番号	64	
検討会における論点	基準竜巻、設計竜巻の評価結果の妥当性について			
意見番号及び	① 竜巻で想定される被害(=対策の対象)の想定力	方法、想定結果	見につ	
関連質問の内容	いて説明してもらいたい。			
	【関連質問】			
	② 構造物の耐震性評価では、必ず地震荷重に対し	., ., ., .	. ,	
	部事象(飛行機がぶつかった時など)の荷重とか		-	
	ものがある。複合荷重として、どういう部材がどうい			
	いるのかということを竜巻だけではなく明確にする	る必要がある。	(第2	
	回)【(1)地震-耐震設計方針で説明】	Total Science of		
	③ 想定外の竜巻が発生した場合の考え方について	て教えてほしい	、(バ	
	ックフィットされるのか)(第2回) ② 軽油タンクを地下化する必要があると判断した理由・経緯について			
	竜巻対策なども含め、別途詳細に説明して欲しい。(第6回) ⑤ 軽油タンクの地下化により、タンクの基数や配管が増えると思うが、			
			か、	
	それに対する信頼性をどの様に確保しているのだ。	73。(角0凹)		
 事業者説明要旨	① 基準・設計竜巻の設定、設計飛来物の設定、防	 護対象施設の	設	
7 X 1 100 71 X 1	定、解析評価手法、構造健全性評価、防護対策			
	等の全体的な竜巻影響評価について説明。(第	16 回)	, , ,	
	② 自然現象の組合せについて網羅的に検討した」	上で、地震との	組合	
	せを考慮する自然現象として風(台風)及び積雪	を選定し、施	設の	
	設置場所、構造等を踏まえて荷重の組合せにつ	いて評価を実	施し	
	ている。組合せの選定にあたっては、事象を組み	*合わせること	により	
	影響が増長する、かつ同時に発生する可能性が	高い等の観点	ヹから	
	評価を実施している。			
	風荷重(台風)は建築基準法に基づく設計基準	風速(30m/s、	10 分	
	間平均)を考慮し、積雪荷重は、観測記録(石	巻特別地域気	意象観	
	測所 1887 年~2017 年)の既往最大値に基っ	びく設計基準積	責雪量	
	(43cm)を考慮する。(第 20 回)			
	③ 気候区分を考慮し、考慮する竜巻の発生実績の	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	した結果、基準竜巻を 92m/s に見直したことに			
	竜巻 69m/s を 100m/s に変更。その設計竜巻	こ基づき、構造	き健全	
	性評価を実施している。 (第 16 回)			

事業者説明要旨

- ④ 先行プラントの審査状況を踏まえ、軽油タンクに対する外部火災による熱影響や地表面での火炎発生を防止する観点から、軽油タンクを地下化し、これにより、竜巻や火山などの自然現象に対する信頼性向上を図った。(第16回)
- ⑤ 地下軽油タンクは、円筒型横置の鋼製タンクをコンクリート製の軽油タンク室内に設置するとともに竜巻等の荷重や基準地震動に対して耐震性を確保する設計としている。また、系統分離により信頼性を確保した設計としている。(第16回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)構造物の耐震性評価では、必ず地震荷重に対して津波荷重や外部事象(飛行機がぶつかった時など)の荷重とか、荷重の比較というものがある。複合荷重として、どういう部材がどういう荷重で決まっているのかということを竜巻だけではなく明確にする必要がある。(第2回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)想定外の竜巻が発生した場合の考え方について教えてほしい。(バックフィットされるのか)(第2回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)軽油タンクを地下化する必要があると判断した理由・経緯について、竜巻対策なども含め、別途詳細に説明して欲しい。(第6回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)軽油タンクの地下化により、タンクの基数や配管が増えると思うが、それに対する信頼性をどの様に確保しているのか。(第6回) ※ 関連質問として採用
- ・ 軽度な被害の積み重なりにより、連鎖的に被害が大きく広がらないような対策が必要。(第20回)

	E番盆甲請について (2) その他の白然現会 ルル	辛日平口	E 7
論点項目	(3) その他の自然現象 火山	意見番号	57
検討会における論点	火山影響評価の妥当性について		
意見番号及び	① 対象とした 10 火山が発電所に影響を及ぼさない	と判断した根	拠に
関連質問の内容	ついて説明してもらいたい。		
事業者説明要旨	 ① 申請時は発電所に影響を及ぼし得る火山の対象いたが、2015年に発表された知見を踏まえ11火回) ① 対象の火山について、原子力発電所の火山影響き、発電所に影響を与える可能性がある火山事の(第16回) ① その結果、発電所に影響を及ぼし得る事象として山灰)が抽出され、敷地に降り積もる火山灰の厚さし、必要な対策(除去に必要な資材準備・要員配山灰除去フィルタ設置等)を予め実施することによ回) 	山に変更。(評価ガイドに でい評価を実施 、降下火砕物 さを 15cm と想 備、空調系へ	第 16 基 施。 火定 の火
検討会等で出された 意見・要望	なし		

論点項目	(3) その他の自然現象 火山	意見番号	58
検討会における論点	対象火山で異常(火山性微動等)が観測された場合	の対応方法に	こつい
	て		
意見番号及び	① 対象火山で異常(火山性微動等)が観測された場	場合の対応方	法に
関連質問の内容	ついて説明してもらいたい。		
事業本部の亜ヒ	① ルルの土田増み磨ルル侵ぶさて担合には、よ	山の母界 時	H+ مار خ
事業者説明要旨	① 火山の大規模な噴火兆候がある場合には、火 模、風向、降灰予測等を収集・把握するとともに、		
	達時間等も踏まえて対応を検討する。また、連絡		
	要な要員についても確認を行う。(第 16 回)	T K4C - 2 F4L L H	J , ZL.
	① 火山の大規模な噴火が発生した場合、または	敷地内に降下	大砕
	物が降り積もる状況となった場合は、必要な対	対策(除去に必	公要な
	資材準備・要員配備、空調系への火山灰除去フ	イルタ設置等)を実
	施する。(第 16 回)		
10=10 ft).)		
検討会等で出された	なし		
意見・要望			

論点項目	(3) その他の自然現象 外部火災他 意見番号 -
検討会における論点	外部火災の影響評価の妥当性について
意見番号及び	(新規制基準適合性審査申請に基づき検討)
関連質問の内容	【関連質問】
	① 固体廃棄物貯蔵所と防火帯の離隔距離が短いように見えるが、外
	部火災の影響を受けないことを具体的に説明して欲しい。(第7回)
	② 航空機落下と敷地内危険物との重畳火災による輻射熱の評価結果
	の保守性について、誤差や計算精度等も含めて整理して欲しい。 (第7回)
	(第7回) ③ 重畳火災の熱評価における復水貯蔵タンクの壁面温度について、
	② 単電火火の熱評価における復水貯蔵タンクの壁面温度について、 ノミナル値(保守性を考慮しない値)を示して欲しい。(第8回)
 事業者説明要旨	① 原子炉施設内の機器・系統を火災から防護することを目的として、
	外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与
	えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対す
	る適切な防護対策が施されていることを評価した。(第7回)
	① 森林火災による固体廃棄物貯蔵所の熱影響について、輻射強度に
	よる固体廃棄物貯蔵所外壁及び外壁内表面温度を評価。防火帯
	(森林との最短距離 50m)を設定することにより、森林火災は固体廃
	棄物貯蔵所へ熱影響を及ぼさないことを確認した。(第8回)
	② 航空機墜落による火災の熱影響評価ならびに重畳(航空機墜落火
	災及び危険物施設火災)の評価として、危険物施設(3号炉軽油タ
	ンク)と原子炉施設を直線で結び、その線上で落下確率が 10-7[回
	/炉・年]となる標的面積の縁へ航空機が落下して火災が発生し、
	かつ、危険物施設に火災が発生することを想定。(第8回)
	③ 外壁裏面・タンク壁面からの対流及び輻射による放熱を考慮する
	等、保守性を考慮しない場合でも、原子炉建屋外壁温度及び復水
	貯蔵タンク壁面温度が許容温度以下であることを確認した。(第 10 回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ 非常事態に対する事前準備と、実際に起きたときにどれだけの対応力(量的対処)があるか、両面から対策を見ておく必要があると思う。 (第7回)
- ・ (再掲)固体廃棄物貯蔵所と防火帯の離隔距離が短いように見えるが、外部火災の影響を受けないことを具体的に説明して欲しい。(第7回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)航空機落下と敷地内危険物との重畳火災による輻射熱の評価結果の保守性について、誤差や計算精度等も含めて整理して欲しい。(第7回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)重畳火災の熱評価における復水貯蔵タンクの壁面温度について、ノミナル値(保守性を考慮しない値)を示して欲しい。(第8回) ※関連質問として採用

	王畨 単語について	立 日亚口	- FO
論点項目	(3) その他の自然現象 外部火災他	意見番号	59
検討会における論点	想定する自然現象の重畳(組合せ)の妥当性について		
意見番号及び	① 複合災害(地震+津波、地震+津波+火災、地震	雲+火災、火	山十
関連質問の内容	火災、竜巻+火災)について説明してもらいたい。	,	
事業者説明要旨	① 想定すべき外部事象を選定した上で、「荷重」の おける最大荷重継続時間及び発生頻度を踏まえ 自然現象の重畳(組合せ)として、津波+地震、地 +積雪、台風+積雪+火山の4つの組合せを抽 ① 選定した自然現象(重畳含む)及び人為事象に 安全機能を損なわない設計とするとともに、自然野 必要な資機材等の準備などにも取り組む。(第8回	、設計上考慮 也震+積雪、浴 出。(第8回) 対し、安全施 現象ごとの対応	まする 単波 設の
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・地すべりの評価を例に国が示す土砂災害危険箇) 評価だけではなく、地質の専門家を含めて事業者 行ったことも根拠にしていることも示し「県民が安心を心掛けた方がよい。(第8回)	たして現地路	沓査を

2 新規制基準週合門		辛日采旦	
論点項目	(4)内部火災	意見番号	
検討会における論点	火災防護対策の妥当性について		
意見番号及び	(新規制基準適合性審査申請に基づき検討)		
関連質問の内容			
事業者説明要旨	① 原子炉施設内の機器・系統を火災から防護する「火災発生防止(難燃性ケーブルの使用、蓄電対策、油漏えい拡大防止対策)」、「火災感知及での火災感知器設置、全域ガス自動消火設備の設系の多重化)」、「火災影響軽減(系統分離対策)詳細について説明。(第7回)	池室の水素源 び消火(異なる 置、消火用水	えい種類は供給
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ 過去の工事で火災を発生させたこともあるので、ク 非常に気を使っていただきたい。特に放射性物質の 対避けなければいけない。(第7回)		

2 新規制基準適合[[論点項目	王番登申請について (5)内部溢水	意見番号	65
検討会における論点	へるアドログス	心儿田勺	- 50
意見番号及び	┃ ① 内部溢水への対応に関して、漏れるおそれのある		-
関連質問の内容	アップすることは、福島の事例を見ても困難さが予なダクトまで含めて想定しているのか説明してもら	'	様々
事業者説明要旨	① 内部溢水影響評価に係る審査ガイドに基づき、「 設定するとともに、溢水の伝播経路となり得る扉々 電線管の貫通部、空調ダクトなどについて、現場 数回実施した上で、「溢水防護区画」までの各区 す溢水伝播フロー図を作成。(第7回)	などの建具、i ウォークダウン	記管・ /を複
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	 各区画の主要配管の他に計装配管やケーブル類漏れなく溢水防護対策が行われていること、ダブルをお願いしたい。(第7回) 見落としがないということはないので、原子力規制に、第三者又は社内での別組織など複数のエンジでもらう機会を設け、見落としを少なくする努力をい。(第7回) 	レチェックされ 庁が確認する ニアにレビュ	ること

2 新規制基準適合[[]] 論点項目	王番登申請について (5)内部溢水	意見番号	66
Allower Park		心无钳力	00
検討会における論点	内部溢水の溢流に係る評価の妥当性について		
意見番号及び	□ 内部溢水対策について水に限らず、流体溢流対	策全体につい	て、
関連質問の内容	重要度別に説明してもらいたい。		
事業者説明要旨	 ① 重要度の特に高い安全機能を有する系統設備及 ールの冷却及び給水機能を有する設備など防護 溢水影響評価対象設備を選定。(第7回) ① 溢水源は発生要因別に、機器の破損等により生じの拡大防止の放水による溢水、地震に起因する 水量を検討。(第7回) ① 溢水対策として、必要な水密扉や堰等の設置、地水低減対策(低耐震クラスの耐震補強)、没水対策止水ダンパ設置等)、被水対策(配管貫通部等の気対策(隔離ダンパ設置)などを行う。(第7回) 	対象設備の登る溢水、火災 益水に分類し 也震起因による 策(空調ダクト	が 災等 溢 る溢 の
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ 溢水した流体が放射性物質を含む流体かどうかに 異なる。今後、外部の方への説明の際は、溢水して 質有無などを踏まえわかりやすく説明して頂く方が、	た流体の放射	性物

論点項目	(6)外部電源	意見番号	68
検討会における論点	外部電源の信頼性及び東日本大震災当時の復旧状	況について	
意見番号及び	① ディーゼル発電機やガスタービン発電機が設置・	拡充されたと	思わ
関連質問の内容	れるが、松島幹線などの送電設備が重要なのは	当然のことと思	! う。こ
	の観点からの対策、例えば送電鉄塔(東日本大震	戛災で福島第	一 の
	鉄塔が損壊)の地盤補強などの対策は必要ない	か説明してもら	らいた
	٧٠°		
	【関連質問】		
	② 震災時の外部電源の復旧について、翌日復旧し	た回線、数日	後に
	復旧した回線、半月後に復旧した回線と、復旧が	3段階になっ	てい
	るが、この理由について纏めて欲しい。(第5回)		
事業者説明要旨	① 送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地す		
	崩壊による被害の最小化を図るため、鉄塔基礎の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, , ,
	ることで、鉄塔の倒壊を防止する設計であるととも	に、がいしに・	つい
	ては耐震対策を実施。(第14回)		
	① 全ての送電線(5回線)が同一鉄塔に架線されて		
	理的に分離した設計である。接近・交差・併架する		
	が、いずれの送電線事故が発生した場合でも発行		供給
	が継続して可能であることを確認している。(第 14		۲.14.
	① 275kV・66kV開閉所及びケーブル洞道等は十分の地盤に設置した上で、遮断器等の機器は耐震		
	用し、耐震Cクラスを満足する設計。また、275kV	, , , ,,,,,,	
	津波の影響を受けない敷地高さに設置するととも		•
	た設計。(第14回)		
	② 震災時の外部電源の復旧について、各回線によ	り指傷内容に	相違
	があるため、復旧時期に差が生じた。(第14回)	2 22 (1921 Y FI	11.1.
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ (再掲)震災時の外部電源の復旧について、翌日	後旧した回紀	泉、数
	日後に復旧した回線、半月後に復旧した回線と、征	复旧が3段階に	こなっ
	ているが、この理由について纏めて欲しい。(第5回]) ※関連質	問とし
	て採用		

	生番食甲請について 「 / - > / /
論点項目 	(7) モニタリング設備等 │ 意見番号 │ 82
検討会における論点	放射性物質濃度及び放射線量率等の測定と情報提供の方法の妥当性
	について
	□ 放射線の監視体制の強化、情報提供のあり方等について説明して
関連質問の内容 	もらいたい。
事業者説明要旨	① 原子力施設から放出された放射性物質の濃度、敷地境界の放射線
	量率等の放出源モニタリングを、モニタリングポスト等を用いて実施
	している。事故時は、原子力事業者防災業務計画に基づき、緊急
	時モニタリングセンターが設置されるオフサイトセンターにモニタリン
	グ結果を連絡する。(第10回)
	① 放射性物質の濃度及び敷地境界の放射線量率等の監視は、従来
	から法令で求められていたが、新規制基準の追加要求事項を踏ま
	え、モニタリングポストに非常用電源に接続するとともにガスタービン
	発電機からも給電可能とする。また、モニタリングポストの測定デー
	タの伝送の強化として、有線・無線回線によりデータ伝送の多様化
	を実施するとともに、伝送データは中央制御室及び緊急時対策所
	でも監視可能とする。更に、モニタリングポストが機能喪失した場合
	の代替測定装置として、可搬型代替モニタリング設備等を配備す
	る。(第 10 回)
	20 (N1 10 □)

検討会等で出された 意見・要望

<国への意見・要望>

可搬型放射線計測装置等を配備するとあるが、敷地の大きさに対してサーベイメータの数が少ないのではないか。モニタリング設備として足り得るのか、原子力規制庁には、実効的なモニタリング設備(台数)の審査が必要ではないか。(第10回)

く県への意見・要望>

- ・ 道路等の整備というのがいろいろなサイトでも課題になっている。そこを考えないで放射能観測車が 10 台あると言われてもモニタリングの実効性に疑問が残る。道路等は県・国と相談となるが実効性のある設備としてほしい。(第 10 回)
- ・原子力規制庁は、広報ということをあまりしないように見えることから、 県から原子力規制庁に、モニタリング情報を県民に伝えるように言っていただきたい。(第10回)

〈東北電力への意見・要望〉

- ・ 平時や緊急時におけるモニタリングポストの観測値について、電力から関係自治体へ情報発信する際、コメントを付けると関係自治体も当該情報の取扱いが容易になるのではないか(第10回)
- 可搬型放射線計測装置等を配備するとあるが、敷地の大きさに対してサーベイメータの数が少ないのではないか。規制要求の数のみならず、実際、常備しているモニタリング設備についても県民への説明が必要。(第10回)
- ・ 緊急時にあたっては、情報の公開というよりも透明性が大切である。 情報発信者の義務として十分注意を払っていただきたい。(第10回)

関連質問の内容 きるものから、その確率を導き出して設計していく訳であるが、リスクマネジメントという観点で、その確率を超えた場合はどういう対策をするのか、地震発生から住民の避難までのシナリオを描いておいて欲しい。また、予見できない中で余裕をもって作っていく時の設計者の考えたロジックを、県民にも分かるように説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第 21 回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第 21 回)	論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	56
関連質問の内容 さるものから、その確率を導き出して設計していく訳であるが、リスクマネジメントという観点で、その確率を超えた場合はどういう対策をするのか、地震発生から住民の避難までのシナリオを描いておいて欲しい。また、予見できない中で余裕をもって作っていく時の設計者の考えたロジックを、県民にも分かるように説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉が設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第21回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第21回) 校計会等で出された意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第21回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で	検討会における論点	設計上の想定を上回る外部事象に係る対応の妥当性	比について	
関連質問の内容 さるものから、その確率を導き出して設計していく訳であるが、リスクマネジメントという観点で、その確率を超えた場合はどういう対策をするのか、地震発生から住民の避難までのシナリオを描いておいて欲しい。また、予見できない中で余裕をもって作っていく時の設計者の考えたロジックを、県民にも分かるように説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉が設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第21回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第21回) 校計会等で出された意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第21回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で				
関連質問の内容 さるものから、その確率を導き出して設計していく訳であるが、リスクマネジメントという観点で、その確率を超えた場合はどういう対策をするのか、地震発生から住民の避難までのシナリオを描いておいて欲しい。また、予見できない中で余裕をもって作っていく時の設計者の考えたロジックを、県民にも分かるように説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉が設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第21回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第21回) 校計会等で出された意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第21回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で				
マネジメントという観点で、その確率を超えた場合はどういう対策をするのか、地震発生から住民の避難までのシナリオを描いておいて欲しい。また、予見できない中で余裕をもって作っていく時の設計者の考えたロジックを、県民にも分かるように説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉が設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第21回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第21回) (東北電力への意見・要望) ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第21回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶なに NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で	意見番号及び	① 原子力発電所という重要な施設に関しては、現在	Eの科学で予り	見で
するのか、地震発生から住民の避難までのシナリオを描いておいて 欲しい。また、予見できない中で余裕をもって作っていく時の設計者 の考えたロジックを、県民にも分かるように説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉が 設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最 優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第 21 回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優 先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等 を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の 情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる 「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び 「設備・資機材」を整備する。(第 21 回) 〈東北電力への意見・要望〉 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり 理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチ のないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれ ば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶衆 に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で	関連質問の内容	きるものから、その確率を導き出して設計していく	訳であるが、!	Jスク
欲しい。また、予見できない中で余裕をもって作っていく時の設計者の考えたロジックを、県民にも分かるように説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉が設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第21回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第21回) 〈東北電力への意見・要望〉 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第21回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶索に、NGであり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で				, –
の考えたロジックを、県民にも分かるように説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第21回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第21回) 校討会等で出された 意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第21回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶数に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で		,		
 事業者説明要旨 ① 設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第 21 回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第 21 回) 検討会等で出された 意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶太に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で 				
うな事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第 21 回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第 21 回) 〈東北電力への意見・要望〉 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶なに NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で	事業者説明要旨			
優先に考え対処することができるよう手順等を整備。(第 21 回) ① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第 21 回) 〈東北電力への意見・要望〉 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶太に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で		設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物	物質が放出され	れるよ
① 大規模損壊が発生した際、放射性物質放出の防止及び抑制を最優先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第 21 回) *検討会等で出された意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で				_ ,,
先に、対応要員、可搬型設備、常設設備を含めた残存する資源等を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第 21 回) (東北電力への意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で				
を最大限に活用するとともに、その時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第 21 回) 検討会等で出された 意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で			2 T T T T T	
情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行うための「体制」及び「設備・資機材」を整備する。(第 21 回) 検討会等で出された 一意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり 理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチ のないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶然に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で				
「設備・資機材」を整備する。(第 21 回) 検討会等で出された 意見・要望 ・ 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり 理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチ のないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対 に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で				
検討会等で出された		「手順書」を整備し、この手順に従って活動を行う	ための「体制」	」及び
 意見・要望 手順を覚えるだけの教育ではなく、その手順の意味・背景もしっかり 理解してもらえるように教育をしてほしい。(第 21 回) 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチ のないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれ ば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶索 に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で 		「設備・資機材」を整備する。(第 21 回)		
理解してもらえるように教育をしてほしい。(第21回) ・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で	検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
・ 災害対策で重要なのは、事前対策と事後対策をそれぞれミスマッチのないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で	意見・要望			つかり
のないように実施する必要があるということ。事前対策に力を入れれば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で				マッチ
ば、有事の際は楽になる。また、自社だけでクローズした対策は絶対に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流をもつことが重要で				
ある。(第 21 回)		に NG であり、他社と協定を締結し、日常から交流	をもつことが重	重要で
		ある。(第 21 回)		

意見番号及び	論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	67	
関連質問の内容 るのかといった共通原因故障について、どのように分析を進めているのか説明してもらいたい。また、電源系以外でも、例えば、地震による火災と溢水の同時発生のような共通原因故障もありうるので、個別シナリオでの対策やリスク評価以外に、共通原因故障もありうるので、個別シナリオでの対策やリスク評価以外に、共通原因故障もありうるので、個別シナリオでの対策をリスク評価以外に、共通原因故障もありうるので、個別シナリオでの対策をリスク評価以外に、共通原因故障もありうるので、個別シナリオでの対策をリスクを離は、多重性または多様性を確保し、異なる区画に設置することなどにより安全機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第 18 回) (1) 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮。(第 18 回) (2) 非常用ディーゼル発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計、第 18 回) (1) 電源率は、ガスタービン発電機に対し、多様性及び独立性を有する設計。 (第 18 回) (1) 電源ネ以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)	検討会における論点	電源系その他設備における共通原因故障の考え方は	こついて		
るのか説明してもらいたい。また、電源系以外でも、例えば、地震による火災と溢水の同時発生のような共通原因故障もありうるので、個別シナリオでの対策やリスク評価以外に、共通原因故障の取り扱いの考え方を説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計基準事故対処設備は、多重性または多様性を確保し、異なる区画に設置することなどにより安全機能が損なわれるおそれがないま設計。(第18回) ① 重大事故等效処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第18回) ① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3合を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ボンブ、直流駆動低圧注水ボンブ、大容量送水ボンブ(可様式)は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉ルスプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ボンブ、及び大容量送水ボンブの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としている。また、復水移送ボンブ、及び大容量送水ボンブの流路は、水源から設計基準事故対処との音流点まで独立する設計としている。(第18回)	意見番号及び	① 電源系に関して、DGの冷却方式や分電盤がどこ	で一緒になっ	ってい	
まる火災と溢水の同時発生のような共通原因故障もありうるので、個別シナリオでの対策やリスク評価以外に、共通原因故障の取り扱いの考え方を説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計基準事故対処設備は、多重性または多様性を確保し、異なる区画に設置することなどにより安全機能が損なわれるおそれがない設計。(第 18 回) ① 重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第 18 回) ① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3合を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第 18 回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)	関連質問の内容	るのかといった共通原因故障について、どのよう	こ分析を進め	てい	
明ンナリオでの対策やリスク評価以外に、共通原因故障の取り扱いの考え方を説明してもらいたい。 ① 設計基準事故対処設備は、多重性または多様性を確保し、異なる区画に設置することなどにより安全機能が損なわれるおそれがない設計。(第 18 回) ① 重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第 18 回) ① 非常用ディーゼル発電機は多重要因により機能が喪失しない設計。(① ガスターゼン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計(第 18 回) ① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動力式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対し下電路構成により、多様性及び独立性を有する設計ので、18 回) ② 電源率は、ガスタービン発電機に対し下の場が、18 回) ② 電源率は、ガスタービン発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計としている。重流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熟除去系、低圧炉心スプレイス)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)		るのか説明してもらいたい。また、電源系以外でも	ら、例えば、地	震に	
の考え方を説明してもらいたい。 事業者説明要旨 ① 設計基準事故対処設備は、多重性または多様性を確保し、異なる区画に設置することなどにより安全機能が損なわれるおそれがない設計。(第18回) ① 重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第18回) ① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3台を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計(第18回) ① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所が設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系、復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)		よる火災と溢水の同時発生のような共通原因故障	章もありうるので	ご、個	
 事業者説明要旨 ① 設計基準事故対処設備は、多重性または多様性を確保し、異なる区画に設置することなどにより安全機能が損なわれるおそれがない。設計。(第18回) ① 重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第18回) ① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3台を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計のままた、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所が設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系、復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としている。また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回) 		別シナリオでの対策やリスク評価以外に、共通原	因故障の取り	扱い	
区画に設置することなどにより安全機能が損なわれるおそれがない設計。(第18回) ① 重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第18回) ① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3台を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計・第18回) ② 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回) ③ 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としている。また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)		の考え方を説明してもらいたい。			
設計。(第18回) ① 重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第18回) ② 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3台を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ③ ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しを動力式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計としている。、第18回) ② 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としている。また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)	事業者説明要旨	① 設計基準事故対処設備は、多重性または多様性	Eを確保し、異	なる	
① 重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第18回)① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3台を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計(第18回)① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所 設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回)① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)		区画に設置することなどにより安全機能が損なわ	れるおそれが	ない	
備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第 18 回) ① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3台を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計(第 18 回) ① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第 18 回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としていり、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)		設計。(第 18 回)			
通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮。(第 18 回) ① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3台を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計(第 18 回) ① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第 18 回) ② 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ボンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としている。また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)		① 重大事故等対処設備は、共通要因によって設計	基準事故対处	ひ 設	
① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3台を各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計(第 18 回) ① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第 18 回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としている。また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)		備の安全機能と同時にその機能が損なわれるお	それがないよ	う、共	
各々別の場所に設置し、共通要因により機能が喪失しない設計。 ① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計(第 18 回) ① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計としている。、第 18 回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としている。また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)		通要因の特性を踏まえて可能な限り多様性を考慮	慮。(第 18 回)	
① ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機に対して駆動方式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計(第18回) ① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)		① 非常用ディーゼル発電機は多重性及び独立性を考慮し、3台を			
式、冷却方式、設置場所が異なること、及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計(第18回) ① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)					
り、多様性及び独立性を有する設計(第 18 回) ① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第 18 回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)					
① 電源車は、ガスタービン発電機に対し駆動方式、設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)					
こと及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)					
計。また、非常用ディーゼル発電機に対しても冷却方式、設置場所設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第18回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)				•	
設置場所が異なること及び独立した電路構成により、多様性及び独立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第 18 回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)					
立性を有する設計としている。電源車の接続箇所は位置的分散を図った2カ所に設置する設計。(第 18 回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)					
図った2カ所に設置する設計。(第 18 回) ① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備 (低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大 容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除 去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損な わないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポン プ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処 設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧 注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立 した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18 回)			. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
① 電源系以外に低圧注水設備を例に挙げると、重大事故等対処設備 (低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大 容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除 去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損な わないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポン プ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処 設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧 注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立 した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18回)			(よ)仏 連門刀	秋で	
(低圧代替注水系(復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水ポンプ、大容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)			上 車	1.砂/儘	
容量送水ポンプ(可搬式))は、設計基準事故対処設備(残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)				-12 - 1114	
去系、低圧炉心スプレイ系)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)				· ·	
わないよう、多様性を有する設計としている。また、復水移送ポンプ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第18回)					
プ、及び大容量送水ポンプの流路は、水源から設計基準事故対処 設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧 注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立 した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18回)		,			
設備との合流点まで独立する設計としており、また、直流駆動低圧 注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立 した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18回) 検討会等で出された なし					
注水ポンプの流路は設計基準事故等対処設備に対し、完全に独立 した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18回) 検討会等で出された なし				., •, -	
した設計としている。これらは位置的分散を図る設計としている。(第 18回) 検討会等で出された なし		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
18回) 検討会等で出された なし					
			_		
意見・要望	検討会等で出された	なし			
	意見・要望				
<u> </u>					

論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	69		
検討会における論点	原子力発電所が破損に至る事故事象の評価方法の	妥当性につい	て		
意見番号及び	① シナリオに基づいた重大事故のリスク評価(発生	·確率、被害の)算定		
関連質問の内容	等)について詳しく説明してもらいたい。				
	【関連質問】				
	② 理論的に考え得るすべての事故シナリオを対象	としているとの	ことだ		
	が、全てのシナリオを想定するのは困難である。	抜け落ちをチ	エック		
	する方策はあるのか。(第3回)				
事業者説明要旨	① 確率論的リスク評価(PRA)は、理論的に考え得				
	ナリオを対象とし、異常・故障等の発生頻度、発				
	防止または影響緩和する安全機能の喪失確率				
	の発生頻度(炉心損傷頻度等)を定量的に分析		-		
		重大事故発生確率と影響の大きさの積(リスク)を基に総合的な安全			
	性を評価する手法。(第3回)				
	①、②PRAは、炉心損傷につながる内的事象(原子		, . ,		
	故障等の内部の原因によって起こる事象)と外的				
	所の外部で発生する地震、津波等によって起こ レベル1(炉心損傷のリスク評価(炉心損傷頻度				
	器破損のリスク(格納容器破損頻度)と放出放射	, •	,		
	の評価)、レベル3(放出放射性物質による発電	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · ·		
	く線量のリスク評価)を評価。なお、新規制基準				
	ては、炉心損傷頻度及び格納容器破損頻度の				
	い、放出放射性物質の種類・量の評価は行って		_ , .		
	①、②PRAの手法としては、原子力学会標準に基づ				
	やフォールトツリーを用いて事故シーケンス(事	- ,			
	発生頻度を定量化し、炉心損傷頻度や格納	· · ·			
	価。(第 17 回)		- ,,,		
	①、②PRAは、新規制基準の適合性審査において	、安全対策が	ゞ有効		
	に機能することを評価(有効性評価)する前段。	として、重大事	事故に		
	至る可能性のある事故シーケンスグループ以外	トに追加すべる	き新た		
	な事故シーケンスグループの有無を確認する	目的で実施。	(第3		
	回)				

事業者説明要旨

- ①、②PRAの結果、炉心損傷に至るシナリオについては、重大事故に 至る可能性のある事故シーケンスグループ以外のものは抽出され ないことを確認。また、レベル 1.5 として「溶融炉心と冷却水の相互 作用による水蒸気爆発」、「粒子化した溶融炉心による雰囲気ガス 直接加熱・加圧」、「炉心から発生する水蒸気による過圧・溶融炉心 による過温」、「落下した溶融炉心によるコンクリート浸食する現象」 による格納容器の破損に至り得る現象を確認。(第3回)
- ①、②女川2号炉のプラント全体の格納容器破損頻度は、5.5×10⁻⁵/ 炉年であり、格納容器破損モード別では、過圧破損(崩壊熱除去機能失敗)のリスクが最も大きい。(第19回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)理論的に考え得るすべての事故シナリオを対象としているとのことだが、全てのシナリオを想定するのは困難である。抜け落ちをチェックする方策はあるのか。(第3回) ※関連質問として採用
- ・ どのように大きな事故に至るのかは、なかなか机上ではわからないこともあると思うので、どうなったら事故が起こるのかブレーンストーミングを行うなど、発電所での教育の中に取り組んでいただきたい。(第3回)
- PRAはどこにリスクがあるのか示すものであることから、注意深く安全性への想像を働かせながら、発生確率やイベントツリーを常に見直していただきたい。(第3回)
- ・ 実際の重大事故発生時のような緊急時においては、平常時と同じ能力発揮は困難であり、教育訓練していても、実際の事故になるとそうはうまくいかないという点も解析をするうえでよく考えていただきたい。(第3回)
- ・メーカーによる検査の不適切な対応が多数発覚していることを踏まえ、このような不備などについてもPRAに含むべきではないか。(第 17回)
- ・ 今後、PRAの評価手法(モデル)の進歩を注視し最新の手法を用いたリスクを定量的に示すことが必要である。(第 17 回)

2 新規制基準週合物 論点項目	生番食申請について (8) 重大事故対策	意見番号	70
検討会における論点	PRA(確率論的リスク評価)導入による安全性の向上		
意見番号及び	① PSA(確率論安全評価)導入による女川2号機の	安全性はどの)よう
関連質問の内容	に向上するか、特に次の点から説明してもらいた。 (1)国内外の原子力発電炉と比べて女川2号機の頻度などのリスクに関して)は最高レベルにある。 良型/Mark-I原子炉としてはどうか。 (2)炉心損傷頻度などのリスク評価の結果は、設何転管理、万一の事故対応策などにどのように生か(3)特に、地震PSA、津波PSAによるリスク解析結	安全性(炉心か?またBW	R5改 善、運
事業者説明要旨	① 国内外の原子力発電炉との比較 PRA(確率論的リスク評価)結果を基に、炉心損傷 BWRプラントと大きな差異はないこと、女川2号様、防潮堤を考慮した評価のため、津波事象の占結果となっている。また、各PRAの事故シーケンス 損傷頻度とその寄与割合を踏まえ、炉心損傷防止における事故シーケンスの選定結果と各事故シーる炉心損傷防止対策が有効性評価結果を満足する。(第17回) ① 炉心損傷頻度などのリスク評価の結果を活かした防潮堤を超える津波の発生確率を考慮し、敷地内んだ場合の可搬型設備による対応の不確実性を受低圧注水ポンプ」を設置。(第17回)	機は東海第二 がある割合がが がループ毎の 対策の有効性 ケンスに対して る結果となっ 例 に津波の影響	こかの生でである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、

事業者説明要旨

① 津波PRAの結果

確率論的リスク評価は、起因事象ごとにイベントツリーやフォールトツリーを用いて、炉心損傷頻度等を評価し、新たな事故シーケンスグループとすべきかを判断する。

津波高さ 33.9 メートル以上の津波の場合、複数の緩和機能喪失となり炉心損傷に直結するが、損傷頻度は 3.7×10⁻⁷である。また、全炉心損傷頻度に占める割合が 0.8%であり、1%未満と非常に小さい。したがって、頻度、影響ともに非常に小さいことから、新たな事故シーケンスグループとして追加する必要はない。

全交流電源喪失が発生する津波の年超過確率は 10^{-6} オーダーであり、全炉心損傷頻度に対する寄与割合が 5.6%と高いことから、当該事象の発生頻度を 10^{-7} オーダーに下げるため、以下の対策を実施した。(第 15 回)

- (1) 補機ポンプエリアに浸水防止壁を設置
- (2)直流駆動低圧注水ポンプを設置
- (3)津波の影響を受ける保管エリアの高台移設または廃止

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

 津波PRAにおいて、海底砂の移動に関して基準津波に対して砂が 取水口を塞がないことを確認していること、堆積してもポンプの吸い込 みのところに至らない点を確認したことで、PRA上は入れていないと いうことについて、今は対応できるかもしれないが、将来的にはわから ないので、最初から外すということは理解できない。(第 15 回)

論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	71
検討会における論点	PRA(確率論的リスク評価)の解析手法、解析結果	及び信頼性に	こつい
	て		
意見番号及び	① PRAの解析手法、解析結果について説明するこ	と。また、手法	、使
関連質問の内容	用データの信頼性について説明してもらいたい。		
	【関連質問】		
	② PRA結果の数値は、どのくらい不確実さ(余裕)を	を持っているの	か定
	量的に教えて欲しい。(第3回)		
	③ 対策を並列化(多重化・多様化)した時の確率論	的リスク評価に	は行っ
	ているのか。(第3回)		
	④ PRAのピアレビューにおいてどのようなコメントが	あったのか例	示し
	ていただきたい。(第 17 回)		
事業者説明要旨	① PRAはイベントツリーやフォールトツリーを用い	て特定の事象	やが発
	生する頻度を評価するものであり、起因事象毎に	ニイベントツリー	ーを展
	開し、起因事象の発生から特定の事象に至るま~		
	している。日本原子力学会標準に基づき、イベン		
	トツリーを用いて事故シーケンスの発生頻度を定	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	頻度や格納容器破損頻度を求めており、プラント		
	象毎にイベントツリーを展開し、起因事象の発生		
	至るまでのシナリオにて評価している。フォール	•	
	の設計情報に基づき、設備が機能喪失する要素		
	誤等)について、故障件数の不確実さを考慮した	機器似厚率で	アータ
	や人間信頼性解析結果を用いている。(第3回)	±\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
	② 内部事象レベル 1PRA、地震レベル 1PRA 及び消 また。 ないスだい プロのほと 世傷 原帝の巫		
	事故シーケンスグループ別の炉心損傷頻度の平 頻度の不確実さ幅を示すエラーファクタは不確実		** (1)
	クリングは不確美ではなが、タエノーファクタは不確美にある。P 25%上限値と5%下限値を用いて算出する。P		
	傷頻度、格納容器破損頻度)は不確かさをもつも		
	して平均値で定量的に評価している。(第 17 回)		以他と
	③ 対策の並列化の安全性向上への寄与について	√₹、 +: 沿東は	一の地
	障も考慮したうえで評価を行っている。(第 17 回		コマノ以
	4 ピアレビューの結果、日本原子力学会標準への		h手法
	に問題があるとされる「指摘事項」はなく、PRA		
	を及ぼすような技術的な問題点がないことが確		
	回)		,,, 10

	-
事業者説明要旨	④ ピアレビュー時の主なコメントとして、運転時のレベル1PRAに対して、運転員が設備の操作等に失敗する確率の評価を行う人間信頼性解析については、運転員へのインタビューにより、評価に関連する情報を得ることができるとのコメントがあった。(第18回)
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>
意見•要望	 ・ (再掲)PRA結果の数値は、どのくらい不確実さ(余裕)を持っているのか定量的に教えて欲しい。(第3回) ※関連質問として採用 ・ (再掲)対策を並列化(多重化・多様化)した時の確率論的リスク評価は行っているのか。(第3回) ※関連質問として採用 ・ (再掲)PRAのピアレビューにおいてどのようなコメントがあったのか例示していただきたい。(第17回) ※関連質問として採用

論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	72
検討会における論点	重大事故対策に対する有効性評価について		
意見番号及び	① リスクを低減するために実施した対策について	対策を実施す	ること
関連質問の内容	でリスクがどの程度低減されたかを説明しても	oいたい。また、	リスク
	が評価できない重大事故の対策については、	対策についての	り考え
	方を説明してもらいたい。		
	【関連質問】		
	② 各事故シーケンスの説明においては、安全対	策なしのPRA_	上のシ
	ナリオと安全対策ありの有効性評価のシナリオ	を対比させるよ	うな形
	での説明をしていただきたい。(第 17 回)		
	③ 重大事故対策を実施する上で必要な要員につ	いては、最終的	内な結
	果だけではなく、その積み上げ根拠も示してい	ゝただきたい。(第 17
	回)		
事業者説明要旨	① 今回の適合性審査におけるPRAの目的は、事		
	プの抽出であり、新たに設置する重大事故対策		-
	象外。今後、重大事故対策を踏まえたPRAを多		学全性
	向上の対策の検討を継続的に行っていく。(第		-> L1
	① 確率論的リスク評価(PRA)により選定した事故		
	し、安全対策が有効に機能し、炉心損傷や格		と防止
	できることの評価(有効性評価)を実施。(第3回		⊞1 <i>≯</i> .
	① 有効性評価における確認内容としては、計算:		
	解析により判断基準を満足すること、事故時の調整な老療した対応も近になる。		
	間等を考慮した対応手順の成立性があること	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	公安は
	要員及び資源が確保されていることを確認した ① 女川と他社プラント(柏崎刈羽、東海第二)を含		5公里
	し 女川と他位ノファト(柏崎州初、泉海第一)でことして、炉心損傷頻度の値は、10 ⁻⁴ から 10 ⁻⁵ オ		
	ントとも大きな差異はない。(第 17 回)		
	② 安全対策を考慮していないPRA上のシナリオ	と安全対策を記	老庸]
	た有効性評価のシナリオについて、下記4つの		
	に説明した。(第 18 回)	·	- v 3
	- 高圧・低圧注水機能喪失(TQUV)		
	- 全交流動力電源喪失+逃がし安全弁開固	」 賃 (TBP)	
	- 崩壊熱除去機能喪失(取水機能が喪失した	場合)(TW)	
	- 原子炉停止機能喪失(TC)		
<u>l</u>			

事業者説明要旨

③ 重大事故事象発生から事象収束までの必要な対応要員(発電所対策本部要員6名、運転員7名、重大事故等対処要員17名:計30名)について説明した。(第18回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ 運転員を含め重大事故等対応要員について、事故時のプラント挙動 の理解のための教育は、今後も継続して、しっかりお願いしたい。特 に、対応手順の表面的な理解だけではなく、なぜ、事故時の温度や 圧力がそうなっているのか、代替手順があるのかなど、より本質的な理 解ができる教育をお願いしたい。(第3回)
- ・ (再掲)各事故シーケンスの説明においては、安全対策なしのPRA 上のシナリオと安全対策ありの有効性評価のシナリオを対比させるよう な形での説明をしていただきたい。(第 17 回) ※関連質問として採 用
- ・ (再掲)重大事故対策を実施する上で必要な要員については、最終的な結果だけではなく、その積み上げ根拠も示していただきたい。 (第17回) ※関連質問として採用
- ・ 重大事故対策を並列化した際のPRA評価は対象外とのことであるが、安全対策を講じた際にどの程度リスク低減が図られたか定量的な評価を示さないと説得力がない。(第17回)
- PRAによるリスク評価を踏まえ、安全対策を講じた結果、リスクが下がった効果を示し、安全性が向上していることをわかりやすく示した方がよい。(第17回)

之	(8) 重大事故対策	意見番号	73
検討会における論点	有効性評価において、重大事故対策が動作しない。	場合の評価網	ま果に
	ついて		
意見番号及び	① 重大事故対策の有効性評価において、シナリオル	こ対して対策	が働
関連質問の内容	かなかった場合(例えばガスタービン発電機で給	電等が働かな	い場
	合)について、必要ならPRA解析も含めて説明し	てもらいたい。)
事業者説明要旨	① 各事故シーケンスの有効性評価において、シナリ	オ上考慮して	いる
	原子炉注水機能、原子炉格納容器除熱機能、電	源機能、及び	源子 アイティア
	炉減圧機能が動作しない場合の代替手段による:	対応も考慮し	てい
	る。これらの対応等により炉心損傷防止、原子炉		防止
	に対して有効に機能すると評価している。(第 17	旦)	
	/ 東北東カへの音目・亜胡へ		
検討会等で出された 意見・要望	<東北電力への意見・要望> 一般の人にわかりやすく説明できるようにしてほしい。		
忌兄・安主 	一板の人(に47/1319で 9 \int b) (さるようにしてはしい。 		

意見番号及び 関連質問の内容 ① 対策では防御できないことが起こった場合の対応を詳しく説明してもらいたい。 【関連質問】 ② 事故が起きた後の復旧に向けた対応について、訓練等も含めて一度説明いただきたい。(第13回) ③ 津波高さが38.6mを超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第15回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第15回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子が施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事績の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定できる。	論点項目	意見番号 74			
関連質問の内容 しいたい。 【関連質問】 ② 事故が起きた後の復旧に向けた対応について、訓練等も含めて一度説明いただきたい。(第 13 回) ③ 津波高さが 38.6m を超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第 15 回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第 15 回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子性施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定できる。	検討会における論点				
関連質問の内容 しいたい。 【関連質問】 ② 事故が起きた後の復旧に向けた対応について、訓練等も含めて一度説明いただきたい。(第 13 回) ③ 津波高さが 38.6m を超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第 15 回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第 15 回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子性施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定できる。					
関連質問の内容 しいたい。 【関連質問】 ② 事故が起きた後の復旧に向けた対応について、訓練等も含めて一度説明いただきたい。(第 13 回) ③ 津波高さが 38.6m を超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第 15 回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第 15 回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子性施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定できる。					
関連質問の内容 しいたい。 【関連質問】 ② 事故が起きた後の復旧に向けた対応について、訓練等も含めて一度説明いただきたい。(第 13 回) ③ 津波高さが 38.6m を超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第 15 回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第 15 回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子性施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定できる。					
【関連質問】 ② 事故が起きた後の復旧に向けた対応について、訓練等も含めて一度説明いただきたい。(第13回) ③ 津波高さが38.6mを超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第15回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第15回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事績の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定である。	意見番号及び	け応を詳しく説明して			
② 事故が起きた後の復旧に向けた対応について、訓練等も含めて一度説明いただきたい。(第13回) ③ 津波高さが38.6mを超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第15回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第15回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子が施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事態の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定である。	関連質問の内容				
度説明いただきたい。(第 13 回) ② 津波高さが 38.6m を超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第 15 回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第 15 回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子が施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを慢先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事態の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定である。					
 ③ 津波高さが38.6mを超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第15回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第15回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子短施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定できる。 		、訓練等も含めて一			
損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第 15 回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第 15 回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子が施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを重優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定できる。		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
回) ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第 15 回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子が施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定である。					
 ④ 燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第15回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子が施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事態の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定である。 					
しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういった場合の検討はしていないのか。(第15回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子が施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定できる。					
場合の検討はしていないのか。(第 15 回) 事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定である。					
事業者説明要旨 ①、③設計上の想定を大幅に上回る外部事象によって、発電用原子炉施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事業の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定できる。					
施設に大規模な損壊が発生し発電所外へ放射性物質が放出されるような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事態の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定である。					
ような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを 優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事態 の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定であ	7 N 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定でな		ような事態も考慮し、放射性物質の拡散をできるだけ「抑える」ことを最			
.,.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		優先に考え対処することができるよう手順等を整備。また、外部事象			
10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		の規模等により発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定であ			
り、あらかじめシナリオを設定した手順書では対応は困難であるため		り、あらかじめシナリオを設定した手順書では対応は困難であるため、			
特定の事象の発生や検知がなくても、観測されるプラントの徴候によ		特定の事象の発生や検知がなくても、観測されるプラントの徴候により			
対処が可能な手順書を整備。(第 21 回)		② 重大事故等発生時の対応として、崩壊熱除去機能喪失(取水機能			
② 重大事故等発生時の対応として、崩壊熱除去機能喪失(取水機能					
が喪失した場合)を例に、重大事故等に対処する各要員の役割分		が喪失した場合)を例に、重大事故等に対処する各要員の役割分			
担及びそれぞれの動きを説明。(第21回)					
② 重大事故等対応要員について、事象の種類及び事象の進展に応					
て的確かつ柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、					
育及び訓練を計画的に実施する。具体的には、作業項目ごとに					
員の力量維持及び向上を図るため個別訓練を実施するとともに、利用を表現なるという。					
常事態に対処するための総合的な訓練を実施。(第 21 回)		。(弗 21 凹 <i>)</i> 			

事業者説明要旨

④ 使用済燃料プールからの大規模な水の漏えいが発生した場合においては、大容量送水ポンプを用いた燃料プールスプレイ系(常設配管または可搬型)を使用した燃料損傷の緩和対策を実施するが、化学消防自動車及び大型化学高所放水車が使用できる場合には、それらによる燃料プールスプレイ系を優先して使用する。これらのスプレイ手段が使用できない場合には、放水設備(大気への拡散抑制設備)による原子炉建屋への放水を実施。(第21回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)事故が起きた後の復旧に向けた対応について、訓練等も含めて一度説明いただきたい。(第13回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)津波高さが38.6mを超えて防潮堤が機能喪失した場合は、大規模損壊対応としているが、その内容について説明して欲しい。(第15回)※関連質問として採用
- ・ (再掲)燃料プールの想定事故2では、プールからの小規模な流出を 想定しているが、大規模流出が発生することもあり得ると思う。そういっ た場合の検討はしていないのか。(第15回) ※関連質問として採用

	生番食申請について		
論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	75
検討会における論点	原子炉停止機能喪失時の対応の妥当性について		
辛日来旦及び	① フカラル出版事状。の供えにのいて確認したい		
意見番号及び	① スクラム失敗事故への備えについて確認したい。		
関連質問の内容 			
事業者説明要旨	① 有効性評価を行った原子炉停止機能喪失におい		事に至
	る特徴を踏まえた対策として、核反応を抑制する		-
	系ポンプトリップ機能、ほう酸水注入系の強化)、		
	せる対策(自動減圧系作動阻止機能)を講じると		'
	員等についても確保している。これらの対策等に		沙 止
	に対して有効に機能することを評価している。(第	5 17 回)	
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	シミュレーターによる運転員の訓練において、運転員	が十分に対応	古でき
	るように訓練してほしい。		

論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	76	
検討会における論点	水素発生防止対策の妥当性について			
意見番号及び	① 水素発生防止策について確認したい。			
関連質問の内容 				
事業者説明要旨	① 重大事故等が発生した場合において、炉心の著	1 い指復を防	11-	
,	(水素発生防止)するため、高圧代替注水系、低			
	設置し、また、炉心の著しい損傷が発生した場合	, .,,,	• –	
	納容器の破損を防止(原子炉建屋への水素漏えい抑制)するため、			
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、代替循環	冷却系等を設	置す	
	る。(第 18 回)			
	① 原子炉格納容器内で発生した水素が原子炉建屋に漏えいした場			
	合に備え、静的触媒式水素再結合装置を設置し	(以下(PAR	とい	
	う))、原子炉建屋内で水素を処理する。 (第 18 🛭	1)		
	① PARは、運転員による起動操作を行うことなく、オ			
	より酸素と再結合させる設備であり、PARの出入口に温度検出器 設置し温度差を確認することで動作状況を把握する。また、原子炉			
	建屋内の水素濃度を可燃限界未満の4vol%未満		より、	
	PARの設置台数(19 台)を設定している。(第 18 ① 原子恒枚納容器から原子恒建屋へ相定を超える		ごな	
	① 原子炉格納容器から原子炉建屋へ想定を超える水素漏えいが確認された場合には、PARによる水素処理に加えて、原子炉格納容			
	器フィルタベント系によるベントを行い、原子炉格		, ,	
	建屋への水素漏えいを抑制する。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	. • //	
	また、原子炉建屋において、水素の成層化等に。	より水素爆発し	こ至る	
	可能性のある場合に、オペレーティングフロアの	天井部分か	ら、原	
	子炉建屋ベント設備(自主対策設備)により、水	素を排出する	。(第	
	18 回)			
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>			
意見・要望	・PARの能力等に係る新たな技術的知見が確認さ	れたら、設置台	台数を	
	含め適切に対応してほしい。(第 18 回)	14 - 7 H - 1	1 3de	
	・ PARの機能試験を現場で行う事や、試験により触		文と催	
	認することにより、安心につながるのではないか。(弗 Iδ 凹 <i>)</i>		

論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	77	
検討会における論点	格納容器フィルタベント設備の性能及び運用について	<u> </u>		
意見番号及び	① 格納容器フィルタベント設備の性能及び運用等に	こついて説明	するこ	
関連質問の内容	と。			
	【関連質問】			
	② フィルタベントの実施判断に使用する圧力計に不			
	等、圧力以外によるベント判断基準について説明	すること。(第	19	
市米本部の乗り	回) タケス カンス かん 地域 は 原 ス 原 建 民 ア かい	置われ ペパフェ	上ル	
事業者説明要旨	① 格納容器フィルタベント設備は原子炉建屋に設置 サプレッションチェンバからのベントを基本とする。			
	融炉心、水没等により悪影響を受けないよう、ドラ			
	ントの経路も設置。	17 = 7 + 7 5 5		
	ベントに必要な隔離弁は、全交流動力電源喪失時に代替電源設備			
	より受電し、中央制御室から遠隔操作が可能な設計。また、粒子状			
	放射性物質に対して99.9%以上、無機よう素に対して99.8%以			
	上、有機よう素に対して 98%以上を除去する性能を有する設計。(第			
	18 回)			
	① ベントの準備、実施判断基準は以下のとおり。(第	等 19 回)		
	(炉心損傷前)	0D 1) 7:1) 7:		
	[ベント準備] 格納容器圧力 0.384MPa[gage](0 [ベント実施] 格納容器圧力 0.427MPa[gage](1F			
	「アンド美旭」 裕和谷品圧力 0.427MFalgage](IF (炉心損傷判断後)	u)判E		
		5Pd)到達		
	「ベント実施」外部水源注水量限界(サプレッジ		水位	
	「通常運転水位+約2m」)到達			
	② 計器の故障等により、圧力抑制室圧力の計測が[困難となった場	易合	
	には、ドライウェル圧力、圧力抑制室内空気温度	等の代替パラ	メー	
	タにより、ベント操作を実施。(第 21 回)			

検討会等で出された 意見・要望

検討会等で出された | <国への意見・要望>

・ 放水により大気への放射性物質拡散抑制を行う設備について、抑制性能の評価がなく設備があるだけでよいとする国の審査に疑義がある。(第18回)

<東北電力への意見・要望>

- ・ 代替循環冷却系が想定通りに機能しなかったときなど、フィルタベント の判断にあたって、メリット・デメリットをしっかり評価したうえで、判断が 遅れることのないように予め考えていただきたい。(第19回)
- ・ (再掲)フィルタベントの実施判断に使用する圧力計に不具合があった場合等、圧力以外によるベント判断基準について説明すること。(第19回) ※関連質問として採用

論点項目	(8) 重大事故対策	意見番号	78
検討会における論点	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の妥	当性について	•
意見番号及び	① 炉心溶融対策について説明すること。		
関連質問の内容			
	【后入相作吐力禁】		
事業者説明要旨	【炉心損傷防止対策】 ① 原子炉高圧時において、既設の高圧注水設備が	(- 坦
	① 原子炉同圧時において、就成の同圧圧水設備が 合でも、原子炉を冷却するため、高圧代替注水系		
	18 回)	いてかなりる。	(277
	「0 円) ① 原子炉低圧時において、既設の低圧注水設備が	機能喪失した	- 場
	合でも、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ	77-11-1	.,.
	動低圧注水系ポンプ(女川独自対策)、低圧代替		
	水ポンプ(可搬型))等を新設する。(第 18 回)		
	① 原子炉高圧時において、既設の原子炉の減圧機	能が喪失した	_場
	合、原子炉を減圧し低圧注水設備による注水する	るため、代替自	動
	減圧機能の整備、主蒸気逃がし安全弁作動用の	代替電源(代	替直
	流電源設備及び可搬型蓄電池)を新設、また、同	安全弁の作動	動用
	窒素供給装置が喪失した場合でも代替の高圧窒	素ガス供給系	を新
	設し供給する。(第 18 回)		
	【格納容器破損防止対策】		
	① 既設の原子炉格納容器内の冷却設備(残留熱除	(去系)が機能	喪失
	した場合において、原子炉格納容器内の圧力及	び温度を低下	させ
	るため、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常	設)の整備、	
	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(大容量	送水ポンプ(可搬
	型))を新設する。これらは原子炉格納容器下部	へ注水する機	幾能も
	有している。(第 18 回)		
	① 炉心の著しい損傷が発生した場合に、原子炉格線		
	した溶融炉心を冷却するため、原子炉格納容器		, , , , , ,
	の整備、原子炉格納容器下部注水系(大容量	送送水ボンブ(、 川
	型))を配備する。(第 18 回)	ニ┲₩₩₽п┯ ð-г	ヹ →
	① 原子炉格納容器の過圧破損防止のため、代替循		 京十
	炉格納容器フィルタベント系を新設する。(第 18	<u></u> 벨 <i>)</i>	
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>	おおおとかと	. +. ∋n
意見・要望	可搬型設備について、ホース敷設や接続など、実	労労との	こ/ご訓
	練の充実をお願いしたい。 (第 18 回) 		

	王番盆中前について (2) ままませな	本日 亚口	70
論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	79
検討会における論点	事故時の公衆被ばく状況について		
意見番号及び	① 事故時の公衆被ばく状況について確認したい。		
関連質問の内容			
事業者説明要旨	① PRAの評価レベルとしては、レベル1(炉心損傷のル2(格納容器破損のリスク及び放射性物質の種ベル3(放射性物質による発電所周辺の公衆被は価)があるが、適合性審査においては、レベル1.破損のリスク評価までを要求されており、環境にお価は直接的には実施していない。(第3回) ① なお、炉心損傷防止に係る事故シーケンス(LOC失)における敷地境界外での実効線量は、有効性査ガイドに示された基準値である5mSv以下を満している。(第3回)	類・量の評価 ばく線量のリス 5として格納な おける被ばく A 時注水機能 生評価に関す)、レクマンのおり、アクスのアンのアンのアンのアンのアンのアンのアンのアンのアンのアンのアンのアンのアンの
	(参考)格納容器破損防止の有効性評価において、炉が発生した場合のセシウム 137 の放出量の評価結果 判断基準(100TBq)を下回っていることを確認している	は1.4TBq で	あり、
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
検討会等で出された意見・要望	〈東北電力への意見・要望〉 公衆被ばくについては、住民にわかりやすく説明でい。	きるようにして	てほし

	生番食中前について 「 / s > チェナルは	*	
論点項目 	(8)重大事故対策	意見番号	80
検討会における論点	原子力災害事前対策に係る想定事故について		
 意見番号及び	│ ① 避難計画のために想定すべき事故事象の妥当性	はこついて確認	図 た
関連質問の内容	V _o		
	v •		
事業者説明要旨	① 原子力災害対策特別措置法、防災基本計画等に	基づき、原子	力事
	業者、国、地方公共団体等は、原子力事業者防	災業務計画や	P避難
	計画等をあらかじめ策定するといった原子力災害	『事前対策(』	以下、
	「事前対策」という。)を行う必要があり、関係市町は	は避難計画を何	作成。
	(第 22 回)		
	│ ① 事前対策にあたっては、原子力災害対策指針に	基づく原子力	〕災害
	 対策重点区域や避難等の行動等を踏まえる必要	がある。(第2	2回)
	① 事前対策において備えておくことが合理的である		
	は、原子力規制委員会において、具体的な事故	•	
	なく、適合性審査において評価された重大事故		
	Cs-137 の放出が 100TBq に相当するものとされ		
	おいて、上記の原子力災害対策重点区域や避難	キャック はまた いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	3月別
	であることが確認されている。		
	女川 2 号炉において、Cs-137 の放出が最大		
	環冷却系を使用できない場合(原子炉格納容器		-
	使用する場合)の格納容器過圧・過温破損事象の) 1.4TBq であ	り、前
	述の「事前対策において備えておくことが合理的	であると考えら	られる
	事故での Cs-137 の放出が 100TBq」に対して、	十分に低い評	平価結
	果となっている。(第 22 回)		
検討会等で出された	<県への意見・要望>		
意見・要望	・ 宮城県に対するコメントであるが、福島事故実績が	いらすると、30	kmを
	超えて長期避難が必要となる区域が発生している		
	計画の充実化に向けてはUPZ外の事もしっかり意		
	頂きたい。(第 22 回)	2, C 04.14 2A	
	-XC/C+ 0 (X/ 22 E)/		

論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	81
検討会における論点	地震・津波起因による炉心損傷防止対策について		
意見番号及び	① 地震・津波などにより、原子力発電所施設で重大	な事故が起こ	つた
関連質問の内容	場合、事故がどのように進展すると想定し、どのよ	うな対応をとる	ること
	にしているのかを詳しく説明してもらいたい。		
	① Be DDA といかけにといっまれ、 といっぱょ	^) よ	ار برا الارتاب
事業者説明要旨 	① 地震 PRA により抽出される事故シーケンスグルー 基準規則の解釈に基づき必ず想定する事故シー		
	基準規則の解析に基づさむり思定りる事故シー 該当し、「全交流動力電源喪失」、「崩壊熱除去機		
	的となる。事故時の対応は内部事象と同様の炉心		
	ある高圧代替注水系等により炉心損傷防止を図		
	回)		
	① 津波 PRA により抽出される事故シーケンスグル	ープは、O.P.	33.9m
	(年超過確率 7.3×10 ⁻⁷)以下の津波については	は内部事象を制	起因と
	した事故シーケンスグループと同等であり、O.P.3	33.9m を超える	5津波
	は敷地及び建屋内への大量浸水により、複数の		
	発生するが、頻度と影響度の観点から新たな事情	汝シーケンス ク	ブルー
	プとして追加する必要はないと判断。	んりつけ目	₩п
	なお、O.P.33.9m~38.6m の津波で抽出されるシ TB 及び TBU であり、建屋内への浸水防止等に		
	和設備への浸水影響を防ぐことができることから、		
	できる。	<i>、/</i> / 'ロコヌ l勿'で l	그앤
	O.P.38.6m を超える津波では、発生する事象の種	呈度に応じて位	吏用
	可能な設備を用いて炉心損傷防止対策、格納容		
	を活用し、必要に応じて大規模損壊対策による	影響緩和を図	る。
	(第 15 回)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	今後、地震・津波・火山噴火等の複合災害に関する	PRA の検討る	を続け
	てほしい。		

論点項目	(8)重大事故対策	意見番号	_		
検討会における論点	格納容器破損防止対策の有効性評価の妥当性につ	いて			
意見番号及び	格納容器破損防止対策の有効性評価(第 19 回を踏	まえて追加)			
関連質問の内容	【関連質問】				
	① 格納容器の破損防止の有効性評価で使用し	ている解析	コード		
	MAAP による解析結果と、原子力規制委員会が				
	MELCOR による解析結果が同様の傾向であるこ	ことを示して欲	しい。		
	(第19回)	₩ [[//, 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 		
	② 溶融炉心の移行挙動の不確かさの扱いにおけ	- ,, , – –			
	象」に関して、福島第一事故の知見を踏まえて設明すること。(第 19 回)	を使していること	とど説		
		このバリエーシ	コンを		
	どのような理由で想定したのか説明すること。(第		17 E		
	④ 原子力規制委員会が定める大気中への Cs-137	, ,,	T当 街		
		基準(100TBq)について、環境影響がどの程度あるのかという観点で			
	の説明の方が理解し易い。(第19回)				
	5 大気中へのセシウム 137 放出量の評価判断基準(100TBq)につい				
	て、事業者としてそのレベルであれば問題ないという根拠を説明して				
	欲しい。(第21回)				
	⑥ 水蒸気爆発を仮定した場合の影響評価に~	• • • •			
	490MPa は新プラントの値で、被災プラント・経年		プラン		
	トの場合、どのように評価しているのか。(第 19 回	• •			
	⑦ 実機における水蒸気爆発の可能性について、検				
	心と冷却材の相互作用に係る実験データの根拠		い。ま		
事業者説明要旨	た、どのように評価したのか改めて確認したい。(注) それぞれの解析コードの解析条件として、想定事		冲 塔		
尹未日武叻安日	型 それでれの解析コートの解析来件として、窓及事 界条件は可能な限り同一とし、物理現象モデルの		, , , , –		
	確認した結果、炉心損傷進展に関わる主要なイ				
	は同等であり、格納容器圧力・温度についても根				
	ることを確認した。(第21回)		/		
	② 溶融炉心の移行挙動の不確かさの扱いにおけ	る「推定される	5実現		
	象」について、福島第一事故の知見を整理した	上で、保守的	に、あ		
	るいはその影響を適切に考慮して評価条件を設定	定し、有効性語	平価を		
	実施していることを確認している。(第 21 回)				

事業者説明要旨

- ③ 溶融炉心が圧力容器下部中心位置から全量落下し、格納容器下部 全面に均一に堆積することを想定した評価をベースケースとして、溶 融炉心の拡がりに関する実験結果を考慮して円錐状に堆積した場 合の形状や偏心位置での落下を考慮した場合の壁側を頂点として 円柱を斜めに切った形状等、各知見等から想定されるバリエーショ ンを想定して評価している。(第 21 回)
- ④ 福島第一事故では、解析結果等から、環境へのセシウム 137 の総放出量は約1万テラベクレルであったと評価されており、長期避難を防ぐという観点からすれば、福島第一事故の1/100である 100 テラベクレルを下回れば、セシウム 137 以外の放射性物質を考慮しても、長期避難を余儀なくされる事態となる見込みは少ないと考えられる。女川2号機においては、炉心の著しい損傷が発生した場合のセシウム137 の放出量は 1.4 テラベクレル (福島第一事故の約1/7000)と評価しており、さらに影響は小さいと考えられる。(第 21 回)
- ⑤ 福島第一事故後に行われた、文部科学省と米国エネルギー省によるモニタリング結果をによれば、敷地付近を除いた範囲の線量率は最大 91μ Sv/h であった。福島第一事故でのセシウム137の総放出量は約 1 万テラベクレルであったとされており、判断基準である 100 テラベクレルはその 100 分の 1 にあたる。セシウム137の放出量が100 テラベクレルであれば、最も高いところでも 1μ Sv/h 以下となり、長期的な避難に至るような土壌汚染(福島第一事故時に経済産業省が定めた避難基準である年間 20 mSv)は発電所敷地内に留まったと考える。(第 22 回)
- ⑥ 東北地方太平洋沖地震等における影響については、地震後健全性確認の中で、原子炉本体の基礎(ペデスタル)の内側鋼板、外側鋼板等の地震応答解析を行っているが、各応力は弾性範囲内(最大でも弾性範囲の評価基準値に対して6割程度)であることを確認しており、各鋼板の降伏応力は変わらない。
- ⑥ 経年照射については、水蒸気爆発により応力がかかる部位の内側 鋼板及び外側鋼板は格納容器下部に設置されていることから、中性 子照射により劣化が生じるほどの照射を受ける部位ではなく、経年 照射による影響は小さい。(第21回)

事業者説明要旨

⑦ 第19回検討会資料に掲載した TROI 実験の主要な実験条件および 実験結果の表の作成にあたり、文献に記載の数値を使用しており、 引用文献の数値の修正は行っていない。

また、引用した文献は水蒸気爆発に関して高い専門性を有した著者が記載したものであり信頼性が高いものである。

溶融物温度の記載については、実験に用いた溶融物の物性を踏ま えると文献に記載の表現は妥当であると考えており、また、実験者自 身の論文においても、温度測定に不確かさがあったと記載されてい る。

以上から、当該の表の記載は妥当であり、その表に基づき、実機に おける水蒸気爆発の発生可能性は極めて小さいとした整理は適切 である。(第22回)

- ⑦ 大規模実験において、水蒸気爆発が発生した実験の特徴としては、「溶融物温度が高い場合」又は「外部トリガーを与えた場合」と整理。大規模実験の条件と実機条件を比較した結果は以下のとおりであり、実機において想定される条件において、水蒸気爆発が発生する可能性は極めて小さいと考えられる。
- ・ 実機の溶融炉心は実験で使用されている溶融物である二酸化ウラン やジルコニアより融点の低い鉄等が溶融することから、溶融物の初期 の温度は実験条件よりも低くなる。
- TROI 実験では爆薬により約90気圧もの圧力により外部トリガーを与えているが、初期水張りによって格納容器下部に張られた水は準静的であり、外乱が加わる要素は考えにくいことから、実機において外部トリガーは発生しない。
- ⑦ また、実機における格納容器下部の水深は水蒸気爆発が発生した 実験条件より深いため粒子化した溶融炉心が固化しやすいこと、B WRの原子炉圧力容器下部には制御棒駆動機構等の構造物が存 在しているため水蒸気爆発の阻害要因となることから、実機における 水蒸気爆発の発生確率を更に低減させると考えられる。(第22回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)格納容器の破損防止の有効性評価で使用している解析コード MAAP による解析結果と、原子力規制委員会が所有する解析コード MELCOR による解析結果が同様の傾向であることを示して欲しい。 (第19回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)溶融炉心の移行挙動の不確かさの扱いにおける「推定される 実現象」に関して、福島第一事故の知見を踏まえて設定していること を説明すること。(第19回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)MCCI に係る評価の妥当性について、堆積形状のバリエーションをどのような理由で想定したのか説明すること。(第 19 回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)原子力規制委員会が定める大気中への Cs-137 放出量の評価判断基準(100TBq)について、環境影響がどの程度あるのかという観点での説明の方が理解し易い。(第19回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)大気中へのセシウム 137 放出量の評価判断基準(100TBq)について、事業者としてそのレベルであれば問題ないという根拠を説明して欲しい。(第21回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)水蒸気爆発を仮定した場合の影響評価について、降伏応力 490MPa は新プラントの値で、被災プラント・経年照射を受けたプラント の場合、どのように評価しているのか。(第 19 回) ※関連質問として 採用
- ・ (再掲)実機における水蒸気爆発の可能性について、検討に用いた 溶融炉心と冷却材の相互作用に係る実験データの根拠を示してほし い。また、どのように評価したのか改めて確認したい。(第 20 回:自治 体) ※関連質問として採用
- ・ヨーロッパの学生もデータの取扱いに一部誤りがある。本来はやはり 実験者のデータをそのまま使い、評価に使えないデータがある場合 はその理由を示すべきであった。また、モデル実験の結果は PWR プ ラントを念頭においたものであり、モデル号機と実機では圧力容器の 照射脆化等データが異なる部分もあるため、実機においてはあまり実 験結果に捕らわれず、実機条件をよく考慮した評価・対策を積み重ね ていただきたい。(第22回)
- ・ フィルタベントは、放射性物質の放出量を抑制するカギであるため、 健全に機能するよう、運用面も含めて習熟させる等、しっかり備えて頂きたい。(第22回)
- ・ 原子炉内の燃料デブリについては、福島第一事故の知見が都度出てくるので、しっかり情報入手の上、適宜、有効性評価に反映して頂きたい。(第21回)



論点項目	(9)事故対応の基盤整備 制御室 意見番号 -
検討会における論点	原子炉制御室(中央制御室)における被ばく評価の妥当性について
意見番号及び	(新規制基準適合性審査申請に基づき検討)
関連質問の内容	【関連質問】
	① 被ばく評価に関して、放射性物質の拡散条件(実効放出継続時間)
	や、インベントリ(内蔵量)のどの程度の割合が放出する事を想定し
	ているのか等、放出量の根拠を詳しく説明して欲しい。(第 17 回)
事業者説明要旨	① 中央制御室において地震後の津波発生状況や台風・竜巻による被
	害状況等、屋外の状況を監視できるカメラを設置する。(第 17 回)
	① 重大事故等時においても運転員が中央制御室にとどまることができ
	るために必要な設備(空調設備、待避所、可搬型照明等)や運転員
	の被ばく低減のための設備(原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装
	置等)を設置する。(第 17 回)
	① 重大事故等時における中央制御室での運転員の居住性に係る被 ばく評価について、新規制基準や審査ガイド等に基づき評価を行っ
	ており、その評価条件(事象、放出経路、大気拡散評価モデル、及
	び運転員の防護措置等)を踏まえ評価した結果、実効線量が約51
	mSv(7日間)であり、新規制基準での判断基準(100mSv(7日間)
	は超えないこと)を満足している。(第 17 回)
	① 複合炉同時被災時の対応性を向上させるため、1号機・2号機の中
	央制御室を分離し、各号機に発電課長を配置する。(第 17 回)
	① 中央制御室における運転員の被ばく評価では、炉心損傷に至る
	「大破断 LOCA+HPCS 失敗+低圧 ECCS 失敗+全交流動力電
	源喪失したシーケンス」を評価対象事象としており、当該シーケンス
	における放射性物質の放出量は、炉内内蔵量と、時々刻々と変化
	する炉心等の状態を基に格納容器外への移行割合を評価し、これ
	を元に環境中に放出される放射性物質の量を算出している。(第 19
	回)
	① 大気拡散係数(相対濃度)を評価する際のパラメータとして使用する
	実効放出継続時間は、格納容器フィルタベント実施時には放射性
	物質が短時間で全量放出されることから、1時間として設定した。
	(第 19 回)

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)被ばく評価に関して、放射性物質の拡散条件(実効放出継続時間)や、インベントリ(内蔵量)のどの程度の割合が放出する事を想定しているのか等、放出量の根拠を詳しく説明して欲しい。(第17回)※関連質問として採用
- ・ ブローアウトパネル閉止装置について、事故が起こったときも遠隔で 確実に自然に閉まるようなフェイルセーフ的な構造をしっかり考えてお いてほしい。(第 17 回)
- ・ 可能であれば、重大事故の際に外部の状況を確認する手段(ドローン等)も検討したほうがよい。(第17回)
- ・ ブローアウトパネル閉止装置について、遠隔ではなく人力による閉止 時における密閉性など、期待される機能が発揮できるか検査等で確 認すること。(第 17 回)

2 新規制基準適合的 論点項目	(9)事故対応の基盤整備 緊急時対策所 意見番号 -
検討会における論点	緊急時対策所の構造の変更及び被ばく評価の妥当性について
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
意見番号及び	(新規制基準適合性審査申請に基づき検討)
関連質問の内容	【関連質問】
	① 緊急時対策所に関して、免震構造、耐震構造、あるいはその他の 構造も含めて、その優劣をどの様に評価したのか説明して欲しい。 (第 10 回)
	② 建物構造を「免震」から「耐震」に変更した経緯・理由について、構
	造変更による設備への影響の観点や先行他社の構造変更との関係
	性も含めて、詳細に説明して欲しい。(第 15 回)
	③ 緊対所の被ばく評価について、評価の前提条件や実効線量の算出
	方法等、詳細に説明して欲しい。(第 15 回)
事業者説明要旨	【建物構造の変更】
	① 緊急時対策所は、申請当初3号炉の原子炉建屋内に設置し、将来設置の免震重要棟に移設するという方針であった。これを、最初から緊急時対策建屋を耐震構造で設置するという方針に変更。理由は、建屋の重量増加、基準地震動の追加・増大をふまえ、免震構造での設計の長期化等の可能性を考慮し、実績のある耐震構造とした。(第15回) ①、②免震重要棟の当初検討では、基準地震動の追加・増大を想定し、免震装置の特性のばらつきを考慮した地震応答解析により、免震構造の裕度について検討していたが、建屋・設備等について一般汎用品から原子力設備として実績のある機器への仕様変更に伴う重量増加により、設計条件の見直しを行った。さらに、遮へい能力を強化するため、建屋壁厚の増強、及び放射性物質取り込み低減のための空気加圧ボンベ本数増による重量の増加(当初の約1.3倍)が生じた。(第15回) ②先行プラントでの審査で、基準地震動の増大や追加の見直しがなされており、女川でも特に固有周期が長周期側にある免震構造の安全性・信頼性を高めるために新たな基準地震動の追加も想定された。(第15回)

事業者説明要旨

- ①、②免震構造は、水平方向の揺れを大幅に低減できるため、設備が一般汎用品でも基準地震動に対する機能維持が可能と判断していたが、先行プラントの審査において、免震構造でも設置される設備に対する耐震性については、従来と同様に構造強度評価結果を示すこと求められた。これにより加振試験のみで一般汎用品の構造強度計算に必要なデータを整備することが困難となり、基準地震動に対して機能維持ができる原子力設備として実績のある機器に変更することとした。(第 15 回)
- ①、②基準地震動の増大・追加や重量増、多方向(水平2方向及び鉛直方向)の組合せによる影響等に対する試算を行った結果、既製最大径の免震装置を採用しても許容値を超過する結果となった。これらのことから、原子力施設として実績があり、設計条件の変更に対して確実に対応可能な耐震構造へ見直した。(第15回)
- ①、②先行他社(九州電力(川内、玄海)、四国電力(伊方)、東京電力 (柏崎刈羽))でも、耐震構造に変更しており、女川と同様に地震力 の増大等に対し成立の見通しが得られないこととを理由として挙げ ている。(第16回)

【被ばく評価】

- ③ 緊急時対策所の被ばく評価において、想定する放射性物質の放出量は、東京電力 福島第一事故と同等とし、対策要員は緊急時対策所内でのマスク着用なしとし、被ばく経路としては、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線、地表面からのガンマ線、これらを全て考慮。実効線量について7日間で約0.70mSvという結果となっており、7日間で100mSvを超えないことを確認した。
 - なお、緊急時対策所は、事故後のプルーム通過前後はフィルタ付き非常用換気装置で換気するほか、空気加圧設備を有しており、 建屋壁は適切な遮蔽厚さを確保している。(第15回)
- ③ 放射性物質の拡散については、中央制御室の評価と同様の手法で評価しており、放出点の周囲にある建物と風による巻き込みの影響を考慮。(第19回)
- ③ 放射性物質の大気中の放出量について、炉内内蔵量を基に、大気中への放出割合を具体的に示したうえでその放出過程を踏まえており、原子炉建屋や制御建屋壁厚の遮蔽効果も見込んで評価している。(第19回)

検討会等で出された 意見・要望

検討会等で出された | <東北電力への意見・要望>

- ・ (再掲)緊急時対策所に関して、免震構造、耐震構造、あるいはその 他の構造も含めて、その優劣をどの様に評価したのか説明して欲し い。(第10回) ※関連質問として採用
- ・ (再掲)建物構造を「免震」から「耐震」に変更した経緯・理由について、構造変更による設備への影響の観点や先行他社の構造変更との関係性も含めて、詳細に説明して欲しい。(第15回)※関連質問として採用
- ・ (再掲)緊対所の被ばく評価について、評価の前提条件や実効線量の算出方法等、詳細に説明して欲しい。(第 15 回) ※関連質問として採用

3 その他	
論点項目	(1)安全対策全般(自主対策) 意見番号 15(再掲)
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震等の対応で得られた教訓・課題と対応状況につ
	いて
	① 意見番号 11、12、14 から得られた教訓・課題、それら課題・教訓へ
関連質問の内容	の対応状況について説明してもらいたい。
 事業者説明要旨	① 東北地方太平洋沖地震等により、法令等報告対象の事象として女
テヘロルグタロ	川1号機での高圧電源盤の焼損や天井クレーン走行部の損傷なら
	びに女川2号機の補機冷却水系の浸水などがあった。(第1回)
	① 福島第一事故の教訓や女川の震災経験を踏まえ、緊急安全対策と
	して防潮堤のかさ上げ、大容量電源装置の設置、電源車及び送水
	車を配備。なお、東日本大震災時に安全停止できた理由としては、
	以前から実施していた耐震裕度向上工事等を実施していたことが
	挙げられる。(第1回)
	学のもな。(第1回)
	 なお、原子力災害対応時における組織体制や対応手順の見直し、訓
	練による対応の検証などについては、「1. 健全性確認(6)ソフト面の対
	応」にて説明。(第2回)
 検討会等で出された	なし
意見・要望	
心儿 女主	

論点項目	(1)安全対策全般(自主対策)	意見番号	42
検討会における論点	(1) ダエバボエ版 (日エバボ) 海外を含む過去の原子力発電所事故等の教訓や		
	一個人の「一個人の」 一個人の「一個人」 「一個人の「一個人の」 「一個人の」 「一個」 「一個	来心时 刈 水///º	ノ以口
			_
意見番号及び	① 米国スリーマイル島(TMI)原発事故(1979年3		
関連質問の内容	エ原発事故(河口水位の上昇による溢水:1999	9 年)などの外国	の原
	発事故、中越沖地震(2007年7月)による柏崎	・ 刈羽原発の被	客害、
	そして東日本大震災による原発事故・被害(福	高第一、第二、	東海)
	などからどのような教訓を得て(具体的に)、女	川原発の安全性	自由上
	に役立てているか。これに関し、女川原発で計	・画されている免	震重
	要棟は十分な設備と機能を持っているか。設置	置場所は適切か	につ
	いて説明してもらいたい。		
	【関連質問】		
	② 溢水対策に関して、海外の過去の事例など、と	どのように反映し	てい
	るか、説明すること。(第2回)		
事業者説明要旨	≪緊急時対策所≫		
	① 新規制基準は、東京電力福島第一事故の反復	省や国内外からの	の指
	摘を踏まえて策定されたものであり、緊急時対	策所については	基準
	地震動や基準津波に対し機能を喪失しないこ	とが求められてい	いる。
	緊急時対策所は緊急時対策建屋内に設置する	ることとしており、	耐震
	構造を有するとともに基準津波高さ(O.P.+23.1	lm)の影響を受	けな
	い高台(O.P.+62m)に設置する。		
	また、2号機中央制御室から約 590m離れた場	易所に設置するこ	こととし
	ており、同中央制御室と共通要因で同時に機	能が喪失しない	よう換
	気設備や電源設備は独立した設計としている。	(第 15 回)	

事業者説明要旨

≪溢水対策≫

- ② 新規制基準は、東京電力福島第一事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて策定されたものであり、溢水についても新規制基準、及びその審査ガイドに基づき、防護対象設備への影響を防止するため、溢水の発生要因である「想定破損」、「消火栓からの放水」、「地震起因の破損」に対して、溢水による防護対象への「没水」、「被水」、「蒸気」の影響を評価し対策を実施することで、原子炉、使用済燃料プールに関する安全機能が喪失しないことを確認している。(第7回)
 - (1)地震起因による溢水量低減

防護対象設備が設置されている建屋・エリア内の低耐震クラス(耐震B、Cクラス)配管・機器へ、必要に応じて耐震補強(サポート追加等)を実施する。

(2)没水対策

計器設置レベルの見直し、設備周囲へ堰設置、空調ダクトへの止水ダンパ設置、建屋内配水系の逆流防止(逆流防止弁設置)等を実施する。

(3)被水対策

電線管接続部、ダクト接続部へのコーキング処理実施

(4)蒸気対策

隔離ダンパ設置、耐環境仕様品への取替

検討会等で出された 意見・要望

<東北電力への意見・要望>

・ (再掲)溢水対策に関して、海外の過去の事例など、どのように反映しているか、説明すること。(第2回) ※関連質問として採用

論点項目	(1)安全対策全般(自主対策)	意見番号	43
検討会における論点	自主的対策の取組み状況について		
意見番号及び	① 津波対策として、裕度をもった防潮堤を設置し		, . , -
関連質問の内容	制要求以外の自主的対策の内容。(安全性の		
	規制を守るのは当然であるが、それ以外に安全		L 天を
	│ するプロセスが大事なので、その状況を説明し │	(もらいたい。)	
事業者説明要旨	① 自主的な対策(例)として以下について説明。		
尹未 白	・ 各種注水冷却対応として、ろ過水ポンプを用い	た 原 子 信 一 原 ゴ	乙后故
	特権性が情報が応じて、う過がポックを用い 納容器、ならびに使用済燃料プールへの注水(が作
	・ 注水冷却ならびに放射性物質の拡散抑制対応		方自動
	車及び大型化学高所放水車を用いた使用済炉	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	泡消火		
	・ 原子炉格納容破損防止対策としてコリウムシー	・ルド、コリウムバ	ッファ
	を設置		
	・ 緊急時対策所の電源供給として電源車接続口	を位置的に分散	散して
	設置(第 22 回)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望 	・ 重大事故対策設備が機能喪失に至るような地別		_, ,,,
	設備に係る配管の建屋への接続部等の方が配		•
	壊れる可能性は高いと考える。耐震重要度の高		
	題無いが、特に接続部等への対策もしっかりま 回)	ラス (はしい。(<i>\$ 22</i>
		訓練するかどし	て新
	員がきちんと理解していなければいけない。今		
	備の増強で、より安全性が高まったことは評価で	_	
	こなす電力会社のエンジニアがいなければ宝の	もち腐れになる	。この
	エンジニアの能力の維持・向上が、今後の大事	な課題であり、長	長期的
	な視野で教育・訓練、OJT に取り組んで頂きたい	い。また、その取り	り組み
	を県民に見せて理解してもらうことが信頼性の	醸成や安心につ	つなが
	る。(第 22 回)		

論点項目	(1)安全対策全般(自主対策)	意見番号	52
検討会における論点	津波観測データの収集機能の整備及び運用面での	舌用について	
意見番号及び	① 地震・津波発生後のリアルタイムの観測データは	、重要であり、	この
関連質問の内容	ような機能を整備している(する予定)か。また、オ	ペレーション	に活
	かしているかについて確認したい。		
事業者説明要旨	① 国土交通省 GPS 波浪計データと、東北電力がこ		_
	た津波評価に関する膨大な知見を組合せ、発電		. , _
	津波の即時予測システムを東北電力独自に開発 て平成26年3月より運用を開始している。(第6回		20
	① GPS津波監視システムの情報は、中央制御室や	·	空で
	認識が可能であり、気象庁発表の津波注意報、		
	動に備え、GPS津波監視システムの情報は、参え		.,
	状況監視に活用している。		
	(第6回)		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	・ GPS 津波監視システムで得られる津波の情報につ	ついて、予測な	から津
	波到達まで人がどれだけの事をできるかを踏まえ	た上で発電所	「の運
	転にどう生かすか検討してほしい。(第6回)		
	・GPS 津波監視システムの更なる有効活用のため、将来的に以下の改		
	│ 善が望まれる。(第6回) │ - 現状、2つの波浪計を活用することを前提とし	ているが 1~	っが储
	用できない場合の対応や観測波源の拡大	(V V V V V V V V V V V V V V V V V V V	フル・区
	- 発電所の運転停止判断やサイト内の避難誘導	への活用	
	・ GPS 津波監視システムは、宮城中部沖(金華山沖)や宮城北部	沖(広
	田湾沖)の GPS 波浪計でキャッチしてから動くシン	ステムなので、	、何分
	後に情報が得られるのか、タイムラインが必要。(第	6回)	
	・ 地震の早期警報システムのように津波についても	予測精度向」	上のた
	め、独自に別系統のシステムを組むとかで冗長性を	を高める必要だ	がある
	のではないかと思う。(第6回)		

3 その他			1
論点項目	(1)安全対策全般(自主対策)	意見番号	61
検討会における論点	過去の地震被害による教訓と対策について		
 意見番号及び	① 今回の被災のみではなく、東電の柏崎刈羽発	雷所の被害かど	`過去
関連質問の内容	の地震被害の教訓を受けて被害想定をどのよ		
	地震対策のシナリオを作成したかを伺いたい。		XV)
	地展内水ツン / ja を FDX U/C/ で 同V /CV 。		
事業者説明要旨	① 建設時以降の地震経験、耐震安全性に係る知	印見、国の規格基	基準等
	を踏まえ、耐震設計に用いる地震動の見直し	、耐震対策工事の	の実
	施など、継続的に発電所の耐震性向上に取り	組んでいる。(第	20
	回)		
	① 2005年宮城県沖地震、2006年耐震設計審查	を指針改訂に対し	て
	は、当時の基準地震動を一部超過した要因気	が析結果や地質認	周査
	結果等を踏まえ、基準地震動を 580 ガルに見	直し、Sクラス設ク	備の
	耐震対策工事を実施。(第20回)		
	① 2007年新潟県中越沖地震に対しては、柏崎	川羽発電所での	分析
	結果を踏まえ、主要設備や屋外施設(主変圧		
	認、事務本館の耐震工事、事務新館(免震構		
	体制の強化(消防車の追加配置、大型消火器		
	厳格な事故報告体制を構築。(第20回)		73
		V #N 七十 T	小電
	の教訓などを踏まえ、基準地震動の策定、耐力を表現している。		/ノIII]
1A=1.0 # (1)	震設計の強化を図り、安全性向上対策を実施	円。 (弗 20 四)	
検討会等で出された	く東北電力への意見・要望>	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -) = T= 10
意見・要望 	過去だけでなく、今後、国内外で起きた地震被害	もアータベース	に取り
	込み地震対策のシナリオ作成に反映してほしい。		

論点項目	(2)原子力防災	意見番号	84
検討会における論点	東日本大震災以降における防災訓練の充実化に	ついて	•
意見番号及び	① 非常用電源の接続訓練は従来から実施してい	いたのか。本来 第	を施し
関連質問の内容	て然るべき訓練をしっかり実施していたのかど	うか、整理して訪	見明し
	てもらいたい。(3.11 地震後の訓練における改	で善点等について	ても確
	認したい。)		
事業者説明要旨	① 震災以降、対応要員の能力向上を図るため、		•
	示、休日を考慮した総合的な防災訓練を実施	。訓練結果につ	いて
	社外機関による評価も受けている。 ************************************	加生みル 戸 し	小房)~
	また、現場対応能力を向上させるため、総合記録を表示を表示では、これを相会した。		
	伴う交流電源がすべて喪失したことを想定した 働での電源確保のための電源車接続訓練、		
	のための送水ポンプ車等によるホース接続記	-	
	訓練などの要素訓練を実施している。(第2回		CINA
	Mulling Con A Mulling Country Con (N) 2 III	,	
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>		
意見・要望	継続的な訓練とその結果に基づく訓練方法等の改	女良を進めてほし	い。

るっての他	/ o > !++n / PP	* P * P	0.5
論点項目 	(3)情報公開	意見番号	85
検討会における論点	東北地方太平洋沖地震後の健全性確認における	第三者評価につ	いて
意見番号及び	① 地震後の健全性評価、改良対策等で、学会の	ような第三者の	評価
関連質問の内容	を受ける場所での公開実績を説明してもらいた	-V ' ₀	
 事業者説明要旨	│ ① 地震後の健全性確認点検等の内容について、	2012 年度以降	国
事未占此列女占	内学会だけではなく、国際会議においても、地		
	況、3.11 地震の観測記録の分析結果やシミュ		
	耐震補強工事等について積極的に報告・議論		
	震で得た貴重な知見を広く発信している。(第	. ,	11 70
	(1)地震後の健全性確認点検	20 円)	
	・保全学会、土木学会、電力土木		
	(2)3.11 地震に対する建物・構築物の各種シミ=	・レンー・ションノ角をお行	
	・WCEE(世界地震工学会議)(リスボン、サンラ		
	・SMiRT(国際原子力構造力学会議)(サンフ	•	チェフ
	ター、釜山、シャーロット)・IAEA work shop)		
	・十木学会・電力十木	* 建架子云	
	(3)耐震補強工事		
		+ 始兴人, 電土」	L. - - -
	・WCEE(世界地震工学会議)(サンチアゴ)・፳	基架子云・電 刀コ	
	(4) 耐震実験		
	•WCEE(世界地震工学会議)(サンチアゴ)	L#:\#	÷
	・SMiRT(国際原子力構造力学会議)(釜山)・	博	€
	・建築学会・コンクリート工学会・保全学会		
1A=1 A Mr - 11 - 1 - 1	/ *		
検討会等で出された	<東北電力への意見・要望>	1 th 7 th 4 th 1 th	_)
意見・要望	・ 今後も地震後の健全性確認点検等に係る研究		
	積極的に情報発信を願う。その姿勢が電力会社	一の信頼感の簡	護成に
	つながるのではないか。(第 20 回)		

論点項目	(4) その他	意見番号	83	
検討会における論点	原子力発電所におけるテロ対策について			
意見番号及び	① テロ対策について説明してもらいたい。			
関連質問の内容	【関連質問】			
	②サイバーテロや物理的なテロに対する検討状治		寸体	
	制も含めて説明の機会を作っていただきたい。 	(第8回)		
*****************************		2011 12 2 - 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1	AF. 2	
事業者説明要旨	□ 原子力発電所におけるテロ対策は、未然防止だけではなく事態を 深刻化させないことも重要であることから、次のような対策を進めてい			
	(株別化させないことも重要であることから、次の) る。(第 14 回)	よりな対象を進め	9 (1)	
	(1)核物質防護対策			
	使用、貯蔵、輸送中の核物質の不法移転を防」	上することや原子	- 力施	
	設の妨害破壊行為及び使用、貯蔵、輸送中の			
	為に対して防護すること、妨害破壊行為による放	対線影響の緩和	和また	
	は最小化すること等、核物質を第三者の接近か	ら物理的に防語	隻する	
	ことを目的とし、米国同時多発テロ以降、IAEA の	のガイドラインにま	基づき	
	国内の核物質防護の水準を国際的なレベルま			
	地方太平洋沖地震を起因とする東京電力(株)	福島第一事故る	を踏まし	
	え更なる強化を図っている。			
	(2)サイバーテロ対策 原子力発電所の重要な情報システムは、原則と	い てめ 如ういい	ローカ	
	(電気通信回線)に接続しないことや接続する。			
	不正アクセス行為が出来ないよう遮断装置(ファ		•	
	置することなどの強化を図っている。	•	, _,,,	
	(3)意図的な航空機衝突等への対策(特定重大事	な等対処施設を	Ė	
	含む)			
	意図的な航空機衝突等への可搬式設備を中心	とした対策(可掬	设式設	
	備・接続口の分散配置)、及び更にそのバックア	マプとして、特定	巨重大	
	事故等対処施設の整備(常設化)が新規制基準	で要求されてい	る。	
	(4)内部脅威対策(個人の信頼性確認制度等)	♥)→┺₽➤	<u>z </u>	
	従来の外部脅威(テロ等の妨害破壊行為)対策			
	(インサイダー)を想定した対策(個人の信頼性 護区域への監視装置の設置)を強化	:唯祕制及の得/	八、炒口	

事業者説明要旨 ② 社長以下、核物質防護等に関する体制を整備しており、発電所に は核物質防護管理者を配置し、核物質防護に関する業務を統一的 に管理するとともに、必要な指導・助言を行う体制としている。(第14 回) ② 新規制基準においても発電所施設に対する人の不法な侵入や不 正アクセス行為の防止について要求されており、核物質防護対策を 基本として対応する。(第14回) く東北電力への意見・要望> 検討会等で出された ・ (再掲)サイバーテロや物理的なテロに対する検討状況について、検 意見・要望 討体制も含めて説明の機会を作っていただきたい。(第8回) ※関連 質問として採用